

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年9月29日

【計算期間】 第4期中（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

【発行者名】 住友生命2023基金流動化株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 関口 陽平

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 東京共同会計事務所内

【事務連絡者氏名】 北川 久芳

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 東京共同会計事務所

【電話番号】 (03)5219-8777(代表)

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【管理資産を構成する資産の状況】

(1)【管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等】

振替社債

- a 住友生命2023基金流動化株式会社第1回無担保社債（以下「本社債」といいます。）は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含み、以下「社債等振替法」といいます。）の規定の適用を受け、後記「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとし、
- なお、本社債の各社債の金額は金1,000万円とし、発行価額の総額は金500億円です。
- b 社債等振替法に従い本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債に係る社債券は発行されません。本社債の社債券（以下「本社債券」といいます。）が発行される場合は、無記名式で利札付きに限るものとし、本社債券の券面種類は1,000万円の1種とし、記名式への変更はしません。

管理資産の流動化の基本的仕組みの概要等



- a 住友生命2023基金流動化株式会社（以下「当社」といいます。）は、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ5万円として、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）に基づき日本国内で設立された株式会社であり、その全ての普通株式は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。その後の改正を含み、以下「一般社団法人法」といいます。）に基づき日本国内で設立された一般社団法人である一般社団法人住友生命債権流動化ホールディングス（以下「本一般社団法人」といいます。）によって保有されています。
- b 当社は、2023年7月11日付で本社債につき、株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」といいます。）からA+の予備格付を取得し、払込期日（2023年8月3日）にR&IからA+の本格付を取得しました。詳細については、後記「本社債に関する信用格付」をご参照下さい。
- c 大和証券株式会社（以下「大和証券」又は「原保有者」といいます。）は、2023年7月27日付で大和証券及び住友生命保険相互会社（以下「住友生命」といいます。）の間で締結された基金拠出契約書（その後の変更及び修正を含み、以下「本基金拠出契約」といいます。）に基づき、2023年8月3日付で500億円を、住友生命に対して基金として拠出し、基金の利息支払及び元本償還請求権並びにこれらに関する一切の権利（以下「本基金債権」といいます。）を住友生命に対して取得しました。
- d 当社は、2023年7月27日付で大和証券及び当社の間で締結された基金債権譲渡契約書（その後の変更及び修正を含み、以下「本基金債権譲渡契約」といいます。）に基づき、2023年8月3日付で原

保有者から本基金債権の譲渡を受けました。当社が原保有者に支払う本基金債権の売買代金は本社債の発行によって調達しました。かかる本基金債権の原保有者から当社に対する譲渡については、本基金債権の債務者である住友生命の譲渡実行日における確定日付ある証書による承諾によって債務者及び第三者に対する対抗要件が具備されました。

- e 本基金債権譲渡契約に基づく本基金債権の原保有者から当社に対する譲渡の後においては、住友生命による本基金債権の利息の支払及び元本の償還は当社に対して直接行うものとされています。
- f 当社は、原保有者から譲渡を受けた本基金債権から生じるキャッシュ・フローを裏付けとして、日本国内市場において、本社債を発行し、大和証券、S M B C 日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、野村証券株式会社、しんきん証券株式会社及び三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社が引受を行いました。
- g 本社債は、一般募集です。
- h 本社債は年1回利息支払を行い、2028年8月8日（以下「最終償還日」といいます。）にその元金を一括して償還します。但し、本基金拋出契約の規定に基づき、(a)本基金最終償還日（以下に定義されます。）が本基金繰延後最終償還日（以下に定義されます。）に繰り延べられた場合及び(b)本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合には、最終償還日は当該繰延後の本基金繰延後最終償還日の直後の利払日（以下に定義されます。）まで延長されるものとされます。また、当社が住友生命から本基金債権の元本が期限前償還される旨の通知を受領した場合、本社債の元金を一括して期限前償還します。
- i 当社は、(a)本社債の発行に先立ってその普通株式及びA種優先株式の発行によって受領した出資発行代り金については、その総額を当社が本社債関連口座として開設した口座に入金した上、153,150,000円については利息支払勘定（以下に定義されます。）において管理し、本社債の利息の支払等のための現金準備として留保し、出資発行代り金から上記金額を差し引いた残額については費用支払勘定（以下に定義されます。）において管理し、当社の諸費用の支払等のための現金準備として留保し、(b)2023年7月27日付で当社及び住友生命の間で締結された信用枠設定契約証書（その後の変更及び修正を含み、以下「本信用枠設定契約」といいます。）に基づき住友生命から一定範囲で本社債の利息の支払の資金を借り入れる権利を有し、並びに(c)本信用枠設定契約に基づく個別貸付（以下に定義されます。）及び特別貸付（以下に定義されます。）に係る借入金の元利金その他の支払については、当該支払を行うべき日（当日を含みます。）までに支払うべき本社債の元金及び本社債の利息が全て支払われたことを停止条件として行われるものとし、以て本社債の流動性補完措置とします。
- j 当社は、2023年7月27日付で当社及び三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」又は「本資産管理受託会社」といいます。）の間で締結された「資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約」（その後の変更及び修正を含みます。）に基づき、本資産管理受託会社に対し、本基金債権の管理及び処分に係る業務を委託しています。

本半期報告書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

「アドバイザリー契約」とは、当社及び大和証券の間の2023年7月27日付アドバイザリー契約（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「会計監査人」とは、当社の会計監査人を行い、有限責任 あずさ監査法人をいいます。

「会社更生法」とは、会社更生法（平成14年法律第154号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「会社法施行規則」とは、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「借入申込可能金額」とは、各個別貸付に関連して当社が本信用枠設定契約に基づき住友生命に対して借入を申し込むことができる最大の金額をいい、以下の算式によって各借入申込日に計算される金額をいいます。

（算式）

$M = A + B - C$ （但し、計算の結果が0を下回った場合のMは0とします。）

M：借入申込可能金額

A：当該借入申込日の直後に到来する本基金利払日において本基金拠出契約に基づき支払われるべき本基金利息について、本信用枠設定契約第5条第1項に基づく住友生命からの通知に記載された当該本基金利払日における本基金利息支払予定額を基準として計算される本基金利息に課される源泉徴収の金額

B：当該本基金利払日の直後に到来する個別貸付予定返済日において本信用枠設定契約に基づき当社が住友生命に対して支払うべき個別貸付の元利金の合計額

C：当該借入申込日の5銀行営業日前の日における当社の利息支払勘定の残高

「借入申込金額」とは、各個別貸付において当社が住友生命に対して貸付を希望する金額で、借入申込通知書に「借入申込金額」として記載される金額をいいます。

「借入申込通知書」とは、当社が住友生命に対して本信用枠設定契約に基づき個別貸付を受けることを希望する旨通知するために、後記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」、b「流動性補完の形態」、(b)「本信用枠設定契約」、()の記載に従って当社から住友生命に対して交付される書面をいいます。

「借入申込日」とは、各本基金利払日に関連して、当該本基金利払日直後に到来する利払日の15銀行営業日前の日をいいます。

「元金残存期間」とは、下記に掲げるものをいいます。

(a) 本社債組織変更期限前償還日の翌日（当日を含みます。）から最終償還日（当日を含みます。）までの期間が1年未満である場合には、次の算式により得られる月数。

$$\text{各本社債元金残高に係る残存月数} + \frac{\text{各本社債元金残高に係る残存端日数}}{30}$$

(b) 本社債組織変更期限前償還日の翌日（当日を含みます。）から最終償還日（当日を含みます。）までの期間が1年以上である場合には、次の算式により得られる年数。

$$\frac{\text{各本社債元金残高に係る残存月数}}{12} + \frac{\text{各本社債元金残高に係る残存端日数}}{365}$$

「元金償還勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき、本社債関連口座に元金償還勘定として設けられた勘定をいいます。

「幹事会社」とは、本社債の引受を行う大和証券、S M B C日興証券、みずほ証券、野村證券、しんきん証券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券を総称していいます。

「元本残存期間」とは、下記に掲げるものをいいます。

(a) 本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日（当日を含みます。）から最終償還日（当日を含みます。）までの期間が1年未満である場合には、次の算式により得られる月数。

$$\text{本基金元本残高に係る残存月数} + \frac{\text{本基金元本残高に係る残存端日数}}{30}$$

(b) 本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日（当日を含みます。）から最終償還日（当日を含みます。）までの期間が1年以上である場合には、次の算式により得られる年数。

$$\frac{\text{本基金元本残高に係る残存月数}}{12} + \frac{\text{本基金元本残高に係る残存端日数}}{365}$$

「業務規程等」とは、後記「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則を総称していいます。

「銀行営業日」とは、東京において法令等により銀行が休日とされる日以外の日をいいます。

「金融商品取引法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「経過利息」とは、既に経過した期間に係る本社債の利息であり、利払日が到来していないため支払われていないものをいい、適用利率により後記「利払日及び利息支払の方法」の記載に準じて計算されるものとします。但し、未払残高を含まないものとします。

「現在価値」とは、本基金元本残高若しくは本基金将来利息金額又は各本社債元金残高若しくは本社債将来利息金額の現在価値との意味において、それぞれ本基金元本残高若しくは本基金将来利息金額又は各本社債元金残高若しくは本社債将来利息金額を、次の算式により得られる値で除した金額をいいます。

$$(1 + \text{参照レート})^{\text{残存年数}}$$

「原保有者」とは、当初の基金拠出者であり、本基金債権の当初の保有者である大和証券をいいます。

「口座管理機関」とは、業務規程等に定める口座管理機関をいいます。

「更生特例法」とは、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「国債金利情報ページ」とは、財務省ホームページ内「国債金利情報」ページにおける「金利情報」（https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcn.csv）（その承継ファイル及び承継ページを含みます。）又は当該「国債金利情報」ページ（その承継ファイル及び承継ページを含みます。）からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくはダウンロードできるファイルをいいます。

「国債金利を求める期間」とは、元金残存期間又は元本残存期間に対応する期間をいいます。但し、元金残存期間又は元本残存期間を満期とする円建て社債の条件決定において参照する国債が得られない場合には、(a)元金残存期間又は元本残存期間より短い期間を満期とする円建て社債の条件決定において参照する国債のうち、最も長い期間を満期とするものの期間及び(b)元金残存期間又は元本残存期間より長い期間を満期とする円建て社債の条件決定において参照する国債のうち、最も短い期間を満期とするものの期間の2つの期間をいいます。

「個別貸付」とは、各本基金利払日において、後記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」、b「流動性補完の形態」、(b)「本信用枠設定契約」、()記載の条件が全て満たされていることを条件として本信用枠設定契約に基づき住友生命が当社に対して行うそれぞれの貸付をいいます。

「個別貸付適用利率」とは、各個別貸付に関連して、貸付が実行される日の2銀行営業日前の日の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページに表示される1年国債金利に0.20%を加えた利率をいいます。但し、かかる加算後の利率が0%を下回った場合の適用利率は0%とします。

「個別貸付予定返済日」とは、各個別貸付につき、当該個別貸付が行われた本基金利払日の次の本基金利払日の直後に到来する利払日をいいます。但し、本基金最終償還日において実行された個別貸付の元本及び利息に関しては、本基金最終償還日において住友生命が支払った本基金利息に関して源泉徴収が義務付けられる税金の全額又は一部の還付を当社が受けた場合における当該還付金について、当該受領日の2週間後の応当日（但し、当該日が銀行営業日以外の日に該当する場合には、その前銀行営業日とします。）をいいます。

「最終償還日」とは、2028年8月8日をいいます。但し、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本基金債権の概要」、e「償還の方法及び期限」の記載に従い、(a)本基金最終償還日が本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合及び(b)本基金繰延後最終償還日が更に次の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合には、最終償還日は当該繰延後の本基金繰延後最終償還日の直後の利払日まで延長されます。

「参照国債」とは、参照国債ディーラーから当社が選定する金融機関が選定する国債で、元本残存期間又は元金残存期間の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として国債金利を求める期間を満期とする円建て社債の条件決定において参照するものをいいます。

「参照国債金利」とは、以下のレートを行います。

- (a) 本基金組織変更償還価額決定基準日又は本社債組織変更期限前償還価額決定基準日のレートとして本基金組織変更償還利率決定日又は本社債組織変更期限前償還利率決定日の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページに表示される国債金利で、市場の慣行として国債金利を求める期間を満期とする円建て社債の条件決定において参照するものをいいます。
- (b) 本基金組織変更償還利率決定日又は本社債組織変更期限前償還利率決定日の東京時間午前10時に、国債金利情報ページに本基金組織変更償還価額決定基準日又は本社債組織変更期限前償還価額決定基準日のレートとしての国債金利が表示されない場合、又は国債金利情報ページが利用不可能な場合となった場合、当社は本基金組織変更償還利率決定日又は本社債組織変更期限前償還利率決定日に全ての参照国債ディーラーに対し、本基金組織変更償還価額決定基準日又は本社債組織変更期限前償還価額決定基準日の東京時間午後3時現在のレートとして提示可能であった参照国債の売買気配の仲値の半年複利利回り（以下「提示レート」といいます。）の提示を求めるものとします。
 - () 上記により当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが4者以上である場合、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除いた残りの提示レートの平均値（算術平均値を算出した上、小数点以下第3位未満の端数が生じた場合にはこれを四捨五入します。）を参照国債金利とします。
 - () 当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者又は3者である場合、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値（算術平均値を算出した上、小数点以下第3位未満の端数が生じた場合にはこれを四捨五入します。）を参照国債金利とします。
 - () 当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者に満たない場合、当該本基金組織変更償還利率決定日又は本社債組織変更期限前償還利率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページに表示済みの最新の国債金利を参照国債金利とします。

「参照国債ディーラー」とは、当社が本社債管理者と協議の上で国債市場特別参加者（財務省が指定する国債市場特別参加者をいいます。）又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から最大5者選定する金融機関をいいます。

「参照レート」とは、参照国債金利のうち、元本残存期間又は元金残存期間に対応する期間に係る利率（年率）を行います。元本残存期間又は元金残存期間に対応する期間に係る参照国債金利が得られない場合には、次に掲げる2つの参照国債金利を得て、かかる2つの値の間を線形補間して算出した値とします。但し、これらに基づき参照レートとすべき利率又は値が零を下回る場合には、参照レートは零とします。

- (a) 元本残存期間又は元金残存期間より短い期間に係る利率（年率）のうち、最も長い期間に係るもの。但し、元本残存期間又は元金残存期間が1年未満の場合、零とします。
- (b) 元本残存期間又は元金残存期間より長い期間に係る利率（年率）のうち、最も短い期間に係るもの。

「残存月数」及び「残存端日数」とは、本基金元本残高及び本基金将来利息金額並びに各本社債元金残高及び各本社債将来利息金額のそれぞれにつき、次に掲げるものをいいます。

- (a) 本基金元本残高に係る残存月数は、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日（当日を含みます。）から、最終償還日（当日を含みます。）までの毎月における本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の応当日のうち最終の応当日（当日を含みます。）までの期間に係る月数とし、本基金元本残高に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日（当日を含みます。）から最終償還日（当日を含みます。）までの期間に係る実日数とします。かかる最終の応当日が最終償還日である場合には、本基金元本残高に係る残存端日数は零とします。なお、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日（当日を含みます。）から最終償還日（当日を含みます。）までの期間が1か月に満たない場合、本基金元本残高に係る残存月数は零とし、残存端日数は本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日（当日を含みます。）から最終償還日（当日を含みます。）までの実日数とします。

- (b) 各本基金将来利息金額に係る残存月数は、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日（当日を含みます。）から、当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する利息計算基準日（当日を含みます。）までの毎月における本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の応当日のうち最終の応当日（当日を含みます。）までの期間に係る月数とし、当該本基金将来利息金額に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日（当日を含みます。）から当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する利息計算基準日（当日を含みます。）までの期間に係る日数とします。かかる最終の応当日が当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する利息計算基準日である場合には、当該本基金将来利息金額に係る残存端日数は零とします。なお、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日（当日を含みます。）から当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する利息計算基準日（当日を含みます。）までの期間が1か月に満たない場合、当該本基金将来利息金額に係る残存月数は零とし、残存端日数は本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日（当日を含みます。）から当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する利息計算基準日（当日を含みます。）までの実日数とします。
- (c) 各本社債元金残高に係る残存月数は、本社債組織変更期限前償還日の翌日（当日を含みます。）から、最終償還日（当日を含みます。）までの毎月における本社債組織変更期限前償還日の応当日のうち最終の応当日（当日を含みます。）までの期間に係る月数とし、各本社債元金残高に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日（当日を含む。）から最終償還日（当日を含みます。）までの期間に係る実日数とします。かかる最終の応当日が最終償還日である場合には、各本社債元金残高に係る残存端日数は零とします。なお、本社債組織変更期限前償還日の翌日（当日を含みます。）から最終償還日（当日を含みます。）までの期間が1か月に満たない場合、各本社債元金残高に係る残存月数は零とし、残存端日数は本社債組織変更期限前償還日の翌日（当日を含みます。）から最終償還日（当日を含みます。）までの実日数とします。
- (d) 各本社債将来利息金額に係る残存月数は、本社債組織変更期限前償還日の翌日（当日を含みます。）から、当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日（当日を含みます。）までの毎月における本社債組織変更期限前償還日の応当日のうち最終の応当日（当日を含みます。）までの期間に係る月数とし、当該本社債将来利息金額に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日（当日を含みます。）から当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日（当日を含みます。）までの期間に係る日数とします。かかる最終の応当日が当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日である場合には、当該本社債将来利息金額に係る残存端日数は零とします。なお、本社債組織変更期限前償還日の翌日（当日を含みます。）から当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日（当日を含みます。）までの期間が1か月に満たない場合、当該本社債将来利息金額に係る残存月数は零とし、残存端日数は本社債組織変更期限前償還日の翌日（当日を含みます。）から当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日（当日を含みます。）までの実日数とします。

「残存年数」とは、下記の算式により得られる年数をいいます。

$$\frac{\text{残存月数}}{12} + \frac{\text{残存端日数}}{365}$$

「資産関連諸契約」とは、本基金債権譲渡契約、本信用枠設定契約、本資産管理委託契約及び本事務管理委託契約を総称していいます。

「資産流動化法」とは、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「資産流動化法施行令」とは、資産の流動化に関する法律施行令（平成12年政令第479号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「支払金額」とは、未払残高支払事由が生じた場合における当該未払残高支払事由に係る本基金利息未払残高支払額相当額である支払金額をいいます。

「支払金額の一通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、支払金額を残存する本社債の元金で除したものをいいます。但し、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

「資本事由」とは、保険業法若しくはその他の関連法令、告示又はそれらの解釈に係る改正又は変更が公表され、本基金が保険業法及びその他の関連法令における相互会社の基金又はその時点において適用のある規制上の要件において相互会社の基金と同等の資本性を有するものとして取り扱われないこととなり、住友生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「資本事由償還日」とは、本基金拋出日以降に資本事由が生じ、且つ継続している場合において、住友生命が、その選択により行う資本事由による本基金元本の償還のために設定する日をいいます。

「出資発行代り金」とは、当社が本社債の発行に先立ってその普通株式及びA種優先株式の発行によって受領した発行代り金をいいます。

「償還日」とは、後記「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」(a)から(c)までの記載に基づき本社債が償還される日をいいます。

「譲渡実行日」とは、本基金債権譲渡契約に基づき、本基金債権が原保有者から当社に譲渡された2023年8月3日をいいます。

「商法」とは、商法（明治32年法律第48号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「しんきん証券」とは、しんきん証券株式会社又はその承継人をいいます。

「信用枠金額」とは、359,902,500円をいいます。

「税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、住友生命に課される法人税の計算において本基金利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、住友生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「税制事由償還日」とは、本基金拋出日以降に税制事由が生じ、且つ継続している場合において、住友生命が、その選択により行う税制事由による本基金元本の償還のために設定する日をいいます。

「ソルベンシー・マージン比率」とは、その時点において有効な保険業法若しくはその他の法令、告示又はそれらの解釈における意味を有します。

「適用利率」とは、後記「利率」において定められる本社債の利率をいいます。

「東京共同会計事務所」とは、株式会社東京共同会計事務所又はその承継人をいいます。

「当社上位債務」とは、当社同順位劣後債務及び本社債に関する当社の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる当社の債務をいいます。

「当社同順位劣後債務」とは、当社の清算手続における支払につき本社債に関する債務と同順位となることが明示された当社のその他の債務をいいます。

「当社劣後支払条件」とは、下記のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- (a) 当社の清算手続（会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は当社に知れている債権者に係る全ての当社上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

- (b) 当社の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての当社上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含みます。）を受けた場合。
- (c) 当社の更生手続において、会社更生法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての当社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (d) 当社の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての当社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (e) 当社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて当社上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付することが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生するものとします。

「当社劣後事由」とは、下記に該当する場合をいいます。

- (a) 当社について、清算手続（会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）が開始された場合。
- (b) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
- (c) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。
- (d) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本(d)による当社劣後事由は生じなかったものとみなされます。
- (e) 当社について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「特定調停法」とは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「特別貸付」とは、本基金特別支払日において、後記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」、b「流動性補完の形態」、(b)「本信用枠設定契約」、() から までに記載されている条件が全て満たされていることを条件として本信用枠設定契約に基づき住友生命が当社に対して行うそれぞれの貸付をいいます。

「特別貸付事由」とは、本基金特別支払日において本基金拠出契約に基づき住友生命が当社に対して支払を行うべき場合において、当社が当該支払に関し税金の源泉徴収又は控除を義務付けられる場合をいいます。

「特別貸付予定返済日」とは、各特別貸付について、関連する本控除額に関する税金の還付金を権限ある政府機関から本控除額の全額について当社が受領した日を含む月の翌月の最終の銀行営業日をいいます。

「特別借入金額」とは、各本基金特別支払日において、本控除額から当該本基金特別支払日の10銀行営業日前の日における当社の利息支払勘定の残高を控除した金額（但し、計算の結果が0を下回った場合の当該金額は0とします。）をいいます。

「特別借入申込通知書」とは、当社が住友生命に対して本契約に基づき特別貸付を受けることを希望する旨通知するために、後記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」、b「流動性補完の形態」、(b)「本信用枠設定契約」、() の記載に従って当社から住友生命に対して交付される書面をいいます。

「特別借入申込日」とは、各本基金特別支払日に関連して、当該本基金特別支払日の10銀行営業日前の日をいいます。

「特別適用利率」とは、各特別貸付に関連して、貸付が実行される日の2銀行営業日前の日の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページに表示される1年国債金利に0.20%を加えた利率をいいます。但し、かかる加算後の利率が0%を下回った場合の適用利率は0%とします。

「野村證券」とは、野村證券株式会社又はその承継人をいいます。

「破産法」とは、破産法（平成16年法律第75号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「払込期日」とは、2023年8月3日をいいます。

「費用支払勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき、本社債関連口座に費用支払勘定として設けられた勘定をいいます。

「法定基金償還限度額」とは、住友生命の各事業年度に関して、住友生命の貸借対照表上の純資産額から、(a)基金の総額、(b)損失てん補準備金及び保険業法第56条の基金償却積立金の額（保険業法第59条第2項の規定により取り崩した基金償却積立金の額があるときは、その合計額を含みます。）、(c)基金利息の支払額、(d)当該決算期に積み立てることを要する損失てん補準備金の額、(e)基金申込証拠金の科目に計上した額、(f)再評価積立金の科目に計上した額、(g)のれん等調整額に関する保険業法施行規則第30条第2項第3号に定める額、(h)その他有価証券評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）、(i)繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに(j)土地再評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）の合計額、を控除した金額をいいます。

「法定基金利払限度額」とは、住友生命の各事業年度に関して、住友生命の貸借対照表上の純資産額から、(a)基金の総額、(b)損失てん補準備金及び保険業法第56条の基金償却積立金の額（保険業法第59条第2項の規定により取り崩した基金償却積立金の額があるときは、その合計額を含みます。）、(c)基金申込証拠金の科目に計上した額、(d)再評価積立金の科目に計上した額、(e)その他有価証券評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）、(f)繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに(g)土地再評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）の合計額、を控除した金額をいいます。

「保管振替機構」とは、株式会社証券保管振替機構又はその承継人をいいます。

「保険業法」とは、保険業法（平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「保険業法施行規則」とは、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「本一般社団法人誓約書」とは、本一般社団法人が当社及び本社債管理者に差し入れた2023年7月27日付の誓約書をいいます。

「本格付機関」とは、株式会社格付投資情報センター又はその承継人をいいます。

「本元本繰延後基金利払日」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、 「本基金債権の概要」、 e「償還の方法及び期限」の記載に従い、本基金最終償還日又はある本基金繰延後最終償還日において本基金元本の償還が次の本基金繰延後最終償還日まで繰り延べられた場合における当該次の本基金繰延後最終償還日である当該繰延後の本基金の利息の各支払日をいいます。

「本基金」とは、本基金拠出契約に基づき、大和証券が拠出した金銭をいいます。

「本基金元本」とは、本基金拠出契約に基づき住友生命が償還するものとされる本基金債権の元本をいいます。

「本基金元本繰延後利率」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本基金債権の概要」、f「利率」但書に定める利率をいいます。

「本基金元本残高」とは、本基金組織変更償還日時点における本基金の未償還の元本残高をいいます。

「本基金元本償還予定額」とは、本基金最終償還日において、本基金拋出契約に基づき住友生命が支払うべき義務を負担し、且つ保険業法その他適用ある法令の規定による制限上支払うことが法律上許される本基金元本の金額をいいます。

「本基金期限前償還」とは、本基金元本の期限前償還をいいます。

「本基金拋出契約」とは、大和証券及び住友生命の間の2023年7月27日付基金拋出契約書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本基金拋出契約締結日」とは、本基金拋出契約の締結日である2023年7月27日をいいます。

「本基金拋出者」とは、当初においては本基金拋出契約における基金の拋出者である大和証券をいい、本基金債権譲渡契約に基づき本基金債権及び大和証券が有する本基金拋出契約上の地位が当社に譲渡された後は当社をいいます。

「本基金拋出日」とは、2023年8月3日をいいます。

「本基金繰延後最終償還日」とは、保険業法第55条第2項の制限により償還されずに繰り延べとなった本基金元本についての償還日のことをいい、償還されなかった期日（本基金最終償還日か本基金繰延後最終償還日かを問いません。）を基準として住友生命の次の事業年度の8月8日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日をいいます。

「本基金繰延後利息」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本基金債権の概要」、e「償還の方法及び期限」の記載に従い、本基金最終償還日又はある本基金繰延後最終償還日において本基金元本の償還が次回の本基金繰延後最終償還日まで繰り延べられて以降、当該次回の本基金繰延後最終償還日である本元本繰延後基金利払日を支払日とし、当該本元本繰延後基金利払日に係る本基金利息計算期間1年分の利息として、当該本基金利息計算期間の初日の未償還元本金額に、本基金元本繰延後利率を乗じて算出された金額をいいます。

「本基金繰延利息支払日」とは、本基金利息の支払が繰り延べられた場合の住友生命の次の事業年度の8月8日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日をいいます

「本基金経過利息」とは、本基金利払日又は本元本繰延後基金利払日が到来していないため支払われていない本基金本利息又は本基金繰延後利息をいい、その対象となる計算期間について、その1年の日割りをもってこれを計算し、1円に満たない端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。但し、本基金利息未払残高を含まないものとします。

「本基金債権」とは、本基金拋出契約に基づき、大和証券が住友生命に対して本基金を拋出することによって発生した基金の利息支払及び元本償還請求権並びにこれらに関する一切の権利を総称していいます。

「本基金債権譲渡契約」とは、大和証券及び当社の間の2023年7月27日付基金債権譲渡契約書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本基金最終償還日」とは、2028年8月8日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日をいいます。

「本基金上位債務」とは、本基金同順位劣後債務及び本基金に関する住友生命の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる住友生命の債務をいいます。

「本基金将来利息金額」とは、各本基金将来利払日につき、期限前償還がなされず、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本基金債権の概要」、g「利息支払の方法及び制限」但書及び後記(6)「投資リスク」、「投資に関するリスクの特性」、a「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」、(f)「住友生命が拠出を受ける他の基金に関するリスク」に記載の制限に服しないと仮定した場合に、当該本基金将来利払日に支払われるべきであった本基金本利息（後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本基金債権の概要」、e「償還の方法及び期限」の規定に従い、本基金元本の償還が繰り延べられている場合には本基金繰延後最終償還日に支払われるべきであった本基金繰延後利息）の額をいいます。但し、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日が利息計算基準日である場合を除き、本基金組織変更償還日の直後に到来する本基金将来利払日（本基金組織変更償還日が本基金利払日である場合には、当該本基金利払日）又は本基金繰延後最終償還日に係る本基金将来利息金額は、かかる金額から本基金組織変更償還経過利息の額を控除した額とします。

「本基金将来利払日」とは、本基金組織変更償還日の翌日（当日を含みます。）以降に到来する各本基金利払日（後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本基金債権の概要」、e「償還の方法及び期限」の規定に従い、本基金元本の償還が繰り延べられている場合には本基金繰延後最終償還日）をいいます。但し、本基金組織変更償還日が本基金利払日である場合で、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日が利息計算基準日以外の日となる場合には、当該本基金利払日を含みます。

「本基金組織変更償還価額決定基準日」とは、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の前月の応当日（前月に応当日が存在しない場合には前月の末日とし、かかる応当日又は末日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）をいいます。

「本基金組織変更償還経過利息」とは、本基金組織変更償還経過利息起算日を基準として、以下の算式に従い算出された金額（1円に満たない端数が生じた場合にはこれを四捨五入します。）をいいます。

期限前償還時点 における本基金× 元本の金額	後記(2)、 に定める利率	f「利率」× 本基金組織変更償還経過利息起算日 （当日を含みます。）から本基金組 織変更償還日の3銀行営業日後の日 （当日を含む。）までの実日数
		365

上記にかかわらず、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日が8月8日である場合には、本基金組織変更償還経過利息の額は本基金年間利息金額とします。なお、本基金組織変更償還日が本基金利払日である場合、かかる本基金組織変更償還経過利息以外に後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本基金債権の概要」、g「利息支払の方法及び制限」本文に定める利息は支払われません。

「本基金組織変更償還経過利息起算日」とは、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日をいいます。

「本基金組織変更償還日」とは、住友生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が住友生命の社員総会又は総代会で承認された場合における、当該組織変更の効力発生日の4銀行営業日前の日をいいます。

「本基金組織変更償還利率決定日」とは、本基金組織変更償還価額決定基準日の翌銀行営業日をいいます。

「本基金同順位劣後債務」とは、全ての住友生命の基金に関する債務及び住友生命の清算手続における支払につき住友生命の基金又は本基金に関する債務と同順位となることが明示された住友生命のその他の債務をいいます。

「本基金特別支払日」とは、本基金最終償還日及び本基金利払日以外において、住友生命が本基金拠出契約に基づき当社に対して支払を行う日をいいます。

「本基金年間利息金額」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本基金債権の概要」、g「利息支払の方法及び制限」の記載に従い決定される、各本基金利払日及び本元本繰延後基金利払日に支払われるべき利息の金額をいいます。

「本基金本利息」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本基金債権の概要」、f「利率」に記載される（本基金元本の償還が繰り延べられる前の）利率による利息をいいます。

「本基金利息未払残高」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本基金債権の概要」、g「利息支払の方法及び制限」本文の記載に従って繰り延べられた利息をいいます。

「本基金利息」とは、本基金拋出契約に基づき住友生命が支払うものとされる本基金債権の利息をいい、本基金本利息、本基金利息未払残高及び本基金繰延後利息の総称をいいます。

「本基金利息計算期間」とは、ある本基金利払日その他の利息の支払日において、当該利息の支払日の直前の利息計算基準日（当日を含みます。）から当該利息の支払日の直後に到来する利息計算基準日（当日を含みます。）までの期間をいいます。

「本基金利息構成項目」とは、本基金本利息、本基金繰延後利息及び本基金利息未払残高のそれぞれをいいます。

「本基金利払日」とは、2024年（当年を含みます。）から2028年（当年を含みます。）までの毎年8月8日（当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。）の3銀行営業日前の日をいいます。

「本基金利息支払予定額」とは、各本基金利払日において、本基金拋出契約の条項に基づき住友生命が支払うべき義務を負担し、且つ保険業法その他適用ある法令の規定による制限上支払うことが法律上許される本基金利息の金額をいいます。

「本基金劣後支払条件」とは、下記に該当する場合をいいます。

- (a) 住友生命の清算手続（保険業法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は住友生命に知れている債権者に係る全ての本基金上位債務が、保険業法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (b) 住友生命の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての本基金上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を（供託による場合を含みます。）を受けた場合。
- (c) 住友生命の更生手続において、更生特例法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての本基金上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (d) 住友生命の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての本基金上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (e) 住友生命に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて本基金上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本基金の元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生します。

「本基金劣後事由」とは、下記のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- (a) 住友生命について、清算手続（保険業法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）が開始された場合。
- (b) 管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
- (c) 管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、更生特例法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。

- (d) 管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本(d)による本基金劣後事由は生じなかったものとみなされます。
- (e) 住友生命について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「本基金劣後事由（本社債）」とは、本基金劣後事由が発生した場合をいいます。

「本業務委託契約」とは、本一般社団法人及び東京共同会計事務所との2019年6月3日付業務委託契約書（その後の変更及び修正を含みます。）及び2023年7月11日付覚書（その後の変更及び修正を含みます。）を総称していいます。

「本控除額」とは、特別貸付事由が生じた場合に、本基金拋出契約に基づき住友生命が当社に対して行う支払に関し当社が義務付けられている源泉徴収又は控除に係る金額をいいます。

「本資産管理委託契約」とは、当社及び三井住友信託銀行の間の2023年7月27日付資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約証書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本資産管理受託会社」とは、本資産管理委託契約における受託者である三井住友信託銀行をいいます。

「本資産等」とは、本基金債権譲渡契約に基づいて当社が取得した住友生命に対する本基金債権、その回収金、本社債関連口座の残高及びその余裕金からの投資その他当社に帰属すべき資産をいいます。

「本事務管理委託契約」とは、当社及び東京共同会計事務所との2023年7月11日付事務管理委託契約書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本社債管理委託契約」とは、当社及び三井住友信託銀行の間の2023年7月27日付住友生命2023基金流動化株式会社第1回無担保社債管理委託契約証書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本社債管理者」とは、本社債の社債管理者である三井住友信託銀行をいいます。

「本社債関連口座」とは、本社債管理委託契約に基づき当社が本社債関連口座として開設した口座又は本社債管理委託契約に基づき変更された後の当該口座をいいます。

「本社債期限前償還日（利払日）」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、
「本基金債権の概要」、j「期限前償還」、(b)から(d)までの記載に基づき、当社が、本基金期限前償還が本基金利払日において行われる旨の通知を受領した場合における、その直後の利払日をいいます。

「本社債期限前償還日（利払日以外）」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、
「本基金債権の概要」、j「期限前償還」、(b)から(d)までの記載に基づき、当社が、本基金期限前償還が本基金利払日又は本元本繰延後基金利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合における、当該本基金期限前償還が行われる日の3銀行営業日後の日をいいます。

「本社債券」とは、本社債の社債券をいいます。

「本社債事務委託契約」とは、当社及び三井住友信託銀行の間の2023年7月27日付住友生命2023基金流動化株式会社第1回無担保社債事務委託契約証書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本社債将来利息金額」とは、各本社債将来利払日につき、（期限前償還されなければ）当該本社債将来利払日に支払われるべきであった各本社債の利息の額をいいます。但し、本社債組織変更期限前償還日が利払日である場合を除き、本社債組織変更期限前償還日の直後に到来する本社債将来利払日に係る本社債将来利息金額は、かかる金額から各本社債に係る経過利息の額を控除した額とします。

「本社債将来利払日」とは、本社債組織変更期限前償還日の翌日（当日を含みます。）以降、最終償還日（当日を含みます。）までに到来する各利払日をいいます。

「本社債税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、当社に課される法人税の計算において本社債の利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、当社のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「本社債税制事由償還日」とは、本基金拠出日以降に本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合において、住友生命が、その選択により行う本社債税制事由による本基金元本の償還のために設定する日をいいます。

「本社債組織変更期限前償還価額」とは、後記「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」、(e)に記載する償還価額をいいます。

「本社債組織変更期限前償還価額決定基準日」とは、本社債組織変更期限前償還日の前月の応当日（前月に応当日が存在しない場合には前月の末日とし、かかる応当日又は末日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日）をいいます。

「本社債組織変更期限前償還事由」とは、当社が、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本基金債権の概要」、j「期限前償還」、(e)「組織変更に際しての期限前償還」の記載に基づき、住友生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が住友生命の社員総会又は総代会で承認され、住友生命から本基金拠出契約に基づき本基金債権の全部を期限前償還する権限を行使する旨の書面による通知を当該組織変更の効力発生日の60日前までに受領することをいいます。

「本社債組織変更期限前償還日」とは、本社債組織変更期限前償還事由が発生した場合における、当該組織変更の効力発生日の前銀行営業日をいいます。

「本社債組織変更期限前償還利率決定日」とは、本社債組織変更期限前償還価額決定基準日の翌銀行営業日をいいます。

「本社債要項」とは、本社債の社債要項をいいます。

「本社債利息」とは、後記「利払日及び利息支払の方法」、aの記載に従い決定される、各利払日に支払われるべき本社債の利息をいいます。

「本種類の社債」とは、本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいいます。）の社債をいいます。

「本信用枠設定契約」とは、当社及び住友生命の間の2023年7月27日付の信用枠設定契約証書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本信用枠設定契約責任財産」とは、その時々利息支払勘定内の金銭をいいます。

「本信用枠設定契約第5条第1項に基づく住友生命からの通知」とは、本信用枠設定契約第5条第1項に基づき、住友生命が、本信用枠設定契約有効期間中、各本基金利払日に関連して、その直前の7月11日（当該日が銀行営業日でない場合は、その前銀行営業日とします。）までに、当該本基金利払日における本基金利息支払予定額及び（本基金最終償還日に関しては）本基金元本償還予定額を大要本信用枠設定契約において定められる様式による書面に記載し、これに住友生命の直前に終了した事業年度の監査済貸借対照表及び損益計算書の写し並びに当該本基金利息支払予定額及び本基金

元本償還予定額を支払うことを可能ならしめる住友生命の総代会における決議を証明する書面の写しを添付して、当社に対して行う通知をいいます。

「本信用枠設定契約締結日」とは、2023年7月27日をいいます。

「本信用枠設定契約有効期間」とは、本信用枠設定契約締結日（当日を含みます。）から本社債の元利金が全て完済される日までの期間をいいます。

「本税務事務管理委託契約」とは、当社及び東京共同会計事務所との2023年7月11日付税務事務管理委託契約書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「本責任財産」とは、当社の財産をいいます。

「本引受契約」とは、当社、住友生命及び幹事会社の間の2023年7月27日付住友生命2023基金流動化株式会社第1回無担保社債引受契約証書（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「みずほ証券」とは、みずほ証券株式会社又はその承継人をいいます。

「三井住友信託銀行」とは、三井住友信託銀行株式会社又はその承継人をいいます。

「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」とは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社又はその承継人をいいます。

「民事再生法」とは、民事再生法（平成11年法律第225号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「民事執行法」とは、民事執行法（昭和54年法律第4号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「民法」とは、民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「利息計算基準日」とは、2023年8月3日を第1回として、その後毎年8月8日（但し、2023年8月8日を除きます。）をいいます。

「利息支払勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき、本社債関連口座に利息支払勘定として設けられた勘定をいいます。

「利払日」とは、2024年8月8日を第1回とし、その後毎年8月8日（2024年8月8日を含みます。）をいいます。

「劣後事由」とは、当社劣後事由及び本基金劣後事由（本社債）を総称していいます。

「R&I」とは、株式会社格付投資情報センター又はその承継人をいいます。

「SMB C日興証券」とは、SMB C日興証券株式会社又はその承継人をいいます。

管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態

a 管理の方法及び管理の形態

管理資産を構成する本基金債権は当社の資産であり、本資産管理受託会社が本資産管理委託契約に従って管理資産を構成する本基金債権の管理を当社のために行います。本社債管理委託契約において、当社は、本基金債権を含む当社の資産につき、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、貸付、譲渡、交換、その他の処分を行うことが禁止されています。本基金債権の利息の支払による回収金は当社の利息支払勘定に、本基金債権の元本の償還による回収金は当社の元金償還勘定において保管され、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「管理資産の管理」、b「回収金の処理の方法」、(c)に記載の方法及び順序によってのみ利用することが可能であるとされています。

b 流動性補完の形態

(a) 普通株式及びA種優先株式の払込金

出資発行代り金のうち、153,150,000円については当社の本社債関連口座内の利息支払勘定において本社債の利息の支払等のための現金準備として、出資発行代り金から当該金額を差し引いた残額については本社債関連口座内の費用支払勘定において当社の諸費用の支払等のための現金準備として、それぞれ留保し、本社債要項において認められた方法及び順序に従い利用することができ、かかる金額の限度において本社債の利息の支払の流動性補完となり得ます。

(b) 本信用枠設定契約

() 当社は、本信用枠設定契約に基づき、各本基金利払日において、以下の条件の全てが満たされている場合にのみ、住友生命から借入申込可能金額を限度として借り入れを行い、その一部又は全部を本社債の利息の支払に利用することができます。かかる借入金にかかる金額の限度において、本社債の利息の支払の流動性補完となり得ます。

当該本基金利払日に関連して、本信用枠設定契約の規定に従い当社が借入申込通知書を住友生命に適式に交付し、これを住友生命が適式に受領していること。

上記 における借入申込通知書に記載された借入申込金額が、当該借入申込日における借入申込可能金額を超えていないこと。

上記 における借入申込通知書に記載された借入申込金額と当該時点における従前の個別貸付及び特別貸付に係る未返済金額（もしあれば）との合計額が信用枠金額を超えていないこと。

本社債が、有効に発行され、且つ成立していること。

当社が、本信用枠設定契約締結日において、以下に掲げる書面を全て住友生命に交付していること。

イ 本信用枠設定契約締結日前3か月以内に作成された当社の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

ロ 本信用枠設定契約締結日前3か月以内に作成された当社の印鑑証明書

ハ 本信用枠設定契約締結日現在における当社の定款の写し

ニ 本信用枠設定契約の締結を当社の取締役が決定したことを証する取締役決定書の写し

() 当社は、各本基金利払日において個別貸付を希望する場合には、借入申込通知書を当社の登録印鑑を用いて作成し、関連する借入申込日の5銀行営業日前の日において資産管理受託者としての三井住友信託銀行によって作成された当該銀行営業日現在における利息支払勘定の残高を証明する文書を添付して、当該本基金利払日に関連する借入申込日までに、本信用枠設定契約所定の方法により住友生命に交付するものとされています。この場合、当該借入申込通知書に記載する借入申込金額は、当該借入申込日における借入申込可能金額を超えることはできないものとされています。

() 当社は、本社債管理委託契約において、本社債の各利払日の15銀行営業日前の日において本信用枠設定契約に規定する借入申込可能金額が正の値となる場合は、本信用枠設定契約に基づく借入が可能である限り、本信用枠設定契約に基づき、住友生命から前記() の条件を満たした借入申込可能金額の借入を行うものとされています。

() 当社は、住友生命に対して、各個別貸付について、個別貸付予定返済日において、次の算式により得られた額の金員を、当該個別貸付の利息として支払うものとされています。なお、利息の金額の計算においては、1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとされています。

$$\frac{\text{当該個別貸付予定返済日における当該個別貸付の元本金額} \times \text{個別貸付適用利率} \times \text{当該個別貸付が実行された日（当日を含みます。）から当該個別貸付予定返済日（当日を含みません。）までの実日数}}{365}$$

() 当社は、住友生命に対して、各個別貸付について、個別貸付予定返済日において、各個別貸付の元本を一括して返済するものとされています。但し、本基金最終償還日において実行された個別貸付の元本については、当社は、住友生命に対して、本基金最終償還日において住友生命が支払った本基金利息に関して源泉徴収が義務付けられる税金の全額又は一部の還付を当社が受けた場合における当該還付金の範囲内で（且つ、一部のみの還付がなされた場

合には当該元本の金額に充つるまで）、当該還付金に関連する個別貸付予定返済日に返済するものとされています。

- () 前記()に基づき個別貸付の利息を支払い、又は前記()に基づき個別貸付の元本を支払う場合、当該支払を行う個別貸付予定返済日において当社の利息支払勘定内の金銭から、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「管理資産の管理」、b「回収金の処理の方法」、(c)の記載に従い本信用枠設定契約に基づく個別貸付の元利金の償還又は支払に先んじて支払われるべきものの総額を控除した金額が、当該個別貸付予定返済日において本信用枠設定契約に規定する充当の順序に従った個別貸付の元利金等の金額全額の支払に不足する場合においては、当該個別貸付の元利払の期限は当該不足額に対応する部分について次回の本基金利払日の直後に到来する利払日まで自動的に延長されるものとされています。かかる延長された期間中、当該個別貸付の元本につき個別貸付適用利率による利息を付すものとしますが、当該個別貸付の元利金につき本信用枠設定契約所定の遅延利息は付されないものとされています。
- () 当社による個別貸付及び特別貸付の元利金の支払に関する債務、その他本信用枠設定契約に基づき当社が住友生命に対して負担する債務の履行は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまで、本信用枠設定契約責任財産のみを責任財産として、且つ後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「管理資産の管理」、b「回収金の処理の方法」に規定される支払順序に従ってのみ行われるものとされ、住友生命は本信用枠設定契約責任財産以外の当社の財産に、個別貸付における元利金支払請求権その他本信用枠設定契約に基づき住友生命が当社に対して有する請求権の満足を得るために差押、仮差押、保全処分、強制執行その他これに類する手続の申立てを行う権利を放棄するものとされています。本社債の元利金が全て償還され又は支払われ、且つ当社が還付請求を行った税金が全額還付された時点において、住友生命の当社に対する債権額が本信用枠設定契約責任財産の額を超過するときは、住友生命は当該超過額に相当する範囲においてその債権を放棄したものとみなすものとされています。
- () 住友生命は、当社の住友生命に対する本信用枠設定契約上の一切の債務につき、期限の利益を喪失させることはできないものとされています。
- () 本信用枠設定契約有効期間中において、税率の変更若しくは新たな種類の源泉税が課されることにより、本基金年間利息金額の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が増加することが明らかとなった場合、源泉税の還付が著しく遅れた場合、又は、本基金拠出契約に基づき本基金元本の償還が繰り延べられた場合には、当社の請求により、信用枠金額は以下の定めに従い増額するものとします。
- イ の場合、源泉徴収が義務づけられる税金についてかかる新たな金額が適用される日（当日を含む。）以降の信用枠金額は、当社の請求により、(I)本基金年間利息金額の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額の増加額に、(II)かかる事態が発生した日（当日を含む。）以降、本基金利払日が到来する回数に乗じた金額分だけ増加するものとし、その後も同様とします。但し、本基金拠出契約に基づき本基金元本の償還が繰り延べられた後に税率の変更若しくは新たな種類の源泉税が課されることにより、本基金年間利息金額の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が増加することが明らかとなった場合、かかる新たな金額が適用される日（当日を含む。）以降の信用枠金額は、本基金年間利息金額の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額の増加額と同額だけ増加するものとし、その後も同様とします。なお、いずれの場合も、本基金利息未払残高がある場合、本基金利息未払残高の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額の増加額と同額だけ更に増加するものとし、その後も同様とします。
- ロ の場合、源泉税の還付が著しく遅れたため、本信用枠設定契約に基づき行われた個別貸付又は特別貸付の元利金の支払のための借入を繰り返した結果信用枠を超える場合、当社の請求により、当該超過金額分だけ信用枠金額が増加するものとします。
- ハ の場合、各繰延につき、当該繰延後の信用枠金額は、当社の請求により、当該繰延の時点における税率及び源泉税の種類に照らして本基金年間利息金額の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額と同額だけ増加するものとします。

() 本信用枠設定契約は、本信用枠設定契約有効期間中有効であるものとし、当社及び住友生命は、本信用枠設定契約有効期間中、理由の如何を問わず、本信用枠設定契約を解除又は解約できないものとされています。本信用枠設定契約有効期間の終了後も、当社が本信用枠設定契約に関して住友生命に対して負う全ての債務の履行が完了するまでの間は、当該債務の履行に係る限りにおいて、本信用枠設定契約の関係部分は有効に存続するものとされています。

() 特別貸付事由が発生した場合、住友生命は、特別借入金額を、当該本基金特別支払日において当社に貸し付け、当社はこれを借り受けるものとされています。

() 特別貸付事由が生じる場合、住友生命は、関連する本基金特別支払日の15銀行営業日前までに、特別貸付事由が生じる旨及び当該特別貸付事由に係る本控除額の金額を、本信用枠設定契約所定の方法により、当社に通知します。当社は、各本基金特別支払日において特別貸付の実行を希望する場合には、特別借入申込通知書を当社の登録印鑑を用いて作成し、関連する本基金特別支払日の10銀行営業日前までに本資産管理受託会社としての三井住友信託銀行によって作成された当該銀行営業日現在における利息支払勘定の残高を証明する文書を添付して、本信用枠設定契約所定の方法により住友生命に交付するものとされています。この場合、当該特別借入申込通知書に記載する借入希望額は、特別貸付事由に係る本控除額とされています。住友生命は、特別借入申込通知書を受領した場合には、関連する本基金特別支払日において、当該特別借入申込通知書に記載されている借入希望額を、関連する本基金利払日において利用可能な資金で、当社の本社債関連口座に送金する方法により、各特別貸付を実行するものとされています。

(x) 当社は、住友生命に対して、各特別貸付について、特別貸付予定返済日において、次の算式により得られた額の金員を、当該特別貸付の利息として支払うものとされています。なお、利息の金額の計算においては、1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとされています。

$$\frac{\text{当該特別貸付予定返済日における当該特別貸付の元本金額} \times \text{特別貸付適用利率} \times \text{当該特別貸付が実行された日（当日を含みます。）から当該特別貸付予定返済日（当日を含みません。）までの実日数}}{365}$$

(x) 当社は、住友生命に対して、各特別貸付について、特別貸付予定返済日において、各特別貸付の元本を返済するものとされています。当社は、住友生命の事前の書面による承諾がある場合を除き、各特別貸付の元本を、特別貸付予定返済日より前に返済することはできないものとされています。

(xv) 前記() から までの記載は、各特別貸付について準用するものとされています。

(x) 当社は、後記(x)又は(x)記載の当社の表明及び保証が真実且つ正確でなかったこと、本信用枠設定契約に違反したこと若しくは本信用枠設定契約に基づく当社の作為若しくは不作為又はこれらに関連して、住友生命に生じるあらゆる損害若しくは債務、並びにこれらに関連して住友生命に対し提訴された訴訟又は損害賠償につき住友生命が防御するための合理的な費用及び経費を補償することに合意しています。但し、ここに規定された補償は、住友生命の故意又は重大な過失に起因する如何なる損害、債務、費用又は経費に関しても適用されないものとされています。

(x) 当社は、本信用枠設定契約締結日において、以下の事実を表明し、保証するものとされています。

当社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する会社法上の株式会社である。

当社は、本信用枠設定契約並びに本信用枠設定契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授權手続を履践した。

当社による本信用枠設定契約の締結及び履行は、当社に適用がある法令、規則、通達、当社の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は当社を当事者とする若しくは当社が拘束される第三者との間の契約上の規定に、違反又は抵触しておらず、当社の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本信用

枠設定契約に基づき住友生命のために負担するものを除く。)を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではない。

当社による本信用枠設定契約の締結及び履行に際して、当社の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みである。

当社に対し、本信用枠設定契約の適法性、有効性若しくは執行可能性又は本信用枠設定契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していない。

当社を当事者とする若しくは当社が拘束される契約につき、本信用枠設定契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行は発生、継続しておらず、かかる債務不履行が当社による本信用枠設定契約の締結、又は本信用枠設定契約に基づく債務の履行の結果発生することもない。

本社債管理委託契約は、大要本信用枠設定契約において定められる様式により締結されている。

本社債管理委託契約において当社が表明した事実は、かかる表明が行われた日においていずれも真実である。

- (x) 当社は、個別貸付が実行される各本基金利払日及び特別貸付が実行される本基金特別支払日において、下記の事実を表明し、保証するものとされています。

当社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する会社法上の株式会社である。

当社は、当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は特別貸付並びに本信用枠設定契約に基づいて当該個別貸付又は特別貸付に関連して交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授權手続を履践した。

当社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は特別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行は、当社に適用がある法令、規則、通達、当社の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は当社を当事者とする若しくは当社が拘束される第三者との間の契約上の規定に、違反又は抵触しておらず、当社の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本信用枠設定契約に基づき住友生命のために負担するものを除く。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではない。

当社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は特別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行に際して、当社の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みである。

当社に対し、当社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は特別貸付に基づく借入の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本信用枠設定契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していない。

当社を当事者とする若しくは当社が拘束される契約につき、当社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は特別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行上、重大な影響を及ぼしうる債務不履行は発生、継続しておらず、かかる不履行は当社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は特別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行の結果発生することもない。

当社が個別貸付又は特別貸付に基づき借り入れた金銭については、本信用枠設定契約所定の資金用途にのみ使用し、それ以外の目的に使用しない。

- (x) 当社は、本信用枠設定契約に基づく住友生命に対する債務が存続する限り、以下の事項を遵守するものとされています。

実務上可能な限り速やかに、但し、如何なる場合においても当社の事業年度の最終日から90日以内に、当社の当該事業年度に関する、当社の会計監査人によって監査済みの貸借対照表及び損益計算書の写しを、住友生命に交付すること。

本信用枠設定契約及び本社債管理委託契約（本社債要項を含む。）を遵守し、これらに基づく義務を、これを履行すべき時期に適切に履行すること。

本信用枠設定契約に基づく義務の履行に必要となる許可、認可、同意及び承諾をこれらを取得すべき時期に取得し、本信用枠設定契約に基づく義務の履行に必要となる通知及び届出をこれを行うべき時期に行うこと。

当社に適用ある法律、政令、規則、通達及びその他の規制を遵守すること。

当社の定款、登記事項又は登録された印鑑が変更された場合、遅滞なく住友生命に対してこれを書面で通知すること。

当社の本信用枠設定契約に基づく義務（個別貸付及び特別貸付に基づく元金支払義務を含むがこれに限られない。）の履行に重大な悪影響を与え、又は与えるおそれのある事由が発生した場合、直ちに住友生命に対してこれを書面で通知すること。

本社債管理委託契約（本社債要項を含む。）に基づき本社債管理者又は本社債権者に対して通知、届出又は文書の提出を行った場合には、それらの写しを遅滞なく住友生命に交付すること。

当社は、本基金利息について源泉徴収された税金の還付金を権限ある政府機関から受領した場合で、且つ、かかる還付により当社が当該時点までに本基金利息について源泉徴収された税金の全額の還付を受けることになった場合には、かかる還付金の受領後2週間以内に、大要本信用枠設定契約において定められる様式による書面によりその旨を住友生命に通知すること。また、当社は、各年度の税務申告時において、源泉税の還付を受けることができる権利がある時は、申告を速やかに行い、その権利を放棄しないこと。

借入れ

当社は、本信用枠設定契約に基づき、借入れを行うことを予定しています。

本信用枠設定契約に基づく借入の概要については、前記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」、b「流動性補完の形態」、(b)「本信用枠設定契約」をご参照下さい。

期限前償還

本社債の元金は、後記「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」(b)から(d)までの記載に基づき期限前償還されることがあります。

期限の利益喪失事由

本社債は期限の利益喪失に関する特約を付しません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはありません。

利息支払の停止

本社債の利息は、後記「利払日及び利息支払の方法」、e「利息支払の停止」の記載に基づき、その支払が繰り延べられることがあります。

債権放棄及び倒産手続開始申立て等の制限

- a 本社債権者は、当社による本社債に基づく元金支払債務その他の債務の履行は、当社の財産である本責任財産のみを責任財産として、且つ、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「管理資産の管理」、b「回収金の処理の方法」、(c)に記載されている順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本社債権者は、かかる債務の履行による満足を得るために本責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとされています。
- b 本社債権者は、償還日が到来した場合において、本責任財産から充当した後に、本社債の未償還元金又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元金総額及び未払利息額が本責任財産が換金された金額を超過するときは、その超過額につき、その債権を放棄するものとされています。
- c 本社債権者は、本社債の元金金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、当社又はその財産について、特別清算開始、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始、その他法令上適用のありうる同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てず、第三者による申立てに対し参加、同意等を行わないものとされています。

劣後条件等

- a 劣後特約（当社劣後事由）
当社は、当社劣後事由の発生後速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、当社劣後事由が発生した事実を通知します。当社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、当社劣後支払条件が成就した場合にのみ発生します。
- b 劣後特約（本基金劣後事由（本社債））

当社は、本基金劣後事由が発生した場合である本基金劣後事由（本社債）が発生した場合には、速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、本基金劣後事由（本社債）が発生した事実を通知します。本基金劣後事由（本社債）が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、本基金劣後支払条件が成就した場合にのみ発生します。

c 上位債権者等に対する不利益変更の禁止

本社債要項の各条項は、如何なる意味においても上位債権者及び同順位劣後債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意は如何なる意味においても、また如何なる者に対しても効力を生じません。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、当社上位債務に係る債権を有する全ての者及び住友生命に対し、本基金上位債務を有する全ての者をいい、同順位劣後債権者とは、当社に対し、当社同順位劣後債務に係る債権を有する全ての者及び住友生命に対し、本基金同順位劣後債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

d 劣後特約に反する支払の禁止

劣後事由発生後、当社劣後支払条件及び本基金劣後支払条件が成就していないにもかかわらず、本社債の元利金の全部又は一部が本社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、当該本社債権者は受領した元利金を直ちに当社に返還するものとされています。

e 相殺禁止

- (a) 当社について清算手続が開始され、且つ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、且つ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、且つ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。）、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、当社劣後支払条件が成就しない限りは、本社債権者は、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。
- (b) 本基金劣後事由（本社債）が発生し、継続している場合には、本社債権者は、本基金劣後支払条件が成就しない限りは、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

本社債に関する信用格付

a 信用格付を特定するための事項

利息の利払日における支払と元金の（後記「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」、(a)に従って延長される前の）最終償還日までの全額償還の安全性について、2023年7月11日付で本社債につき、R&IからA+の予備格付を取得し、払込期日（2023年8月3日）にA+の本格付を取得し、その後2024年2月13日付でAA-に変更されました。なお、2026年8月末日においても当格付に変更がないことを本格付機関のホームページで確認しております。

b 信用格付の前提及び限界に関する説明

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見です。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。信用格付は、如何なる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではありません。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、如何なる保証もしていません。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがあります。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られています。

社債管理者又は社債の管理会社

- a 本社債の社債管理者は、三井住友信託銀行（東京都千代田区丸の内一丁目4番1号）です。本社債管理者は、本社債権者のために本社債に係る債権の弁済を受け、又は本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。本社債管理者がかかる裁判上又は裁判外の行為をなすために要する費用については、全て当社の負担とします。本社債管理者は、本社債の償還額から本社債権者に優先して上記費用の弁済を受けることができます。但し、この規定は、当社の上記費用負担義務に影響を及ぼすものではありません。
- b 本社債管理者は、本社債管理委託契約に従い、本社債要項に定める社債管理者の職務を行っています。
- c 本社債管理者は、法令、本社債管理委託契約及び本社債要項の定めに従い、本社債権者のために公平且つ誠実に本社債の管理を行います。
- d 本社債管理者は、法令、本社債管理委託契約及び本社債要項の定めに従い、本社債権者に対し善良なる管理者の注意をもって本社債の管理を行います。
- e 本社債管理者は、当社が提出した決議書、証明書、通知書その他の文書又は書類に依拠することができ、これらに依拠して行為し又は行為を留保することが保証されており、且つ、かかる行為又は行為の留保に起因する如何なる損害についても、法律が許容する限りにおいて、当社又は本社債権者に対し責任を負いません。
- f 本社債管理者は、本社債要項、本社債管理委託契約及び本社債について、本社債管理者により選任された弁護士、会計士その他の専門家の意見若しくは助言又はそれらの者から得た証明書若しくは情報に基づき善意により行為し又は行為を留保することができ、且つ、かかる行為又は行為の留保に起因する如何なる損害についても、法律が許容する限りにおいて、当社又は本社債権者に対し責任を負いません。
- g 本社債管理者が本社債要項及び本社債管理委託契約に定める社債管理者の職務を果たし得ず、法令に従って辞任する場合、又は、裁判所が法令に従って本社債管理者を解任した場合には、当社は法令の規定に従って新たに社債管理者を選任し、会社法第714条第4項に定める場合、その旨を公告し、且つ、知っている社債権者には、各別にこれを通知するものとします。但し、後任の社債管理者が選任されるまで、本社債管理者は、引き続き本社債管理委託契約上の社債管理者の事務を継続して行うものとし、かかる辞任又は解任の効力は生じないものとします。本社債管理者は、本 g に基づく辞任又は解任の場合において、善良なる管理者の注意をもって本 g に定める義務を履行したときは、以後、本社債に関して社債管理者としての一切の責任を負いません。本「（特定）社債管理者又は（特定）社債の管理会社」の記載は、新たに選任された社債管理者についても、同様とします。
- h 会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されません。

振替機関に関する事項

本社債の振替機関は、保管振替機構です。

利率

年0.705%

利払日及び利息支払の方法

- a 本社債利息は、払込期日の翌日（当日を含みます。）からこれを付し、2024年8月8日を第1回の利払日としてその日（当日を含む。）までの分を支払い、その後各利払日に、各々その日（当日を含みます。）までの1年分を支払います。
- b 本社債の利払日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰上げは、支払われる本社債利息の金額に影響を与るものではありません。
- c 1年に満たない期間につき本社債利息を計算するときは、その1年の日割りをもってこれを計算し、1円に満たない端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。また、第1回の利払日に支払うべ

き本社債利息を計算するときは、(a)1円に適用利率を乗じて算出した金額（小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。）と、(b)上記(a)の金額に、払込期日の翌日（当日を含みます。）から2023年8月8日（当日を含みます。）までの実日数を乗じ、365で除して算出した金額（小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。）の合計額に、各本社債権者が各口座管理機関の各口座に保有する各本社債の金額の総額を乗じて計算し、1円に満たない端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

- d 本社債の償還日以降、当該償還額（本社債の元金の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本社債の元金の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。）に係る利息は発生しないものとします。なお、(a)()当該償還日において残存する経過利息又は()当該償還日が利払日に該当する場合の本社債利息及び(b)未払残高は、後記「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」の記載に従い償還とともに支払われます。
- e 利息支払の停止
当社は、利払停止事由が生じた場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該利払日の10銀行営業日前までに）通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べます。当該繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には、利息を付しません。
- f 未払残高の支払
(a)当社は、未払残高支払事由が生じた場合には、当該未払残高支払事由に係る本基金利息未払残高支払額相当額である支払金額を、本社債権者及び本社債管理者に対し、本(a)の記載に従った支払を行う利払日から10銀行営業日以上15銀行営業日以内の事前の通知（かかる通知には支払われる未払残高を記載することを要します。）を行うことにより、未払残高支払事由が発生した後最初に到来する利払日（但し、当該利払日に先立って上記の事前通知を行うことが実務上不可能な場合には、翌利払日）に、当該利払日時点の本社債権者に支払います。その場合、支払われる金額は、各本社債権者が各口座管理機関の各口座に保有する各本社債の金額の総額に、支払金額の一通貨あたりの利子額を乗じて算出されます。
- (b) 未払残高の支払については、本 f「未払残高の支払」の記載のほか、前記「劣後条件等」 a「劣後特約（当社劣後事由）」及び b「劣後特約（本基金劣後事由（本社債）」）記載の劣後特約に従います。
- g 本社債利息及び経過利息の支払については、本「利払日及び利息支払の方法」の記載のほか、前記「劣後条件等」 a「劣後特約（当社劣後事由）」及び b「劣後特約（本基金劣後事由（本社債）」）の記載に従います。

償還期限及び償還の方法

- a 償還価額
各本社債の金額100円につき金100円。但し、後記 b「償還の方法及び期限」(d)に基づき期限前償還される場合は同(e)に定める金額によります。
- b 償還の方法及び期限
(a) 本社債の元金は、後記(b)から(d)までの記載に基づき期限前償還される場合を除き、（以下の記載に従って延長される前の）最終償還日に、その残存総額を、同日を利払日とする本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。但し、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本基金債権の概要」、e「償還の方法及び期限」の記載に基づき、()本基金最終償還日が本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合及び()本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合には、最終償還日は当該繰り延べ後の本基金繰延後最終償還日の直後の利払日まで延長されるものとし、その間も、当該利払日（当日を含みます。）まで、前記「利率」に記載の利率による利息が発生するものとし、その後も同様とします。
- (b) 当社は、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本基金債権の概要」、e「償還の方法及び期限」の記載に基づき、本基金期限前償還が本基金利払日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該本基金

利払日の直後の利払日である本社債期限前償還日（利払日）より30日以上60日以内の事前の）通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本社債期限前償還日（利払日）において、当該時点で残存する本社債の元金の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該利払日における本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。

- (c) 当社は、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、 「本基金債権の概要」、 e「償還の方法及び期限」の記載に基づき、本基金期限前償還が本基金利払日又は本元本繰延後基金利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該本基金期限前償還が行われる日の3銀行営業日後の日である本社債期限前償還日（利払日以外）より30日以上60日以内の事前の）通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本社債期限前償還日（利払日以外）において、当該時点で残存する本社債の元金の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該日（当日を含みます。）までの経過利息及び未払残高の支払とともに償還します。
- (d) 当社は、本社債組織変更期限前償還事由が発生した場合には、本社債組織変更期限前償還日に本社債の全部（一部は不可）を本社債組織変更期限前償還価額で当該日（当日を含みます。）までの経過利息及び未払残高の支払とともに期限前償還するものとします。
- (e) 前記(d)の規定により期限前償還する場合における本社債の償還価額は、各本社債につき、各本社債元金残高、又は、次の()及び()の合計額（1,000円に満たない端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。）のいずれか高い方の金額とします。
- () 各本社債元金残高の現在価値
- () 各本社債将来利払日に係る本社債将来利息金額の現在価値の合計額
- (f) 本社債について本社債組織変更期限前償還事由が発生した場合には、当社は、その日から5銀行営業日以内に、その旨及び本社債組織変更期限前償還日を本社債管理者及び本格付機関に対して通知するものとし、本社債管理者は、かかる通知を受領した後、実務上可能な限り、遅滞なく、本社債組織変更期限前償還事由が発生した旨及び本社債組織変更期限前償還日を本社債権者に通知します。
- (g) 本社債について本社債組織変更期限前償還事由が発生した場合には、当社は、償還価額決定基準日から5銀行営業日以内に、本社債組織変更期限前償還価額を本社債管理者及び本格付機関に対して通知するものとし、本社債管理者は、かかる通知を受領した後、実務上可能な限り、遅滞なく、本社債組織変更期限前償還価額を本社債権者に通知します。
- (h) 前記(a)から(d)までの記載に基づき本社債が償還される償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰上げは、支払われる経過利息又は本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。
- (i) 本社債の元金の償還については、本 b「償還の方法及び期限」の記載のほか、前記 「劣後条件等」、 a「劣後特約（当社劣後事由）」及び同 b「劣後特約（本劣後ローン劣後事由（本社債）」記載の劣後特約に従います。

その他

a 社債権者集会

- (a) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいいます。）の社債（本 a「社債権者集会」において、以下「本種類の社債」といいます。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を後記 c「通知の方法」記載の方法により公告又は通知します。
- (b) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行います。
- (c) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しません。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する本社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示した上、社債権者集会の目的であ

る事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができます。

b 当社の遵守事項

本社債管理委託契約において、当社は、本社債管理者に対し、本社債の元利金の全てが償還され又は支払われるまでの間、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、以下の各号に定めるところを遵守することを約束しています。

- (a) 当社は、本基金債権譲渡契約上の履行すべき一切の義務を履行し、本基金債権譲渡契約の各条項に従います。
- (b) 当社は、本基金債権譲渡契約に基づき大和証券から当社に譲渡された本基金債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元利金支払債務の弁済並びにその附帯業務のほか、他の業務を行いません。
- (c) 当社は、本社債以外の現在又は将来の当社又は第三者の債務を担保するために、当社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。
- (d) 当社は、当社の資産につき貸付、譲渡、交換その他の処分を行いません。
- (e) 当社は、()本基金債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借入れる場合（但し、本社債に劣後する借入に限ります。）、本社債の元利金を償還若しくは支払うために必要な資金を借入れる場合（但し、本社債に劣後する借入に限ります。）、又は前記(b)記載の業務及びその附帯業務に関連して必要若しくは有益な債務の負担をする場合（当社による本社債関連諸契約及び資産関連諸契約の締結並びに当社がA種優先株式又は普通株式を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限られません。）且つ()本格付機関が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本格付機関に確認した場合を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。
- (f) 当社は、前記(b)記載の業務及びその附帯業務に必要な資金を調達せず、リースを受けず、また、かかる業務遂行に必要な従業員を雇用しません。
- (g) 当社は、当社の財産である金銭を本社債管理委託契約の定めに従って支出又は運用します。
- (h) 当社は、資産関連諸契約及びこれに関連する契約に基づく他方当事者の義務を履行させるために必要な全ての行為を行い、かかる契約を遵守し、それに基づく当社の義務をその条項に従って履行します。
- (i) 当社は、本基金拠出契約に基づく住友生命の義務を履行させるために必要な全ての行為を行います。
- (j) 当社は、事前に本社債管理者の書面による承諾がない限り、定款を変更（但し、後記(p)但書に基づいてA種優先株式を発行するために定款を変更する場合及び後記(q)但書に基づいて普通株式を発行するために定款を変更する場合を除きます。）しません。
- (k) 借入申込可能金額又は特別借入金額が正の値となる場合は、当社は、本信用枠設定契約に基づく借入が可能である限り、本信用枠設定契約に基づき、借入申込可能金額又は特別借入金額の借入を行います。
- (l) 前記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」、b「流動性補完の形態」、(b)「本信用枠設定契約」、()第1文に定める場合、当社は、同イからハまでにに基づき信用枠金額の増額を請求します。
- (m) 当社は、当社に適用される法令、規則、命令、判決、決定、通達及び当社の定款その他の内部規則を遵守します。

- (n) 当社は、金融商品取引法及びその他の関連法令等に従って官庁等に対する必要な届出、報告等に関する事務（金融商品取引法に基づく有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書の提出を含みますがこれらに限られません。）を適式に行います。
 - (o) 当社は、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行いません。
 - (p) 当社は、払込期日までに住友生命に対して発行するものを除き、A種優先株式を発行しません。但し、当社は、本社債の元利金の償還若しくは支払又はこれらに関連する費用（本社債の期限前償還の場合を含みますが、これに限られません。）その他当社の事業の運営、維持及び管理に必要な費用を支払うための資金を調達する場合には、随時住友生命及び本一般社団法人に対して、A種優先株式を発行することができます。
 - (q) 当社は、本一般社団法人以外の者に対して、普通株式を発行しません。但し、当社は、本一般社団法人に対して、随時普通株式を発行することができます。
 - (r) 当社は、子会社（会社法第2条第3号並びに会社法施行規則第3条第1項及び第3項における意味を有します。）を持ちません。
 - (s) 当社は、組織変更（会社法第2条第26号における意味を有します。）、合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付又は自己信託の設定を行いません。
 - (t) 当社は、株式について配当を行いません。
 - (u) 当社は、適用ある法令上提出が必要となる税務関連の申告書を税務当局にその提出すべき時期までに提出し、本基金債権の利息に賦課された源泉税の還付に必要となる措置を実務上可能な限り早期に行います。
 - (v) 当社は、自ら又は当社の役員若しくは当社の普通株主をして、当社又はその資産について、本社債に関する当社の債務の弁済が完了してから1年と1日を経過するまでの間、特別清算開始、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始その他法令上適用のありうる同様の法的手続の開始を申し立てる権利を放棄し又は放棄せしめることに同意します。
 - (w) 当社は、本社債に関する本社債権者の権利に悪影響を生じさせる本基金拋出契約、本社債関連諸契約及び資産関連諸契約の変更（法令の改正又は制定に伴い、当該法令の遵守に必要となる変更を除きます。）を行いません。
- c 通知の方法
- (a) 本社債に関する本社債権者への通知は、法令に別段の定めがある場合を除き、官報に掲載する方法又は本社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行うものとします。
 - (b) 前記(a)の記載にかかわらず、当社が公告を行うことに代えて、全ての本社債権者に直接通知する場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、本社債要項に基づく公告を省略することができます。
- d 契約証書等の閲覧及び謄写
- 本社債要項及び本社債管理委託契約の謄本は、当社及び本社債管理者の本店に備え置き、その営業時間中、一般の閲覧又は謄写に供します。かかる謄写に要する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。当社の定款並びに本基金拋出契約及び資産関連諸契約の各契約証書の謄本は、当社の本店に備え置き、その営業時間中、本社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる謄写に要する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。
- e 本社債要項の変更
- (a) 本社債要項に定められた事項（但し、発行代理人及び支払代理人の記載を除きます。）の変更は、法令の定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要します。但し、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(b) 前記(a)の社債権者集会の決議は、本社債要項と一体をなすものとされ、本社債を有する全ての本社債権者に対してその効力を有します。

f 元利金の支払

本社債に関する元利金は、社債等振替法及び業務規程等に従って支払われ、当社は、後記 g「発行代理人及び支払代理人」に定める支払代理人を経由しての業務規程等に定義された機構加入者に対する元利金の交付をもって、本社債の元利金の支払に係る債務を免責されるものとします。

g 発行代理人及び支払代理人

本社債の業務規程等における発行代理人及び支払代理人は、三井住友信託銀行です。

h 担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。

(2)【管理資産を構成する資産の管理の概況】

本基金債権の概要

管理資産を構成する資産は、本基金拠出契約に基づき大和証券が取得し、本基金債権譲渡契約に基づき大和証券から当社に譲渡された住友生命に対する1個の基金債権である本基金債権です。

本基金債権の概要は以下のとおりです。

a 金額
金500億円

b 用途
相互会社における基金

c 実行日
本基金拠出日

d 本基金最終償還日
本基金最終償還日

e 償還の方法及び期限

本基金債権の元本は、本基金最終償還日に一括して償還します。

但し、保険業法第55条第2項の制限内で償還するものとし、同条項の制限により本基金元本の全額を償還することができない場合、本基金元本の全額についての償還は、本基金繰延後最終償還日に繰り延べられるものとし、ある本基金繰延後最終償還日に関し、保険業法第55条第2項の制限により本基金元本の全額を償還することができない場合、本基金元本の全額についての償還は、更に次の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられるものとし、以後同様とします。

f 利率

年0.705%（1年を365日とする年率）

但し、前記 e 但書の規定に従い、本基金最終償還日において本基金元本の償還を繰り延べた場合には、年0.705%（1年を365日とする年率）とします。

g 利息支払の方法及び制限

本基金本利息は、本基金拠出日の翌日（当日を含みます。）から本基金最終償還日（当日を含みます。）までこれを付し、本基金利払日において、各本基金利払日に係る本基金利息計算期間の利息として、(a)2024年の本基金利払日に、（ ）1円に前記 f 「利率」に定める（本基金元本の償還が繰り延べられる前の）利率を乗じて算出した金額（小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。）と、（ ）上記（ ）の金額に、本基金拠出日の翌日（当日を含みます。）から2023年8月8日（当日を含みます。）までの実日数を乗じ、365で除して算出した金額（小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。）の合計額に、本基金の元本金額を乗じて算出される以下に掲げる金額（1円に満たない端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。）を、(b)2025年以降の各本基金利払日に、本基金の元本金額に対し、前記 f 「利率」に定める（本基金元本の償還が繰り延べられる前の）利率を乗じて算出される以下に掲げる金額を、住友生命は本基金拠出者に支払うものとし、

2024年の本基金利払日

金357,328,767円

2028年までの各本基金利払日

金352,500,000円

前記 e 「償還の方法及び期限」但書の規定に従い、本基金最終償還日又はある本基金繰延後最終償還日において本基金元本の償還が次の本基金繰延後最終償還日まで繰り延べられた場合、当該次の本基金繰延後最終償還日である本元本繰延後基金利払日を支払日とし、当該本元本繰延後基金利払日に係る本基金利息計算期間1年分の利息として、当該本基金利息計算期間の初日の本基金の元本金額に、前記 f 但書に定める本基金元本繰延後利率を乗じて算出された金額である本基金繰延後利息を支払うものとし、なお、1年に満たない期間を計算期間とする本基金繰延後利息を計算するときは、その1年の日割りをもってこれを計算し、1円に満たない端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

また、本基金元本の償還が行われる本基金最終償還日又は本基金繰延後最終償還日が利息の支払日となる場合、上記に従って当該利息の支払日に支払われることとなる、当該利息の支払日に係る本基金利息計算期間に付されるものとして上記に従って算出された金額は、当該利息の支払日の直前の利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から当該利息の支払日（当日を含みます。）までの期間における利息として支払われるものとします。

但し、住友生命は、本基金利息を保険業法第55条第1項の制限内で支払うものとし、同条項の制限によりその全額が支払われない本基金利息構成項目については、当該本基金利息構成項目の全額について、その支払日は、本基金繰延利息支払日に繰り延べられるものとし、以後同様とします。なお、本基金利息未払残高には、利息を付さないものとします。

h 本基金元本償還場所及び本基金利息支払場所

本基金元本償還場所及び本基金利息支払場所は、本基金拠出者が指定する場所とします。

i 期限の利益喪失の禁止

本基金拠出者は、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還及び本基金利息の支払につき、期限の利益を喪失させることはできません。

j 期限前償還

- (a) 住友生命は、後記(b)「資本事由による償還」から(e)「組織変更の際の期限前償還」までに記載する場合を除き、本基金元本の全部又は一部を本基金最終償還日（上記オ但書の記載に従い、本基金元本の償還が繰り延べられている場合には本基金繰延後最終償還日）前において償還することはできません。但し、住友生命による期限前償還の申出に対し、本基金拠出者が同意した場合は、この限りではありません。

(b) 資本事由による償還

本基金拠出日以降に資本事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該償還のために設定する日である資本事由償還日に、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、本基金拠出者に対し資本事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、資本事由償還日時点で残存する本基金元本の全部（一部は不可）を、() 資本事由償還日が本基金利払日又は本元本繰延後基金利払日以外の日である場合、資本事由償還日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から資本事由償還日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本基金経過利息又は 資本事由償還日が本基金利払日に該当する場合の本基金本利息及び()本基金利息未払残高（もしあれば）の支払とともに償還することができます。

(c) 税制事由による償還

本基金拠出日以降に税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該償還のために設定する日である税制事由償還日に、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、本基金拠出者に対し税制事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、税制事由償還日時点で残存する本基金元本の全部（一部は不可）を、() 税制事由償還日が本基金利払日又は本元本繰延後基金利払日以外の日である場合、税制事由償還日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から税制事由償還日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本基金経過利息又は 税制事由償還日が本基金利払日に該当する場合の本基金本利息及び()本基金利息未払残高（もしあれば）の支払とともに償還することができます。

(d) 本社債税制事由による償還

本基金拠出日以降に本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該償還のために設定する日である本社債税制事由償還日に、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、本基金拠出者に対し本社債税制事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本社債税制事由償還日時点で残存する本基金元本の全部（一部は不可）を、() 本社債税制事由償還日が本基金利払日又は本元本繰延後基金利払日以外の日である場合、本社債税制事由償還日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から本社債税制事由弁済日の3

銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本基金経過利息又は 本社債税制事由償還日が本基金利払日に該当する場合の本基金本利息及び（ ）本基金利息未払残高（もしあれば）の支払とともに償還することができます。

(e) 組織変更に際しての期限前償還

住友生命は、住友生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が住友生命の社員総会又は総代会で承認された場合には、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、本基金拠出者に対して、当該組織変更の効力発生日の60日前までに書面により通知することにより、本基金組織変更償還日に本基金元本の全部（一部は不可）を期限前償還することができます。

(f) 前記(e)「組織変更に際しての期限前償還」の記載に従って住友生命が本基金元本の全部を期限前償還する場合には、前記 g「利息支払及び方法」の記載にかかわらず、本基金元本の償還に加えて、以下の金員を本基金拠出者に対して支払うものとします。

() 本基金組織変更償還経過利息

本基金組織変更償還経過利息は、本基金組織変更償還経過利息起算日（当日を含みます。）から本基金組織変更償還日（当日を含みます。）までの期間に係る本基金元本に対する利息として支払われるものとします。但し、 本基金利払日が本基金組織変更償還日となる場合には、本基金組織変更償還日に支払われる本基金組織変更償還経過利息が当該本基金利払日の直前の利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から本基金組織変更償還日（当日を含みます。）までの期間に係る本基金元本に対する利息とみなされるものとし、 本基金利払日又は本元本繰延後基金利払日の翌日（当日を含みます。）から当該本基金利払日又は本元本繰延後基金利払日の直後の利息計算基準日（当日を含みます。）までのいずれかの日が本基金組織変更償還日となる場合には、前記 g「利息支払及び方法」の本基金利息計算期間の記載にかかわらず、当該本基金利払日又は本元本繰延後基金利払日において支払われる本基金年間利息金額及び本基金組織変更償還日に支払われる本基金組織変更償還経過利息の金額の合計額が、当該本基金利払日又は本元本繰延後基金利払日の直前の利息計算基準日の翌日（当日を含む。）から本基金組織変更償還日（当日を含みます。）までの期間に係る本基金元本に対する利息とみなされるものとします。

() 違約金

() 本基金利息未払残高（もしあれば）

(g) 前記(f)()の記載により支払われる違約金の額は、次の()及び()の合計額（1,000円に満たない端数が生じた場合にはこれを四捨五入します。）が本基金元本残高を超過する場合における当該超過額とします。次の()及び()の合計額が本基金元本残高以下の場合には違約金の額は0円とします。

() 本基金元本残高の現在価値

() 各本基金将来利払日に係る本基金将来利息金額の現在価値の合計額

(h) 前記(e)「組織変更に際しての期限前償還」の記載に従って住友生命が本基金元本の全部を期限前償還する場合には、本基金拠出者は、本基金組織変更償還価額決定基準日から5銀行営業日以内に、前記(g)()及び()の金額を住友生命に対して通知するものとします。

k 劣後条件等

(a) 劣後特約

前記 e 又は j に規定する場合を除く本基金元本の償還については、保険業法第181条によるものとします。また、住友生命は、本基金劣後事由の発生後速やかに、本基金拠出者に対して、本基金劣後事由が発生した事実を通知します。本基金劣後事由が発生し、継続している期間中、本基金元本に関する一切の請求権は、本基金劣後支払条件が成就した場合にのみ発生します。

(b) 本基金上位債権者に対する不利益変更の禁止

本基金拠出契約の各条項は、如何なる意味においても本基金上位債権者及び本基金同順位劣後債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意は如何なる意味においても、また如何なる者に対しても効力を生じません。この場合に、本基金上位債権者とは、住友生命に対し、本基金上位債務に係る債権を有する全ての者をいい、本基金同順位

劣後債権者とは、住友生命に対し、本基金同順位劣後債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

(c) 劣後特約に反する支払の禁止

本基金劣後事由発生後、本基金劣後支払条件が成就していないにもかかわらず、本基金の元利金の全部又は一部が本基金拠出者に支払われた場合には、その支払は無効とし、本基金拠出者は受領した元利金を直ちに住友生命に返還します。

(d) 相殺の禁止

住友生命について清算手続が開始され、且つ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、且つ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、且つ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。）、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、本基金劣後支払条件が成就されない限りは、本基金拠出者は、住友生命に対して負う債務と本基金に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

1 事実の表明及び保証

本基金拠出契約において、住友生命は本基金拠出者に対し、本基金拠出契約締結日及び本基金拠出日において、以下の事実を表明し、保証するものとされます。これらの表明及び保証につき違反の事実が判明した場合には、当該違反により本基金拠出者の被った全ての損害、損失及び費用について住友生命は賠償の責に任ぜられるものとされています。

(a) 住友生命は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する相互会社である。

(b) 住友生命は、本基金拠出契約並びに本基金拠出契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授權手続（保険業法第60条に定める総代会の決議を含むが、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還及び本基金利息の支払に適用ある法令上個別に必要な総代会の剰余金処分決議を除く。）を履践した。

(c) 住友生命による本基金拠出契約の締結及び履行は、保険業法その他住友生命に適用がある法令、規則、通達、住友生命の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は住友生命を当事者とする若しくは住友生命が拘束される第三者との間の契約上の規定に、重要な点で違反又は抵触しておらず、住友生命の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本基金拠出契約に基づき本基金拠出者のために負担するものを除く。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではない。

(d) 住友生命による本基金拠出契約の締結及び履行に際して、住友生命の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済み且つ有効（本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還及び本基金利息の支払に適用ある法令上個別に必要な総代会の剰余金処分決議を除く。）である。

(e) 本基金拠出契約の締結及び履行に先立ち、住友生命から本基金拠出者に対して直近に提出された貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書(写)は重要な点において正確であり、一般に公正妥当と認められる会計原則に基づき、当該書類作成時点における住友生命の財産及び損益の状況を適切且つ正確に反映したものである。これらの、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書(写)の書類作成時点以降、住友生命の本基金拠出契約に基づく債務の履行に重大な影響を与える事項は存在していないか、全て本基金拠出者に対して書面で開示されている。

(f) 住友生命に対し、本基金拠出契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本基金拠出契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していない。

(g) 本基金拠出契約に基づき、住友生命から本基金拠出者に対し提供された情報は、当該情報の提出日現在、全ての重要な点について真実且つ正確であり、住友生命は本基金拠出者にとり重要と思われる情報を削除又は省略していない。また、当該情報は、本基金拠出日までに拠出され残存する全ての基金の年限及び金額が含まれている。

(h) 住友生命を当事者とする又は住友生命が拘束される契約につき、本基金拠出契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行、期限の利益喪失事由若

しくは潜在的な期限の利益喪失事由、解除事由、又は契約終了事由（これらの事由には、（ ）支払の停止、特別清算手続開始、破産手続開始、更生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがあったこと、（ ）保険業免許取消の処分を受け、又は解散したこと、（ ）保険業法第241条第1項に基づき、業務の全部若しくは一部の停止、合併若しくは保険契約の移転の協議その他必要な措置、又は保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われ、且つ、債務超過であることが判明したこと、（ ）保険業法第266条第1項に基づき、同法第260条第1項に定める保険契約の移転等にあたり、住友生命が会員として加入する生命保険契約者保護機構に対する資金援助の申込が行われたこと、（ ）保険業法第267条第1項に基づき、住友生命が会員として加入する生命保険契約者保護機構に対する保険契約の承継等の申込が行われたこと等を含むが、これらに限られない。）は発生、継続しておらず、かかる事由は住友生命による本基金拋出契約の締結、又は本基金拋出契約に基づく債務の履行の結果発生することもない。

- (i) 住友生命は、本基金拋出契約締結日又は本基金拋出日と同日付で基金を取り入れるための契約を、本基金拋出契約以外に締結していない。

m 支払及び償還の順序

住友生命は、本基金につき、以下の順序で本基金利息の支払又は本基金元本の償還を行うものとします。

- (a) 本基金利息未払残高（複数の本基金利息計算期間に係る本基金利息未払残高がある場合は、その本基金利息計算期間の到来順）
- (b) 本基金本利息又は本基金繰延後利息
- (c) 本基金元本の償還

本基金債権の住友生命による利息の支払及び元本の償還に関しては、物的又は人的担保は付されていません。

本基金債権譲渡契約においては、本基金債権が一定の属性を有することは求められておらず、本基金債権が一定の属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置（例えば、大和証券による買戻し等）は定められていません。

管理資産の管理

a 概要

管理資産を構成する本基金債権は、本基金拋出契約に基づき原保有者である大和証券が住友生命に対して基金の拋出を行うことによって発生したものです。

原保有者である大和証券は、本基金債権譲渡契約に基づく本基金債権の譲渡に際して、自らが、その保有している本基金債権の単独唯一の権利者であり、その権利は他者の如何なる担保権その他の権利にも服するものではなく、自分のみがその処分権限を有することを除き、当社に対して、本基金債権に関連して、その有効性を含む一切の事項についての事実表明及び保証を何ら行っていません。

本基金債権の債務者である住友生命は、本基金拋出契約において、本基金拋出契約締結日付及び本基金拋出日付で、本基金拋出者に対し、前記「本基金債権の概要」、1「事実の表明及び保証」記載の事実を表明し、保証しており、本基金債権譲渡契約に基づく本基金債権の当社への譲渡に対する承諾を行うに際し、本基金拋出契約において原保有者に対して行った事実表明は、それが為された時点において全て真実且つ正確であり、且つ本基金債権譲渡契約の締結日及び本基金債権の譲渡実行日においても真実且つ正確であること及び本基金債権の譲渡は、住友生命に適用される法令により禁止されていない旨を原保有者及び当社に表明し、保証しています。

当社の普通株式及びA種優先株式の状況並びにその保有者については後記3「発行者及び関係法人情報」、(1)「発行者の状況」をご参照下さい。なお、当社は、未償還の本社債が残存する限り当該株式の保有者たる株主に対する配当を行わないこと並びに資本金及び資本準備金の額の減少を行わないことを本社債管理委託契約において約束しています。

住友生命による本基金利息の支払は各本基金利払日に、本基金元本の償還は本基金最終償還日に当社に対して直接行われます。本社債要項においては、本基金利息の支払による回収金は当社の利息支払勘定において、本基金元本の償還による回収金は当社の元金償還勘定において、それぞれ管理するものとされています。

当社は、本資産管理委託契約に基づき、本資産管理受託会社に対し、本基金債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

b 回収金の処理の方法

(a) 本社債管理委託契約において、当社は、本社債管理委託契約に定めるとおり、当社の本社債関連口座を開設するものとし、本社債関連口座内の金銭を、()費用支払勘定、()利息支払勘定及び()元金償還勘定に区分して管理するものとされています。

(b) 本社債管理委託契約において、当社は、保有する金銭を後記(c)()から()までに定める方法に基づき本社債関連口座内においてのみ保管するものとされています。但し、本社債関連口座を開設している金融機関の格付が本格付機関による格付において、下記口座変更基準に定める格下げが公表された場合には、当社は当該格下げが公表されてから可能な限り速やか（遅くとも14銀行営業日以内）に、本格付機関の格付において下記の基準を上回る金融機関に新たに本社債関連口座を開設し、従来の本社債関連口座において保管されていた金銭をそれぞれ本社債管理者に対する書面による通知の上、移転するものとし、以後も同様とします。なお、当社は、本格付機関の格付において下記の基準を上回る格付を取得している金融機関への本社債関連口座の移転については、本社債管理者に対する書面による通知の上、いつでも行うことができます。

口座変更基準

株式会社格付投資情報センター

短期格付（又はこれと同等とみなされる発行体格付）がa-1（又はこれと同順位の格付）未満となった場合

(c) 本社債管理委託契約において、当社は、下記の()から()までに定める方法と順序においてのみ金銭の支払を行うことができるものとされています。

()当社は、本基金拠出契約に基づき住友生命から受領した金銭のうち本基金債権の利息（本基金利息未払残高を含む。）として受領した金銭、住友生命が支払った本基金債権に係る利息に関して源泉徴収が義務付けられる税金の全額又は一部の還付を当社が受領した場合における当該還付金、及び本信用枠設定契約に基づく住友生命からの借入金については、本社債関連口座に入金した上、利息支払勘定において管理し、本基金拠出契約に基づき住友生命から受領した金銭のうち本基金の元本として受領した金銭については、本社債関連口座に入金した上、元金償還勘定において管理します。出資発行代り金については、その総額を本社債関連口座に入金した上、153,150,000円については利息支払勘定において、出資発行代り金から当該金額を差し引いた残額については費用支払勘定においてそれぞれ管理します。当社が本社債の発行によって受領した社債発行代り金については、その総額を本社債関連口座に入金した上、費用支払勘定において管理します。また、上記以外に当社が金銭を受領した場合における当該金銭については、その総額を本社債関連口座に入金した上、費用支払勘定において管理します。

()本社債の元金を償還すべき日又は利息を支払うべき日において、下記の順序及び方法に従い、費用並びに本社債の元金及び利息等の支払を行うものとします。但し、本社債の元金及び利息の支払に関しては前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「利払日及び利息支払の方法」及び同「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」の規定に従います。

本社債の元金を償還すべき日に該当しない本社債の利息を支払うべき日（利息支払勘定からの支払及び留保）

イ 本社債の利息及び未払残高の支払

ロ 本信用枠設定契約に基づく個別貸付に係る借入金の元利金その他の支払。支払順序は、まず利息を、当該利息を発生させる元本の借入時期の早い順に支払い、次に元本を、当該元本の借入時期の早い順に支払います。

ハ かかる支払を行った後の残余について、全て利息支払勘定での留保

本社債の元金を償還すべき日（前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」の規定に従い期限前償還される場合を含みます。）（利息支払勘定及び元金償還勘定からの支払及び振替）

イ 本社債の利息、未払残高及び元金の支払

ロ 本信用枠設定契約に基づく個別貸付に係る借入金の元利金その他の支払。支払順序は、まず利息を、当該利息を発生させる元本の借入時期の早い順に支払い、次に元本を、当該元本の借入時期の早い順に支払います。

ハ かかる支払を行った後の残余について、全て費用支払勘定への振替

- () 本信用枠設定契約に基づく個別貸付及び特別貸付に係る借入金の元利金その他の支払については、その支払時期が到来した時点において、随時、利息支払勘定から行うことができます。但し、本社債の利息を支払うべき日に支払時期が到来する個別貸付に係る支払については前記()に従います。また、本()については、当該支払を行うべき日（当日を含みます。）までに支払うべき本社債の元金及び本社債利息が全て支払われたことを停止条件として行われるものとします。

- () 下記の項目に該当する支払については、その支払時期が到来した時点において、随時、費用支払勘定から行うことができます。

当社に対し、日本国又はその地方公共団体若しくはその下部行政機関により課される公租公課の支払。

諸費用の支払。本()において「諸費用」とは、以下に掲げる費用をいいます。

- イ 社債管理者に対して、本社債管理委託契約に基づき支払う社債管理手数料並びに損害、債務及び費用
- ロ 資産管理受託会社である三井住友信託銀行に対して、本資産管理委託契約に基づき支払う報酬、立替費用及び損害等の補償
- ハ 当社が当社の会計監査人に対して支払う報酬及び費用
- ニ 本格付機関に対して支払う本社債に関する格付手数料
- ホ 支払代理人である三井住友信託銀行に対して、本社債事務委託契約に基づき支払う元金償還手数料及び利息支払手数料
- ヘ 事務管理会社である東京共同会計事務所に対して、本事務管理委託契約に基づき支払う報酬
- ト 税務事務管理受託者である東京共同会計事務所に対して、本税務事務管理委託契約に基づき支払う報酬

前記()以外に当社の運営及び管理に必要な費用の支払。

- (v) 前記()から()までの規定にかかわらず、当社は、払込期日に（但し、下記()から()までについては、請求のあり次第速やかに）以下の支払を費用支払勘定より行うものとします。

払込期日までに支払期限の到来した公租公課

幹事会社に対して、本引受契約に基づき支払う引受手数料及び費用

三井住友信託銀行に対して、本社債事務委託契約に基づき支払う事務委託手数料及び本資産管理委託契約に基づき支払う報酬

本社債の発行に関し保管振替機構に対して支払う手数料

大和証券に対して、アドバイザー契約に基づき支払うアドバイザー手数料（以下「本アドバイザー報酬」といいます。）

事務管理会社である東京共同会計事務所に対して、本事務管理委託契約に基づき支払う報酬

その他本社債の発行に関連して必要となる費用（当社設立費用、弁護士費用、会計士費用、税理士費用、本格付機関に対して支払う格付手数料等を含みますが、これらに限られません。）

本基金債権譲渡契約第2条第1項に基づき当社から大和証券に対して支払う本基金債権の売買代金

- () 本社債権者は、本(c)に従って本社債権者以外の者に支払われた金額について、その後に来る本社債の元金を償還すべき日又は本社債の利息を支払うべき日における当社の財産の不足を理由としてその返還を求める権利を有しないものとします。

- c 本社債の元金の償還及び利子の支払等に重大な影響を及ぼす要因については、後記(6)「投資リスク」、a「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

管理報酬等

管理資産から支払われる報酬及び手数料としては以下のものがあり、前記()「管理資産の管理」、b「回収金の処理の方法」、(c)の記載に従い支払います。

- a 当初支払手数料として、幹事会社に対する引受手数料、三井住友信託銀行に対する社債事務委託手数料及び資産管理委託手数料、本社債の振替機関である保管振替機構に対する手数料、大和証券に対する本アドバイザー報酬、東京共同会計事務所に対する本事務管理委託契約に基づく報酬、本社債の発行に関連して必要となる費用（当社設立費用、弁護士費用、会計士費用、税理士

費用、本格付機関に対する格付手数料等を含みますがこれらに限られません。）及びその他当社を維持するために必要となる費用を当社は支払い、その合計は約224百万円でした。

b 期中費用として、以下の費用を当社は支払います。

- (a) 支払代理人である三井住友信託銀行を通じて、本社債権者が本社債を保有する口座管理機関に対して、()元金償還手数料として、当該本社債の元金（期限前償還する場合には、償還価額の総額）の10,000分の0.075並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、()利息支払手数料として、当該本社債の元金（期限前償還日における利金支払の場合には、当該期限前償還前の残存元金）の10,000分の0.075並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、それぞれ支払います。当社は、()元金償還手数料を本社債の償還日（期限前償還事由が生じた場合には、期限前償還日）の前銀行営業日までに、()利息支払手数料を本社債の利払日の前銀行営業日までに、それぞれ支払代理人である三井住友信託銀行に交付します。
- (b) 本社債管理者である三井住友信託銀行に対して、毎月の社債管理手数料を、各々その前月末における本社債の未償還元金残高100円につき0.5銭の料率（年率）で月割により計算し、これに消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、毎年3月及び9月の末日（銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日）に支払います。但し、払込期日が属する月については、払込期日の翌日から当該月末日までの手数料を発行額に対して日割で計算し、また本社債の償還日に本社債が全額償還される場合、償還日が属する月については、当該月初日から償還日までの手数料を前月末における本社債の未償還元金残高に対して日割で計算します。この場合の日割計算は、年365日の方法によります。
- (c) 本資産管理受託会社である三井住友信託銀行に対して、アップフロントの委託報酬として500万円（消費税及び地方消費税相当額は別途）を2023年8月3日に支払い、また、期中委託報酬として80万円（消費税及び地方消費税相当額は別途）を、2023年8月3日を初回の支払期日とし、その後は2024年8月8日以降毎年8月8日（銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日）を支払期日として、支払期日の翌日からの1年分（2023年8月3日の支払いについては、2023年8月3日から2024年8月8日までの期間分）として前払で支払うものとされています。但し、()本資産管理委託契約が終了する日（当日を含みます。）以降に到来する支払期日においては期中委託報酬を支払わないものとし、()支払期日以外の日において本資産管理委託契約が終了した場合には、その直前の支払期日に支払った期中委託報酬額から、当該支払期日の翌日から本資産管理委託契約が終了した日までについて1年365日の日割で計算した額（1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。）を控除した金額を、当社の請求に基づき、当社の指定する日までに払い戻すものとされています。また、本資産管理委託契約の契約期間が延長される場合の当該延長期間における委託報酬額については、当社及び本資産管理受託会社が別途合意するものとされています。上記各委託報酬を支払うべき日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日にその支払を繰り上げるものとされており、かかる繰上げは委託報酬の計算に影響を及ぼさないものとされています。
- (d) 前記以外の主な期中費用として、本格付機関に対する格付手数料、当社の会計監査人に対する報酬及び東京共同会計事務所に対する報酬その他当社を維持するために必要となる費用を当社は支払うものとし、その合計は年間約10百万円です。

その他

当社の定款の変更は、株主総会の決議によらなければなりません。

当社は、本社債管理委託契約において、事前に本社債管理者の書面による承諾がない限り、定款を変更（但し、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「その他」、b「当社の遵守事項」、(j)但書に基づいてA種優先株式を発行するために定款を変更する場合及び同(j)但書に基づいて普通株式を発行するために定款を変更する場合を除きます。）しないことを約束しています。

本基金債権譲渡契約を変更する場合には、事前に本格付機関にその旨を書面で通知することとしています。本社債管理委託契約を変更する場合には、当社は事前にその旨を本格付機関に報告します。本資産管理委託契約は、a本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合又はb前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「その他」、b「当社の遵守事項」、(v)に基づき許容されうる場合を除き、変更・修正できないものとされています。本資産管理委託契約を変更す

る場合には、当社は事前にその旨を本格付機関に報告します。本社債管理委託契約を変更した場合、変更後の契約に係る証書の謄本を当社及び本社債管理者の本店に備え置き、その営業時間中、一般の閲覧又は謄写に供します。また、当社の定款又は資産関連諸契約若しくは本基金拋出契約を変更した場合、変更後の定款又は契約に係る証書の謄本を当社の本店に備え置き、その営業時間中、本社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる謄写に要する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。

(3) 【損失及び延滞の状況】

	総債権残高	延滞額	比率
2025年12月	50,140,034千円	- 千円	- %
2026年6月	50,314,835千円	- 千円	- %

総債権残高とは、当該月末における管理資産の元利金等合計額をいいます。

(4) 【収益状況の推移】

	当中間会計期間 自2026年 1月 1日 至2026年 6月30日
収益	
金融収益	174,801千円
費用	202,786千円
期末残高	
元本金額の期末残高	50,000,000千円
元本金額の期末残高に占める収益額の比率	0.35%
元本金額の期末残高に占める費用額の比率	0.41%

(5) 【買戻し等の実績】

該当事項はありません。

(6)【投資リスク】

投資に関するリスクの特性

当社は、本基金債権を裏付けとして本社債を発行しました。本社債の元金金の支払は、当社が取得した本基金債権の元金金を支払原資として行われますが、住友生命の信用状態が悪化した場合その他の理由により、かかる支払債務の履行が行われない可能性があります。従って、本社債の元金金支払の前提となっている本基金債権の支払債務の履行が必ずしも確実に行われるとは限らない以上、本社債においてはその元金や一定の投資成果が保証されているものではありません。

本基金債権に係る支払債務の履行の程度その他の理由に基づく本基金債権の価値の下落、その他、以下 a「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」に記載される事由により、投資家は損失を被ることがあります。

また、本社債は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

本社債に関する投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事由については、以下 a「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

上記及び以下 a「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」に記載される将来に関する事項は本半期報告書提出日現在において判断したものです。

a 元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因

(a) 元金償還資金又は利息支払資金が不足するリスク

当社は、通常の事業会社等とは異なり、普通株式及びA種優先株式の払込金並びに原保有者から取得した本基金債権の他には、特段の資産を有しません。普通株式及びA種優先株式の払込金は専ら当社の当初費用並びに当社の維持、管理及び運営のための期中費用の支払資金に充当され、本社債の元金金の支払に充当されることはなく、且つ、払込期日後に当社が追加の普通株式又はA種優先株式を発行する場合においてその引受を約束している第三者は存在しません。従って、本社債の利息の支払は住友生命が支払う本基金利息の支払金によって行われ、本社債の元金の償還は住友生命が支払う本基金元本の償還金によって行われることとなりますが、本基金債権の債務者である住友生命による債務の履行につき、他の如何なる第三者も保証を行っているものではありません。このため、本社債の元金の償還及び利息の支払は本基金債権の債務者である住友生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払の状況に影響されることとなります。そのため、住友生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払の状況如何によつては、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

また、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」、b「流動性補完の形態」、(b)「本信用枠設定契約」に記載されるとおり、住友生命は当社との間で本信用枠設定契約を締結し、一定の条件のもとで本社債の利息支払のための資金を貸し付けるものとされています。しかし、後記(g)「本信用枠設定契約に基づく住友生命の貸付実行に関するリスク」でも記載されるように、この貸付についてもその時々住友生命の信用状況如何によつては、本信用枠設定契約において規定されているとおりにこれが行われない可能性があります。

このように本社債の元金の償還及び利息の支払は専ら住友生命の信用力に依存しており、その時々住友生命の信用力によつては、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

これらのリスク要因については、住友生命の財務状況に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(b) 本社債の元金の償還に関するリスク

() 本社債の元金が最終償還日に償還されないリスク

本社債の元金は、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」(b)から(d)までの記載に基づき期限前償還される場合を除き、(以下の記載に従って延長される前の)最終償還日である2028年8月8日に、その残存総額を、同日を利払日とする本社債利息及び未払残高の支払とともに償還することが予定されています。但し、本基金拠出契約に基づき、本基金最終償還日が本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合及び 本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合には、最終償還日は当該繰延後の本基金繰延後最終償還日の直後の利払日まで延長されるものとされています。

そして、本基金拠出契約上、本基金元本は、保険業法の制限内で、本基金最終償還日に一括して償還されるものとされています。本基金最終償還日に保険業法の制限により本基金元本の全額を償還することができない場合、本基金の全額についての償還は、本基金繰延後最終償還日に繰り延べられるものとされています。ある本基金繰延後最終償還日に関し、保険業法の制限により本基金元本の全額を償還することができない場合、本基金元本の全額についての償還は、更に次の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられるものとし、以後同様とされています。

以上から、本基金最終償還日において保険業法の制限により本基金元本の全額が償還できない場合には、保険業法の制限内で本基金元本の全額が償還できる最初の本基金繰延後最終償還日まで本基金元本の償還を行うことができず、その間、本社債の元金の償還も行われなないこととなります。その結果、本社債権者による投資資金の回収が、潜在的には無期限に延長される可能性があります。

かかるリスク要因については、本社債の商品性に起因するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

() 当社及び本社債権者が、それぞれ本基金及び本社債の期限の利益を喪失させる権利を有しないリスク

本基金には期限の利益喪失に関する特約が付されず、本基金が期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本基金元本の償還若しくは本基金利息の支払が行われなかった場合、住友生命が本基金に関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本基金について期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本基金元本の償還は行われません。その結果、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

加えて、本社債にも期限の利益喪失に関する特約が付されません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本社債の元金の償還若しくは利息の支払が行われなかった場合、当社が本社債に関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本社債について期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本社債の元金の償還は行われません。

かかるリスク要因については、本基金及び本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

() 本社債の元金の期限前償還に関するリスク

当社は、本基金拠出契約に基づき本基金元本の期限前償還が行われる旨の通知を受領した場合には、残存する本社債の元金の全部（一部は不可）を期限前償還するものとされています。

そして、本基金拠出契約上、資本事由、税制事由又は本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該償還のために設定する日に、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、残存する本基金元本の全部（一部は不可）を期限前償還することができるものとされています。なお、かかる場合における期限前償還については、償還価額の変更は行われません。

更に、本基金拠出契約上、住友生命は、住友生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が住友生命の社員総会又は総代会で承認された場合には、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、本基金組織変更償還日に、本社債組織変更期限前償還価額を償還価額として、本基金元本の全部（一部は不可）を期限前償還することができるものとされています。

以上から、本基金拠出契約に従い住友生命が本基金元本の期限前償還を行った場合には、本社債の元金の期限前償還も行われます。この場合、本社債権者は、当該償還金をもって本社債よりも不利な条件での再投資しか行うことができない可能性があります。それに対する補償は当社及び住友生命を含む如何なる当事者も行いません。なお、本基金拠出契約に従った住友生命による本基金元本の期限前償還はいずれも住友生命の権利であり、住友生命に期限前償還を義務付けるものではなく、住友生命がかかる権利を行使して期限前償還を行うとの保証はありません。

また、本社債権者は、当社に対して本社債の期限前償還を求める権利及び住友生命に対して本基金元本の期限前償還を求める権利を有していません。

かかるリスク要因については、本基金及び本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

(c) 本社債の利息の支払に関するリスク

本社債の利息の支払は、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「利払日及び利息支払の方法」記載のとおり利払日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定しています。しかしながら、住友生命による本基金債権の利息の支払及び元本の償還状況、住友生命による本信用枠設定契約に基づく貸付の実行状況並びに住友生命の財務状況によっては、本社債のその時々における利息支払資金が不足する可能性があります。当社は、各利払日の直前の本基金利払日において、本基金拠出契約に基づき、本基金の利息の支払の繰延べが行われる旨の通知を受領した場合、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べる利払停止を行うこととされています。なお、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には利息は付されないものとされています。

そして、本基金拠出契約上、住友生命は、本基金利息を保険業法の制限内で支払うものとし、当該制限によりその全額が支払われない本基金利息構成項目については、当該本基金利息構成項目の全額について、その支払日は、本基金繰延利息支払日に繰り延べられるものとし、以後同様とするものとされています。

以上から、保険業法の制限により本基金利息構成項目の全額が支払われない場合には、保険業法の制限内で当該本基金利息構成項目の全額について支払いができる最初の本基金繰延利息支払日までその支払が繰り延べられ、ひいては、本社債利息の支払が繰り延べられ、その結果、予定された利払日において本社債利息の支払が行われない場合があります。また、支払が繰り延べられた本社債利息については、その原因となった本基金利息の支払の繰延に係る金額である本基金利息未払残高が住友生命から支払われない限り、当該繰延が生じた後においても支払われませんが、本基金利息未払残高の支払は、保険業法の制限内で繰り延べられた本基金利息構成項目の全額の支払が可能であることが条件とされています。

かかるリスク要因については、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため当社による特段の対応は図られていません。

(d) 本社債が上位債権に劣後するリスク

当社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、当社劣後支払条件が成就した場合にのみ発生し、更に、本基金劣後事由（本社債）が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、本基金劣後支払条件が成就した場合にのみ発生するものとされています。

破産法上、債務者について破産手続が開始された場合、破産法第99条第2項により、約定劣後破産債権についての配当の順位は劣後的破産債権を含む他の全ての破産債権に後れるものとされ、また、同法第142条第1項により、破産手続上議決権を有しないものとされています。

これに対し、民事再生法上は、債務者について再生手続が開始された場合、民事再生法第155条第2項により、劣後的破産債権に後れる約定劣後再生債権の順位を考慮して、再生計画の内容に公正且つ衡平な差を設けなければならないとされています。また、会社更生法上は、株式会社について更生手続が開始された場合、会社更生法第168条第3項により、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正且つ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の権利の順位とは、（ ）更生担保権、（ ）一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、（ ）（ ）及び（ ）に掲げるもの以外の）更生債権、（ ）約定劣後更生債権、（ ）残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株式、（ ）（ ）に掲げるもの以外の）株式の順序となります。

従って、約定劣後再生債権又は約定劣後更生債権は、必ずしも他の再生債権又は更生債権に絶対的に劣後することまで要求されている訳ではありません。

もっとも、上記の会社更生法等の規定は、上記の契約当事者が停止条件構成を用いて劣後債権に係る絶対劣後扱いについて合意すること自体を否定する趣旨ではなく、株式会社について更生手続、破産手続又は再生手続が開始された場合においても、かかる劣後債権に係る絶対劣後扱いについての合意もその効力が認められると解されています。

以上のとおり、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、当社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき当社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

かかるリスク要因については、破産法、会社更生法及び民事再生法等に基づく法制度並びに当社の財務状態に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(e) 本基金債権の支払についての保険業法の制限に関するリスク

前記(a)「元金償還資金又は利息支払資金が不足するリスク」に記載のとおり、当社は、通常の事業会社等とは異なり、普通株式及びA種優先株式の払込金並びに原保有者から取得した本基金債権の他には、特段の資産を有しません。また、本基金債権の債務者である住友生命による債務の履行につき、他の如何なる第三者も保証を行っているものではありません。従って、本社債の償還及び利息の支払は本基金債権の債務者である住友生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払の状況に直接影響されることとなりますが、本基金債権の債務者である住友生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払は、本基金拠出契約に規定する条件に服するほか、以下のような保険業法上の制限を受けます。

() 本基金利息の支払に関する保険業法上の制限

住友生命の各事業年度における本基金利息の支払は、法定基金利払限度額を限度として行うことができ（保険業法第55条第1項）、且つ、本基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案が住友生命の総代会による承認決議を経た場合において、これを行うことができます。即ち、住友生命は、本基金拠出契約において本基金利息の支払を約束していますが、各事業年度において法定基金利払限度額が本基金拠出契約上住友生命が支払うべきとされる本基金利息の金額に満たない場合や本基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案が住友生命の総代会において承認されない場合においては、当該事業年度において住友生命は当社に対して本基金拠出契約に基づく本基金利息の全部又は一部を支払うことができず、また、当社も住友生命によって支払われない本基金拠出契約に基づく本基金利息の全部又は一部の支払を住友生命に強制することができないと考えられています。なお、住友生命の総代会は、本基金拠出契約に基づく本基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案を承認する義務を当社又はその他の第三者に対して負担しておらず、当該事業年度における法定基金利払限度額が本基金拠出契約上住友生命が支払うべきとされる本基金利息の金額に満つる場合であったとしても、住友生命の総代会において本基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案が承認されるとは限りません。

() 本基金元本の償還に関する保険業法上の制限

住友生命の各事業年度における本基金元本の償還は、法定基金償還限度額を限度として行うことができるものとされていますが、保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却した後でなければ基金の償却は行い得ないものとされています（保険業法第55条第2項）。更に、住友生命が各事業年度において本基金元本の償還を行う場合には、原則として、本基金元本の償還を内容とする剰余金の処分に関する議案につき住友生命の総代会による承認決議を経る必要がありますが、任意積立金としての基金償却準備金を取り崩す方法により本基金元本の償還を行う場合においては、当該基金償却準備金の取り崩しに関する議案が住友生命の取締役会による承認決議を経ることによりこれを行うことができるものと考えられています。かかる金額の制限及び手続上の制限を遵守した上で、本基金元本の償還を行う場合には、住友生命は当該償還金額に相当する金銭を基金償却積立金として積み立てなければならないものとされています（保険業法第56条）。

住友生命は、既に保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却していますが、当該事業年度において法定基金償還限度額が本基金拠出契約上住友生命が償還すべきとされる本基金元本の金額に満たない場合には、住友生命は当社に対して本基金拠出契約に基づく本基金元本の全部又は一部を償還することができず、また当社も住友生命によって償還されない本基金債権の本金拠出契約に基づく元本の全部又は一部の償還を住友生命に強制することができないと考えられています。また、本基金元本の償還を内容とする剰余金の処分に関する議案につき住友生命の総代会による承認決議を得られない場合には、住友生命は当社に対して本基金債権の本基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部を償還することができず、また、当社も住友生命によって支払われない本基金債権の本基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部の償還を住友生命に強制することができないと考えられています。なお、住友生命の総代会は、本基金元本の償還をその内容とする剰余金の処分に関する議案を承認する義務を当社又はその他の第三者に対して負担しておらず、法定基金償還限度額が本基金拠出契約上住友生命が償還すべきとされる本

基金元本の金額に満つる場合であったとしても、住友生命の総代会において本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還をその内容とする剰余金の処分にに関する議案が承認されるとは限りません。但し、住友生命の任意積立金としての基金償却準備金が存在する場合、住友生命の総代会における剰余金の処分にに関する議案の承認決議や住友生命の取締役会による取り崩しの決議がない場合においても、当該基金償却準備金の限度において、当社は本基金拠出契約に基づき住友生命が償還すべきとされる本基金元本の償還を住友生命に対し請求することができるものと考えられています。

また、住友生命が償還する本基金元本の金額相当の金銭の基金償却積立金の積立てを行えない場合には、かかる本基金元本の償還を行うことができません。

前記（ ）「本基金利息の支払に関する保険業法上の制限」及び本（ ）「本基金元本の償還に関する保険業法上の制限」に記載するように、本基金債権の債務者である住友生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払は、本基金拠出契約に規定する条件に服するほか、以上のような保険業法上の制限を受けます。本基金拠出契約によれば、保険業法の制限により本基金元本の償還又は本基金利息の支払を行うことができない場合、本基金元本の償還又は本基金利息の支払は、本基金繰延後最終償還日又は本基金繰延利息支払日に繰り延べられます。これらの条件及び制限の結果、本社債について元金の償還又は利息の支払が行われない可能性があります。

（ ）住友生命の解散時又は破産手続、更生手続若しくは再生手続の開始時における本基金債権の支払に関する制限

保険業法第181条第2項は、解散した相互会社の清算人が基金の払戻をする場合に、「相互会社の債務の弁済をした後でなければ、してはならない」とし、相互会社の解散時においては、基金の払戻はその他の相互会社の債務の弁済に劣後することを規定しています。また、かかる規定は、「基金の払戻」即ち元本の償還のみではなく利息の支払にも準用されるべきとの主張も行われています。

また、本基金拠出契約上、清算手続が開始され、且つ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、且つ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、且つ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。）、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、上記清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権若しくは住友生命に知れている債権者に係る全ての本基金上位債務が、保険業法の規定に基づき、全額支払われた場合、若しくはその他の方法で全額の満足を受けた場合、上記破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての本基金上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、若しくはその他の方法で全額の満足（供託による場合を含みます。）を受けた場合、上記更生手続若しくは再生手続において、更生計画認可若しくは再生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画若しくは再生計画に記載された全ての本基金上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、若しくはその他の方法で全額の満足を受けた場合、又は上記日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記 から までに準じて本基金上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合（但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本基金の元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生するものとします。）にのみ、本基金元本に関する一切の請求権が発生するものとされています。なお、更生特例法上、相互会社について更生手続が開始された場合、更生特例法第260条第1項及び第3項並びに会社更生法第168条第3項により、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正且つ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の権利の順位とは、更生担保権、一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、（ 、 及び に掲げるもの以外の）更生債権、約定劣後更生債権、基金に係る更生債権、社員権の順序となります。

一方、相互会社について破産手続又は再生手続が開始された場合については、更生手続の場合とは異なり、基金債権の取扱いについて直接これに言及した規定は破産法、民事再生法その他の法律において設けられておりません。

但し、上記の更生特例法等の規定は、前述のような契約当事者が停止条件構成を用いて劣後債権に係る絶対劣後扱いについて合意すること自体を否定する趣旨ではなく、相互会社

について更生手続、破産手続又は再生手続が開始された場合においても、かかる劣後債権に係る絶対劣後扱いについての合意もその効力が認められると解されています。

このように、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、住友生命が相互会社として解散し、又は破産手続開始決定、更生手続開始決定若しくは再生手続開始決定を受けた場合においては、かかる規定の適用又は準用を受け、当社が本基金債権の元利金の支払につき住友生命の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金の全額を支払うために十分な資金を得られない可能性があり、その結果本社債の元利金の償還及び支払をなしえなくなる可能性があります。

なお、本社債の発行日以後、住友生命が本基金債権と同順位の債権又はこれに優先する債権に係る債務を負担することは何ら制限されていません。

かかるリスク要因については、保険業法、破産法、会社更生法、更生特例法及び民事再生法等に基づく法制度並びに住友生命の財務状況に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(f) 住友生命が抛受を受ける他の基金に関するリスク

住友生命は本基金債権の他には基金の抛受を受けていませんが、将来において基金の抛受を受ける可能性があります。

住友生命は、本基金抛受契約において、本基金元本の償還とその他の基金の元本の償還を同一の事業年度において行う場合については、保険業法の制限により本基金元本及びその他の基金の全額を償還することができない場合、本基金元本の全額についての償還は、本基金繰延後最終償還日に繰り延べられるものとし、また、本基金利息とその他の基金の利息を同一の事業年度において支払う場合においては、保険業法の制限により本基金利息及びその他の基金の利息を保険業法の制限内で支払うものとし、保険業法の制限によりその全額が支払われない本基金利息構成項目については、当該本基金利息構成項目の全額について、その支払日は、本基金繰延利息支払日に繰り延べられるものとされています。従って、その他の基金が存在することにより、本基金元本の償還及び利息の支払が予定どおり行われない可能性があり、その結果本社債の元金の償還及び利息の支払が予定どおり行われない可能性があります。

また、住友生命は、本基金抛受契約において、本基金元本及びその他の基金を全額償還する前においても、本基金抛受契約及びその他の基金に係る契約に従い、本基金利息及びその他の基金の利息の支払を行うものとされています。保険業法第55条第2項第3号は、基金の償却の限度額を計算するにあたり、貸借対照表上の純資産額から「基金利息の支払額」を控除すべきことを明示しており、その他の基金の利息の支払が本基金元本の償還に先立って行われる可能性があり、これにより本基金元本の償還、ひいては本社債の元金の償還が予定どおり行えなくなる可能性があります。

かかるリスク要因については、本基金抛受契約の規定及び保険業法などに基づく法制度に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(g) 本信用枠設定契約に基づく住友生命の貸付実行に関するリスク

当社は、住友生命との間で本信用枠設定契約を締結し、本社債の利息の支払に関する流動性補完措置の一部としています。しかしながら、本信用枠設定契約に基づく住友生命の貸付には一定の条件が付されているため、本社債の利息を予定どおり支払うための十分な資金の貸付を住友生命から受けられない可能性があります。また、住友生命が本信用枠設定契約に基づく貸付を行う義務について第三者は一切保証を行っておらず、かかる貸付が行われるか否かは専ら当該貸付の時点での住友生命による履行能力に依存しており、住友生命に十分な履行能力がない場合には当該貸付が行われないことがあり、この場合、本社債の利息の支払を予定どおり行えない可能性があります。本信用枠設定契約に基づく住友生命の貸付の条件については、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」、b「流動性補完の形態」、(b)「本信用枠設定契約」をご参照下さい。かかるリスク要因については、本信用枠設定契約の規定、保険業法等に基づく法制度及び住友生命の財務状況に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(h) 原保有者の破産等に伴うリスク

当社は本基金債権譲渡契約に基づき原保有者から本基金債権の譲渡を受けていますが、かかる本基金債権の譲渡につき、原保有者の破産手続、更生手続、再生手続その他の倒産手続において、裁判所あるいは管財人等により、本基金債権は原保有者の破産財団、更生会社の財産、再生債務者の財産等に属するものであって、当社の本基金債権に対する権利は原保有者の破産手続、更生手続、再生手続その他の倒産手続との関係で担保権に過ぎないものとして取り扱われるリスクは、以下のような理由から極めて低いものと当社は考えています。

- () 原保有者及び当社は、本基金債権譲渡契約に基づき、本基金債権の真正な売却及び購入を意図していること。
- () 原保有者は、本基金債権譲渡契約に基づき本基金債権が当社に移転した後は、本基金債権に対して一切の権利を有さないこと。
- () 本基金債権譲渡契約上、当社は、原保有者に対して本基金債権の買い戻しを請求する権利を有さず、また、原保有者は本基金債権の買い戻しを行う義務を負担していないこと。
- () 原保有者は、本基金債権譲渡契約上、本基金債権の譲渡実行日現在における本基金債権に関する一定の事実表明及び保証を行っている以外には、本基金債権の回収可能性について、何らの責任を負担していないこと。
- () 本基金債権譲渡契約に基づく原保有者から当社に対する本基金債権の譲渡については確定日付ある証書による住友生命の承諾を取得する方法によって債務者及び第三者対抗要件が具備されていること。

かかるリスク要因については、上記のとおり極めて低いものと当社は考えていますが、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(i) 住友生命の株式会社化及び期限前償還に伴うリスク

住友生命は現在相互会社として保険業を営んでいますが、保険業法第85条第1項は「保険会社である相互会社は、その組織を変更して保険会社である株式会社とすることができる。」として、相互会社が株式会社として組織変更することを認めています。一方、保険業法第89条第1項は、「組織変更をする相互会社は、償却を終わっていない基金があるときは、効力発生日までに、組織変更計画の定めるところに従い、基金の全額を償却しなければならない。但し、第92条の規定による株式の発行に際して、基金に係る債権が現物出資の目的として給付された場合におけるその給付された額については、この限りでない。」としており、本基金債権の償還が終了する以前において、住友生命が株式会社への組織変更を行う場合には、本基金債権を償却する必要があります。本基金拠出契約においては、原則として、本基金元本の全部又は一部を、本基金償還日前において償還することはできないこととされていますが、住友生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が住友生命の社員総会又は総代会で承認された場合には、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、住友生命は、本基金拠出者に対して書面により通知することにより、本基金拠出者の同意を得ることなく、本基金組織変更償還日に本基金元本の全部（一部は不可）を期限前償還することができるものとされています。

また、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「償還期限及び償還の方法」b「償還の方法及び期限」(d)に記載されるとおり、当社は、住友生命からかかる書面による通知を当該組織変更の効力発生日の60日前までに受領した場合には、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「償還期限及び償還の方法」b「償還の方法及び期限」(d)に従って、本社債の全部を期限前償還するものとされています。

この場合の償還価額は、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「償還期限及び償還の方法」b「償還の方法及び期限」(e)に定める方法に従い、期限前償還がなされなければ支払われるべきであった本社債の将来の元利金につき、一定の市場金利に（これがマイナスとなった場合の割引率を零とすることを除いて）一切のスプレッドを付すことなく割引計算を行って算出される現在価値相当額（但し、元金の100%を下限とします。）ですが、市場の金利水準の動向、流通市場における本社債の取引水準の動向その他の要因によっては、本社債の元利金が償還日まで予定通り支払われる場合に比して本社債権者にとって当初の想定を下回る条件での償還となるリスクがあります。また、かかる期限前償還の償還価額は元金の100%を超過する場合があります。この場合には、本基金拠出契約に基づき期限前償還される本基金元本以外をかかると超過分の支払原資とする必要があります。

上記のとおり、住友生命が本基金拠出契約に基づき本基金債権の全部を期限前償還する権限を行使する場合、本基金元本に加えて、前記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、

「本基金債権の概要」、j「期限前償還」に記載する方法に従って計算される経過利息及び違約金を本基金拠出者に支払うものとされており、これらが当社の手元資金と合わせてかかる期限前償還時の本社債の元利金の支払原資となることが予定されていますが、本社債の期限前償還が決定されたにもかかわらず、住友生命がかかる本基金元本、経過利息及び違約金の支払義務を履行しない場合及び当社の手元資金が費用等の支払に優先的に充当された結果、想定よりも減少した場合等において、当社が本社債の期限前償還のための支払原資を結果的に確保できないリスクがあります。住友生命の株式会社化に伴う本社債の元金の期限前償還及び本基金元本の期限前償還の詳細については、前記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本基金債権の概要」、j「期限前償還」及び前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「償還期限及び償還の方法」b「償還の方法及び期限」(d)をご参照下さい。かかるリスク要因については、住友生命による株式会社への組織変更の実施及び市場の金利水準の動向、流通市場における本社債の取引水準の動向その他の事情に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(j) 当社が目的以外の債務を負うリスク

当社が、本社債の元金の全額が償還されるまでに、本社債発行に関係のない債務を負うことにより、本社債権者が不測の損害を被る可能性があります。当社は、本社債管理委託契約において、本社債管理者に対し、本社債の元利金の全てが償還され又は支払われるまでの間、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、以下の各号に定めるところを遵守することを約束しています。

- () 当社は、本基金債権譲渡契約に基づき大和証券から当社に譲渡された本基金債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元利金支払債務の弁済並びにその附帯業務のほか、他の業務を行いません。
- () 当社は、本社債以外の現在又は将来の当社又は第三者の債務を担保するために、当社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。
- () 当社は、その資産につき貸付、譲渡、交換その他の処分を行いません。
- () 当社は、本基金債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借入れる場合（但し、本社債に劣後する借入に限ります。）、又は本社債の元利金を償還若しくは支払うために必要な資金を借入れる場合（但し、本社債に劣後する借入に限ります。）、又は前記()に規定する業務及びその附帯業務に関連して必要若しくは有益な債務の負担をする場合（当社による本社債関連諸契約及び資産関連諸契約の締結並びに当社がA種優先株式又は普通株式を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限られません。）且つ 本格付機関が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本格付機関に確認した場合を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。
- () 当社は、前記()に規定する業務及びその附帯業務に必要な資金を借入れせず、リースを受けず、また、かかる業務遂行に必要な従業員を雇用しません。

かかるリスク要因については、上記の本社債管理委託契約における当社の約束により、当社が本社債とは関係のない債務を負担し、本社債権者が不測の損害を被る可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(k) 当社及び本一般社団法人に係る諸費用の支払原資に関するリスク

当社及び本一般社団法人は、払込期日までに、それぞれ普通株式及びA種優先株式並びに基金の払込金として、それぞれが（前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」(a)に従って延長される前の）最終償還日までに支払うことが見込まれる当初費用並びに維持、管理及び運営のための期中費用（本(k)「当社及び本一般社団法人に係る諸費用の支払原資に関するリスク」において、以下「諸費用」と総称します。）の支払資金相当額以上の金銭の払込みを受けています。そして、当該払込金は、同日までのそれぞれの諸費用の支払に充当される予定です。

しかし、同日までに、税制の変更等による公租公課の負担の増加その他の事情により諸費用が当初の想定よりも増加する可能性があります。また、本基金拠出契約に基づき、()本基金最終償還日が本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合及び()本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合には、本社債の最終償還日は当該

繰延後の本基金繰延後最終償還日の直後の利払日まで延長され、当初想定していない（前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」(a)に従って延長される前の）最終償還日後の諸費用の支払が必要となる場合があります。

これらの場合において、住友生命は、当該諸費用増加額相当額の当社のA種優先株式及び本一般社団法人の基金を払い込む義務又は当社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額を支払う義務をいずれも負担しておらず、更に、住友生命以外の第三者もかかる義務を負っていません。従って、当社及び本一般社団法人が住友生命その他の第三者から当該諸費用増加額相当額の資金調達を行うことができる、又は住友生命その他の第三者が当社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額の支払を行うことができる、とは限りません。かかる資金調達を行うことができない場合、当社又は本一般社団法人において諸費用の支払を行うことができず、その結果、当社又は本一般社団法人の業務が遂行できず、ひいては当社又は本一般社団法人が存続できなくなる可能性があり、その結果、当社による本社債の利息の支払又は元金の償還ができなくなる可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

(l) 当社の破産等に伴うリスク

当社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債の元利金の支払は、当該解散又は倒産手続の影響を受け、その結果、当社は本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。また、前記(d)「本社債が上位債権に劣後するリスク」に記載のとおり、当社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき当社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

この点、当社の普通株式（以下「本普通株式」といいます。）は全て本一般社団法人に保有されており、A種優先株式は全て住友生命に保有されています。A種優先株式については、当社の定款において、全ての事項につき株主総会において議決権を有しないものとされており、且つ、当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとされています。従って、当社の通常の業務執行や運営に際して議決権を有する株式を保有している者は本一般社団法人のみとなります。

その上で、本一般社団法人及び業務受託者が、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある当社の定款の変更、取締役及び監査役の選解任又は当社の業務遂行及び債務負担を生ぜしめ、又は生ぜしめるおそれのある如何なる行為も行わず、また、当社の取締役をして行わしめないことを約束しているなどの倒産予防措置がとられているほか、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「債権放棄及び倒産手続開始申立て等の制限」記載の倒産不申立特約及び責任財産限定特約が本社債要項に規定され、また、その他当社が締結する各契約においても同種の規定がされているなど倒産手続防止措置もとられており、倒産状態が発生し又は倒産状態が発生したときに倒産手続が開始される可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(m) 当社が株式会社であることに関するリスク

資産流動化法上の特定目的会社においては、本基金債権を保有する場合には、資産流動化法第5条第2項及び資産流動化法施行令第3条第3号により、その計画期間（資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日（資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入れに係る債務の履行を完了する日をいいます。）までの期間であって、特定目的会社が定める期間をいいます。）の上限は50年とされています。しかしながら、前記(b)「本社債の元金の償還に関するリスク」、()「本社債の元金が最終償還日に償還されないリスク」に記載のとおり、本基金元本の償還は、本基金最終償還日に保険業法の制限により本基金元本の全額を償還することができない場合、本基金繰延後最終償還日に繰り延べられ、その結果、潜在的には無期限に延長される可能性があります。そのため、本基金債権を保有し、本基金債権の回収金によって本社債の元金の償還及び利息の支払を行う本社債の発行会社として資産流動化法上の特定目的会社を用いることが困難であり、本社債については、その発行会社を、会社法に基づき設立された株式会社としています。従って、当社に対しては、特定目的会社の業務の遂行に関わる規制（資産流動化法第195条から第214条まで）や、特定目的会社の監督に関わる規制（資産流動化法第215条から第221条まで）その他の資産流動

化法上の特定目的会社に課される法律上の規制は課されていません。また、本社債は、資産流動化法上の特定社債ではないため、資産流動化法第128条第1項に基づく一般担保は付されていません。

(n) 当社の普通株式の株主が一般社団法人であることに関するリスク

当社の全ての本普通株式は、本一般社団法人により保有されています。本一般社団法人及び東京共同会計事務所（以下「事務受託者」といいます。）は、当社及び本社債管理者に対して差し入れた本社債管理委託契約の締結日と同日付の誓約書において、本社債の全額が償還されるまで、第三者に対し、本普通株式を譲渡し、又は質権、譲渡担保権その他の担保権の目的としないことを約束していますが、本一般社団法人について倒産や解散等の事由が発生した場合には、本普通株式が本一般社団法人から当社の倒産隔離上不適切と考えられる者に譲渡され、その結果として当社の運営に悪影響が及びリスクがあります。しかしながら、本一般社団法人及び事務受託者は、上記の誓約書において、本一般社団法人につき破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わないことを誓約し、また、本一般社団法人の理事、監事及び社員も、それぞれ、本一般社団法人及び本社債管理者に差し入れた本社債管理委託契約の締結日と同日付の誓約書において破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立権を行使しないことを誓約しています。更に、本一般社団法人の定款において、本一般社団法人の基金の拠出者は、本一般社団法人の倒産申立てを行うことができないものとされています。また、本一般社団法人及び事務受託者は、上記の誓約書において、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある債務負担行為をしないこと等、本一般社団法人について破産手続開始原因としての支払停止、支払不能及び債務超過の発生を回避する観点から一定の事項につき誓約しています。従って、これらの誓約が遵守される限りにおいて、かかるリスクが現実化する実際上の可能性は高いものと当社は考えています。

更に、本一般社団法人の解散による悪影響の回避のため、解散事由が生じることのないよう、以下のような対応を採っています。一般社団法人法第148条には解散事由として社員が欠けたことが規定されており、かかる解散事由が生じるリスクを回避又は軽減するため、本一般社団法人の当初の社員を3人とし、当該社員は、それぞれ上記の誓約書において、本一般社団法人を退社する際には、速やかに新たな社員を入社させ、社員を3名維持するよう遵守する旨誓約しています。また、事務受託者は、本業務委託契約において、本一般社団法人の社員が3名を下回らないよう、社員を提供することとされています。以上から、社員が欠けたことで本一般社団法人の解散事由が生じる可能性は低いものと当社は考えています。

また、本一般社団法人の理事の不適切な業務執行又は本一般社団法人の社員の不適切な社員権の行使により、当社の運営に悪影響が及びリスクがありますが、本一般社団法人は、上記の誓約書において、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある当社の定款の変更、当社の取締役及び監査役の選解任その他の業務遂行又は債務負担を生ぜしめないこと等を誓約しており、本一般社団法人の理事、監事及び社員もそれぞれの誓約書において当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある議決権の行使等を行わないことを誓約しており、これらの誓約が遵守される限り、かかるリスクが現実化する実際上の可能性は高いものと当社は考えています。なお、本一般社団法人の定款において、理事、監事及び社員については、本一般社団法人の基金の拠出者や本一般社団法人が保有する株式等に係る法人に対して資産を譲渡した者の役員又は従業員ではないこと等、その資格を有する者が限定され、典型的に適切な業務執行又は権利行使を期待できない者が理事、監事及び社員となる可能性が排除されています。

(o) 本一般社団法人が他の会社の株式等を取得・保有することから生じるリスク

本一般社団法人は現在、本普通株式、住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社の普通株式、住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社の普通株式及び住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社の普通株式を保有しているほかは、他の会社の株式等を取得・保有しておらず、借入による資金調達を行っていません。しかし、将来において、本一般社団法人が他の会社の株式等を追加的に取得しつつ、かかる株式等の取得、租税支払、維持費用その他全ての支払債務の履行に必要な金額の基金の拠出を受けず、借入金等でその資金調達を行う可能性があります。当該株式等の発行体が社債その他の有価証券の発行又は借入により債務を負担し、かかる債務につき当該株式等の発行体がデフォルトに陥った場合、その株式等の価値が毀損する結果、本一般社団法人は債務超過に陥る可能性があります。また、拠出された基金が本一般社団法人が負担する支払債務の履行以外の目的のために流用された場合、本一般社団法人は支払不能に陥る可能

性があります。しかしながら、本一般社団法人は、前記(n)「当社の普通株式の株主が一般社団法人であることに関するリスク」記載の本一般社団法人及び事務受託者が当社及び本社債管理者に対して差し入れた誓約書において、かかる追加的な株式等を取得する場合には、事前に、その取得代金その他かかる取得に付随関連する一切の費用を支払うために十分な金額の基金の拠出を受け、その基金払込金を一定の口座で管理し、且つ、かかる株式等の追加取得が本社債の格付を低下させることにはならないことを本格付機関に確認すること並びにその負担する債務を履行するために十分な金額の基金の拠出を受け、且つ、かかる基金を一定の口座で管理することを誓約していますので、かかる誓約が遵守される限りにおいて、本一般社団法人が他の会社の株式等の取得を原因として、債務超過や支払不能に陥り、倒産手続が開始することになる可能性は低いと当社は考えています。

(p) 本社債権者が担保を有しないことに伴うリスク

本社債権者は、当社の特定の資産に対し担保権（対抗要件の具備の有無を問いません。）を有しておらず、当社に関する破産手続、更生手続、再生手続又は特別清算手続の場合、本社債権者は、配当額の分配において無担保債権者として扱われ、当社の資産に対して設定された対抗要件を具備した担保権（抵当権、質権等）等を有する債権者に劣後することになります。かかるリスク要因に対しては、本社債管理委託契約において、当社は、本社債管理者に対し、前記(j)「当社が目的以外の債務を負うリスク」記載の約束を行っており、本社債権者に優先又は競合して当社の資産から回収することのできる重要な債権者が他に存在する可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(q) 法令の変更等に関するリスク

本社債は本社債の発行日現在の法令に基づいて発行され、本基金拠出契約その他関係する契約も、当該契約締結日時点の法令に基づいて締結されました。これらの時点以降、本社債又は本基金拠出契約の有効性その他の事項に悪影響を与える法令の変更等が行われた場合、本社債の元金の償還又は利息の支払に悪影響が及ぶ可能性があります。

なお、法令の変更等により、資本事由、税制事由又は本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、残存する本基金元本の全部を期限前償還することができ、その場合、当社は、残存する本社債の元金の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、前記(b)「本社債の元金の償還に関するリスク」、()「本社債の元金の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

(r) 税制の変更等に関するリスク

本報告書提出日以降、税制の変更等により、当社の公租公課の負担が増加した場合、本社債の元金の償還又は利息の支払の資金が不足し、当社による本社債の元金の償還又は利息の支払ができなくなる可能性があります。

なお、税制の変更等により、税制事由又は本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、残存する本基金元本の全部を期限前償還することができ、その場合、当社は、残存する本社債の元金の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、前記(b)「本社債の元金の償還に関するリスク」、()「本社債の元金の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

(s) 保険会社が本社債を取得する際の留意事項

「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」（平成8年大蔵省告示第50号。その後の改正を含みます。）第1条の2第1項によれば、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたっては、他の保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいいます。本(s)において、以下同じです。）の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は同法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる会社を子会社等（同法第110条第2項に規定する子会社等をいいます。本(s)「保険会社が本社債を取得する際の留意事項」において、以下同じです。）としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段（上記告示第1条第4項第5号イ及びロに掲げるものを含みます。本(s)「保険会社が本社債を取得する際の留意事項」において、以下同じです。）を保有（外国保険会社等及び引受社員にあっては、日本において保有）していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を

含みます。)における、当該保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段の額を控除するものとされています。本社債は、住友生命に対して拠出された本基金債権を主な財産とする当社が発行する社債であり、法形式的には住友生命が直接発行する資本調達手段ではありません。しかし、本社債の当社の主な財産が住友生命に対して拠出された本基金債権であるという本社債の実質的な性格から、保険会社等が本社債を保有する場合には上記告示との関係において「当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段を保有」しているものと解され、その結果、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたって保有している本社債の金額が控除される可能性がありますので、保険会社等が本社債を購入する際には上記告示との関係に関して専門家への相談を含めた検討を行った上で購入されるようお願いいたします。

(t) 本社債の性質が市場価格に及ぼす影響に関するリスク

前記(b)「本社債の元金の償還に関するリスク」、()「本社債の元金が最終償還日に償還されないリスク」及び()「本社債の利息の支払に関するリスク」に記載のとおり、保険業法の制限により本基金元本の償還又は本基金利息の支払が行われない場合には、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延長される可能性があります。

利払停止の可能性がある本社債の市場価格は、かかる可能性のない通常の社債に比べて市場価格が不安定なものとなるおそれがあります。仮に、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延長された場合、本社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。かかる利払停止又は最終償還日の延長中に本社債を売却する場合、当社が当該繰り延べられた利息の支払又は延長された元金の償還を受けるまで本社債を保有する場合に比べ低い利益しか得られない可能性があります。

また、本社債権者は、かかる利払停止又は最終償還日の延長により特段の救済を得られるわけではありません。

このような性質をもつ有価証券である本社債に対する投資者の需要は、市場参加者、監督官庁、格付機関等の第三者による評価により変わり得ます。従って、本社債権者は、本社債を売却する場合において、その取得価格よりも大幅に低い価格でしか売却できず、売却損を生じるリスクがあります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性のほか、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等に内在するものであり、当社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

(u) 市場性に関するリスク

本社債の処分価格は、市場の金利水準に対応して変動すること（金利が上昇する過程では価格は下落し、逆に金利が低下する過程では価格は上昇すること）が想定されます。従って、本社債の第三者への譲渡に際しては、当該譲渡時点における市場の金利水準によって売却損を生じるリスクがあります。

また、本社債の流通市場は現在確立されておらず、本社債の流通性は何ら保証されるものではありません。流通市場の未整備により、本社債の売却が困難となることや、売却価格に悪影響が及ぶ可能性もあります。

かかるリスク要因は、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等当社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

投資リスクに関する管理体制

当社は、法令及び本社債管理委託契約の定めに従い、本社債についてそれぞれ、本社債への投資者たる本社債権者のために、本社債に係る債権の弁済の受領、本社債に係る債権の実現の保全その他の本社債の管理を行うことを本社債管理者に委託しています。本社債管理者は、本社債権者のために、本社債に係る債権の弁済を受け、又は本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。

本社債管理者は、上記の本社債の管理を行うために、本社債管理委託契約に基づき、その企業金融部において、本社債の管理業務を行います。上記管理のための本社債管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、企業金融部により定期的に確認される体制が整備されております。

2 【管理資産の経理状況】

(1) 【主な資産の内容】

	当中間会計期間末 2026年6月30日
管理資産残高	50,314,835千円
元本相当部分	50,000,000千円
利息相当部分(未収利息相当額)	314,835千円
証券所有者への利息支払基金の残高	153,229千円
証券所有者への元本償還基金の残高	- 千円
管理資産の維持管理費支払基金の残高	- 千円

3【発行者及び関係法人情報】

(1)【発行者の状況】

【発行者の概況】

a 主要な経営指標等の推移

回次	第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
会計期間	自2024年 1月1日 至2024年 6月30日	自2025年 1月1日 至2025年 6月30日	自2026年 1月1日 至2026年 6月30日	自2024年 1月1日 至2024年 12月31日	自2025年 1月1日 至2025年 12月31日
営業収益 (千円)	175,293	174,801	174,801	352,890	352,500
経常損失() (千円)	28,417	27,897	27,808	58,466	56,168
中間（当期）純損失() (千円)	28,562	28,054	27,976	58,756	56,458
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	237,550	237,550	237,550	237,550	237,550
発行済普通株式数 (株)	2	2	2	2	2
発行済優先株式数 (株)	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500
純資産額 (千円)	422,349	364,101	307,720	392,155	335,696
総資産額 (千円)	50,744,195	50,681,016	50,624,635	50,534,592	50,477,955
普通株式1株当たり純資産額 (円)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
優先株式1株当たり純資産額 (円)	44,457.89	38,326.43	32,391.62	41,279.54	35,336.49
普通株式1株当たり中間（当期）純損失() (円)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
優先株式1株当たり中間（当期）純損失() (円)	3,006.60	2,953.11	2,944.87	6,184.95	5,943.05
潜在株式調整後1株当たり中間純損失 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
（うち1株当たり中間（当期）配当額） (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
自己資本比率 (%)	0.8	0.7	0.6	0.8	0.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	5,052	68,548	67,858	88,460	12,225
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	-
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高 (千円)	241,886	227,026	214,111	158,478	146,252
従業員数 (名)	-	-	-	-	-

(注1) 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(注2) 営業収益には消費税等（消費税及び地方消費税をいいます。以下同じです。）が含まれております。

(注3) 当社と雇用契約を締結している従業員はおりません。

(注4) 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純損失金額については、潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

b 事業の内容

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容に重要な変更はありません。なお、当社の目的は、基金債権の取得並びにその保有、管理及び処分、当該基金債権を裏付けとする社債の発行、並びにこれらに附帯又は関連する一切の業務を行うことです。

c 関係会社の状況

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。なお、当社の親法人は、本一般社団法人たる一般社団法人住友生命債権流動化ホールディングスです。なお、当社は子会社、関連会社、その他の関係会社を有していませんので、関係会社の状況のうち子会社、関連会社、その他の関係会社の記載は行っていません。

d 従業員の状況

当社と雇用契約を締結している従業員はいません。当社は、本資産管理受託会社である三井住友信託銀行に本資産管理委託契約に基づき管理資産を構成する資産である本基金債権の管理及び処分の業務を委託しています。

また、当社の事務については、東京共同会計事務所に委託しています。

e 株式等の状況

(a) 株式の総数等

イ 株式の総数

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	8
A種優先株式	80,000
計	80,008

ロ 発行済株式

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (2026年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2026年9月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容 (注1)
普通株式	2	2	該当事項は ありません	-
A種優先 株式	9,500	9,500	該当事項は ありません	・ 定款において、会社法第108条第1項第1号(注2)、第2号(注3)及び第3号(注4)に掲げる事項について定めています。 ・ 定款において、会社法第322条第2項に規定する定めをしています。 ・ 定款において、会社法第199条第4項及び第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定めています。
計	9,502	9,502	-	-

(注1) 定款において、会社法第107条第1項第1号に掲げる事項を定めています。

(注2) 定款において、当社は、各事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」といいます。）又はA種優先株式の登録株式質権者（A種優先株主と総称して、以下「A種優先株主等」といいます。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」といいます。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主と総称して、以下「普通株主等」といいます。）に先立ち、法令上可能な範囲内において、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額に0.05を乗じた額に相当する金額の配当金（以下「A種優先配当金」といいます。）を支払う旨、並びに、ある事業年度においてA種優先株主等に対して支払われた剰余金の配当の額が、A種優先配当金の額に達しないときは、その不足分は切り捨てられるものとし、翌事業年度以降に累積しない旨を定めています。

(注3) 定款において、当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額を支払う旨、及び、A種優先株主等に対しては、のほか、残余財産の分配を行わない旨を定めています。

(注4) 定款において、A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない旨を定めています。

(b) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(c) ライツプランの内容

該当事項はありません。

(d) 発行済株式総数、資本金等の状況

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自 2026年 1月1日	普通株式 -	普通株式 2	普通株式 -	普通株式 50	普通株式 -	普通株式 50
至 2026年 6月30日	A種優先株式 -	A種優先株式 9,500	A種優先株式 -	A種優先株式 237,500	A種優先株式 -	A種優先株式 237,500

(e) 大株主の状況

イ 普通株式の株主の状況

2026年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有 株式数	発行済株式（自己株式 を除く。）総数に対する 所有株式数の割合
一般社団法人住友生命 債権流動化ホールディ ングス	東京都千代田区丸の内一丁目 4番1号東京共同会計事務所内	2株	100%
計	-	2株	100%

ロ A種優先株式の株主の状況

2026年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有 株式数	発行済株式（自己株式 を除く。）総数に対する 所有株式数の割合
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁 目4番35号	9,500株	100%
計	-	9,500株	100%

(f) 議決権の状況

イ 発行済株式

2026年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	9,500	-	A種優先株式
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式 (その他)	2	2	普通株式
発行済株式総数	9,502	-	-
総株主の議決権	-	2	-

(注) A種優先株式の株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。

ロ 自己株式等

該当事項はありません。

f 役員の状況

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、本半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

【事業及び営業の状況】

a 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

当社は、資産の譲受け及びその管理を目的とし、その資金の大部分を本社債の発行により調達している会社であるため、経営の合理化と同時に、本社債の償還の安全性の確保を重要課題としています。

b 事業等のリスク

本「事業及び営業の状況」及び後記「経理の状況」等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクについては、前記1「管理資産を構成する資産の状況」、(6)「投資リスク」、「投資に関するリスクの特性」、a「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。なお、その中における将来に関する事項は本半期報告書提出日現在において判断したものです。

c 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(a) 財政状態の分析

(資産)

当中間会計期間末における資産の残高は50,624,635千円となりました。主な資産は買入金銭債権50,000,000千円です。

(負債)

当中間会計期間末における負債の残高は50,316,915千円となりました。主な負債は社債50,000,000千円です。

(b) 経営成績の分析

当中間会計期間における当社の業績等の状況は営業収益174,801千円（前年同期は174,801千円）、経常損失27,808千円（前年同期は27,897千円）及び中間純損失27,976千円（前年同期は28,054千円）となりました。

当中間会計期間における金融費用は196,533千円であり、前中間会計期間と比べて同額でした。

また、当中間会計期間の販売費及び一般管理費は6,252千円であり、前中間会計期間と比べて同額でした。

なお、当社は資産の譲受け並びにその管理を目的とし、資金の大部分を社債の発行により調達している会社であり、セグメントは1つしかないため、セグメントごとの経営成績の記載を省略しております。

(c) キャッシュ・フローの状況の分析

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は214,111千円（前年同期は227,026千円）となりました。また、当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については以下の通りです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、主に法人税等の還付により、67,858千円の資金増加となりました。

d 生産、受注及び販売の状況

該当事項はありません。

e 重要な契約等

該当事項はありません。

f 研究開発活動

該当事項はありません。

【設備の状況】

a 主要な設備の状況

当社は、記載すべき重要な設備を有しておりません。

b 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

【経理の状況】**1. 中間財務諸表の作成方法について**

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がないため、中間連結財務諸表は作成しておりません。

a 【中間財務諸表等】

(a) 【中間財務諸表】

イ 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年12月31日)	当中間会計期間 (2026年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	146,252	214,111
前払費用	3,738	1,514
未収利息	140,034	314,835
未収還付法人税等	72,023	-
流動資産合計	362,049	530,461
固定資産		
投資その他の資産		
買入金銭債権	50,000,000	50,000,000
投資その他の資産合計	50,000,000	50,000,000
固定資産合計	50,000,000	50,000,000
繰延資産		
社債発行費	115,906	94,173
繰延資産合計	115,906	94,173
資産の部合計	50,477,955	50,624,635
負債の部		
流動負債		
未払費用	687	687
未払利息	140,034	314,835
未払法人税等	1,537	1,392
流動負債合計	142,258	316,915
固定負債		
社債	50,000,000	50,000,000
固定負債合計	50,000,000	50,000,000
負債の部合計	50,142,258	50,316,915
純資産の部		
株主資本		
資本金	237,550	237,550
資本剰余金		
資本準備金	237,550	237,550
資本剰余金合計	237,550	237,550
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	139,403	167,379
利益剰余金合計	139,403	167,379
株主資本合計	335,696	307,720
純資産の部合計	335,696	307,720
負債及び純資産の部合計	50,477,955	50,624,635

口【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当中間会計期間 (自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
営業収益		
金融収益	1 174,801	1 174,801
営業収益合計	174,801	174,801
営業費用		
金融費用	2 196,533	2 196,533
販売費及び一般管理費	3 6,252	3 6,252
営業費用合計	202,786	202,786
営業損失()	27,984	27,984
営業外収益		
受取利息	80	150
雑収入	7	25
営業外収益合計	87	176
経常損失()	27,897	27,808
税引前中間純損失()	27,897	27,808
法人税、住民税及び事業税	157	168
法人税等合計	157	168
中間純損失()	28,054	27,976
前期繰越利益又は前期繰越損失()	82,944	139,403
中間未処分利益又は中間未処理損失()	110,998	167,379

八【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他	利益剰余金合計		
				利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	237,550	237,550	237,550	82,944	82,944	392,155	392,155
当中間期変動額							
中間純損失()				28,054	28,054	28,054	28,054
当中間期変動額合計	-	-	-	28,054	28,054	28,054	28,054
当中間期末残高	237,550	237,550	237,550	110,998	110,998	364,101	364,101

当中間会計期間(自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	237,550	237,550	237,550	139,403	139,403	335,696	335,696
当中間期変動額							
中間純損失()				27,976	27,976	27,976	27,976
当中間期変動額合計	-	-	-	27,976	27,976	27,976	27,976
当中間期末残高	237,550	237,550	237,550	167,379	167,379	307,720	307,720

二【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当中間会計期間 (自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
その他の営業支出	4,206	4,028
小計	4,206	4,028
利息の受取額	67	150
法人税等の還付額	72,977	72,048
法人税等の支払額	290	313
営業活動によるキャッシュ・フロー	68,548	67,858
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	68,548	67,858
現金及び現金同等物の期首残高	158,478	146,252
現金及び現金同等物の中間期末残高	¹ 227,026	¹ 214,111

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 繰延資産の処理方法

社債発行費

定額法により社債発行期間内である5年間で均等償却をしております。

2. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する定期預金もしくは譲渡性預金等の短期投資からなっております。

3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税込方式によっております。

（中間損益計算書関係）

1 金融収益の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)	当中間会計期間 (自 2026年 1月 1日 至 2026年 6月30日)
受取利息	174,801千円	174,801千円

2 金融費用の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)	当中間会計期間 (自 2026年 1月 1日 至 2026年 6月30日)
社債利息	174,801千円	174,801千円
社債発行費償却	21,732千円	21,732千円

3 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)	当中間会計期間 (自 2026年 1月 1日 至 2026年 6月30日)
業務委託手数料	1,430千円	1,430千円
資産管理手数料	436千円	436千円
社債管理手数料	1,375千円	1,375千円
格付手数料	440千円	440千円
租税公課	1,247千円	1,247千円
監査報酬	1,320千円	1,320千円

なお、販売費及び一般管理費のうち一般管理費の占める割合は100%です。

（中間株主資本等変動計算書関係）

前中間会計期間（自 2025年 1月1日 至 2025年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2株	-	-	2株
A種優先株式	9,500株	-	-	9,500株
合計	9,502株	-	-	9,502株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当項目はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当項目はありません。

4. 配当に関する事項

該当項目はありません。

当中間会計期間（自 2026年 1月1日 至 2026年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2株	-	-	2株
A種優先株式	9,500株	-	-	9,500株
合計	9,502株	-	-	9,502株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当項目はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当項目はありません。

4. 配当に関する事項

該当項目はありません。

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

- 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)	当中間会計期間 (自 2026年 1月 1日 至 2026年 6月30日)
現金及び預金勘定	227,026 千円	214,111 千円
現金及び現金同等物	227,026 千円	214,111 千円

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は次のとおりです。

前事業年度（2025年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
買入金銭債権	50,000,000	48,586,950	1,413,050
資産計	50,000,000	48,586,950	1,413,050
社債	50,000,000	48,586,950	1,413,050
負債計	50,000,000	48,586,950	1,413,050

- （ ）「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間（2026年6月30日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
買入金銭債権	50,000,000	48,679,500	1,320,500
資産計	50,000,000	48,679,500	1,320,500
社債	50,000,000	48,679,500	1,320,500
負債計	50,000,000	48,679,500	1,320,500

- （ ）「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- （1）時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品
該当項目はありません。

- （2）時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2025年12月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	48,586,950	-	48,586,950
資産計	-	48,586,950	-	48,586,950
社債	-	48,586,950	-	48,586,950
負債計	-	48,586,950	-	48,586,950

当中間会計期間（2026年6月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	48,679,500	-	48,679,500
資産計	-	48,679,500	-	48,679,500
社債	-	48,679,500	-	48,679,500
負債計	-	48,679,500	-	48,679,500

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定にかかるインプットの説明

資 産

買入金銭債権

買入金銭債権については、市場価格はないものの、社債と発行条件が極めて近似しており、また実質的に同一のキャッシュ・フローを生み出す金融商品であるため、社債の時価を用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております（下記負債参照）。

負 債

社債

社債については、情報ベンダーにより一般に公表されている価格に基づき時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当社は資産の譲受け並びにその管理を目的とし、その資金の大部分を社債の発行により調達している会社であります。そのため、報告すべきセグメントは1つしかないためセグメント情報の記載を省略しております。

当中間会計期間（自2026年1月1日 至 2026年6月30日）

当社は資産の譲受け並びにその管理を目的とし、その資金の大部分を社債の発行により調達している会社であります。そのため、報告すべきセグメントは1つしかないためセグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えているため、また、有形固定資産は保有しておりませんので、地域ごとの営業収益及び有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
住友生命保険相互会社	174,801	資産の譲受け及びその管理

当中間会計期間（自2026年1月1日 至 2026年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えているため、また、有形固定資産は保有しておりませんので、地域ごとの営業収益及び有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
住友生命保険相互会社	174,801	資産の譲受け及びその管理

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前中間会計期間 （自 2025年 1月 1日 至 2025年6月30日）	当中間会計期間 （自 2026年 1月 1日 至 2026年6月30日）
普通株式1株当たり中間純損失（ ）	0円00銭	0円00銭
優先株式1株当たり中間純損失（ ）	2,953円11銭	2,944円87銭
（算定上の基礎）		
中間純損失（ ）（千円）	28,054	27,976
普通株式に係る中間純損失（ ）（千円）	-	-
優先株式に係る中間純損失（ ）（千円）	28,054	27,976
期中平均普通株式数（株）	2	2
期中平均優先株式数（株）	9,500	9,500

（注1）潜在株式調整後1株当たり中間純損失については、潜在株式がないため記載しておりません。

（注2）1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 （2025年12月31日）	当中間会計期間 （2026年6月30日）
普通株式1株当たり純資産額	0円00銭	0円00銭
優先株式1株当たり純資産額	35,336円49銭	32,391円62銭
（算定上の基礎）		
純資産の部の合計額（千円）	335,696	307,720
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	335,696	307,720
（うち優先株式）（千円）	335,696	307,720
普通株式に係る中間期末（期末）の純資産額（千円）	-	-
優先株式に係る中間期末（期末）の純資産額（千円）	335,696	307,720
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末（期末）の普通株式数（株）	2	2
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末（期末）の優先株式数（株）	9,500	9,500

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

(2) 【原保有者その他関係法人の概況】

【名称、資本金の額及び事業の内容】

a 原保有者

(a) 名称

大和証券株式会社

(b) 資本金の額

100,000百万円（2026年3月31日現在）

(c) 事業の内容

金融商品取引業及びそれに付帯する事業

b 本資産管理受託会社

(a) 名称

三井住友信託銀行株式会社

(b) 資本金の額

342,037百万円（2026年3月31日現在）

(c) 事業の内容

信託業務、普通銀行業務及びその他兼営業務

c 本基金債権の債務者

(a) 名称

住友生命保険相互会社

(b) 基金の総額

689,000百万円（2026年6月30日現在）

（注）基金とは、相互会社において株式会社の資本金に相当するものです。なお、基金の総額には、基金償却積立金の額（639,000百万円）を含みます。

(c) 事業の内容

生命保険業

【関係業務の概要】

a 原保有者

管理資産である当社の資産を構成する本基金債権の原保有者です。

b 本資産管理受託会社

当社から管理資産である本基金債権の管理及び処分に関する業務の委託を受けています。

c 本基金債権の債務者

住友生命は、本基金債権の債務者です。

【資本関係】

原保有者その他関係法人の全てについて、該当事項はありません。

【その他】

a 原保有者

該当事項はありません。

b 本資産管理受託会社

該当事項はありません。

c 本基金債権の債務者

本半期報告書提出日現在における住友生命の財務状況については、以下に記載する「2025年度決算のお知らせ」、「2026年度第1四半期報告」をご参照ください。

あなたの未来を強くする



NEWS RELEASE

2026 年 5 月 26 日
住友生命保険相互会社

2025 年度決算のお知らせ

住友生命保険相互会社（取締役 代表執行役社長 高田 幸徳）の 2025 年度（2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）の決算をお知らせいたします。

<目 次>

1. 主要業績	1 頁
2. 2025 年決算に基づく社員配当金について	4 頁
3. 2025 年度一般勘定資産の運用状況	13 頁
4. 貸借対照表	23 頁
5. 損益計算書	40 頁
6. 経常利益等の明細（基礎利益）	43 頁
7. 基金等変動計算書	44 頁
8. 剰余金処分案	46 頁
9. 保険業法に基づく債権の状況	46 頁
10. 貸倒引当金の状況	47 頁
11. 2025 年度特別勘定の状況	48 頁
12. 保険会社及びその子会社等の状況	50 頁

以 上



1. 主要業績

a. 年換算保険料

(1) 保有契約

（単位：億円、％）

区 分	2024年度末		2025年度末	
		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	14,617	98.9	14,705	100.6
個 人 年 金 保 険	7,708	98.2	7,592	98.5
合 計	22,325	98.7	22,297	99.9
うち生前給付保障＋医療保障等	5,650	100.4	5,663	100.2
うち生前給付保障	1,925	100.9	1,925	100.0
うち医療保障	3,661	100.3	3,678	100.5

(2) 新契約＋転換純増

（単位：億円、％）

区 分	2024年度		2025年度	
		前年度比		前年度比
個 人 保 険	769	103.9	971	126.2
個 人 年 金 保 険	192	56.6	175	91.3
合 計	962	89.0	1,147	119.2
うち生前給付保障＋医療保障等	292	97.1	261	89.5
うち生前給付保障	104	83.2	82	78.8
うち医療保障	187	107.0	179	95.4

(ご参考) 解約＋失効

（単位：億円、％）

区 分	2024年度		2025年度	
		前年度比		前年度比
個 人 保 険 ＋ 個 人 年 金 保 険	707	102.5	728	102.9

(注)1. 年換算保険料は、1人あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額等）を計上しています。

2. 生前給付保障の年換算保険料は、祝寿不働・介護給付、認知症給付、特定疾病給付、重症慢性疾患給付、特定重症生活習慣病給付及び保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。

3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

住友生命保険相互会社

b. 保有契約高及び新契約高

(1) 保有契約高

(単位：千件、億円、%)

区 分	2024年度末				2025年度末			
	件 数	前年度末比	金 額	前年度末比	件 数	前年度末比	金 額	前年度末比
個 人 保 険	7,833	99.0	459,848	95.3	7,878	100.8	444,984	97.4
個人年金保険	2,980	97.2	138,104	96.7	2,883	96.6	133,273	96.5
個人保険＋個人年金保険	10,813	98.6	594,951	95.6	10,762	99.5	578,258	97.2
団 体 保 険	-	-	331,135	99.4	-	-	325,098	98.2
団体年金保険	-	-	27,545	98.7	-	-	27,795	100.9

(注)1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。
3. 団体3大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の保有契約高には計上しておりません。
団体3大疾病保障保険の保有契約の3大疾病保険金額は、2024年度末4,215億円、2025年度末4,555億円です。

(2) 新契約高

(単位：千件、億円、%)

区 分	2024年度						2025年度					
	件 数	前年度比	金 額	前年度比	新契約	転換による純増加	件 数	前年度比	金 額	前年度比	新契約	転換による純増加
個 人 保 険	715	99.5	9,287	103.9	14,912	△9,644	814	113.8	13,585	164.3	19,585	△4,999
個人年金保険	63	88.8	2,842	85.4	2,708	△65	59	92.8	2,592	98.1	2,653	△60
個人保険＋個人年金保険	779	98.0	10,910	122.1	17,620	△9,710	873	112.1	16,179	148.3	21,238	△5,059
団 体 保 険	-	-	334	101.9	334	-	-	-	744	222.6	744	-
団体年金保険	-	-	0	101.7	0	-	-	-	1	703.6	1	-

(注)1. 件数は、新契約に転換後契約及び新障一括見直し後契約を加えた数値です。
2. 転換による純増加には、保障一括見直しによる純増加の金額を含んでいます。
3. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資です。
4. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。
5. 団体3大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の新契約高には計上しておりません。
団体3大疾病保障保険の新契約の3大疾病保険金額は、2024年度348億円、2025年度427億円です。

c. 主要収支項目

(単位：百万円、%)

区 分	2024年度		2025年度	
		前年度比		前年度比
保険料等収入	2,129,556	97.6	2,303,184	108.2
資産運用収益	1,214,015	92.2	1,518,941	125.0
保険金等支払金	2,113,013	104.0	2,657,012	125.7
資産運用費用	735,142	158.5	754,310	102.8
経 常 利 益	97,688	68.3	64,906	66.4

d. 剰余金処分

(単位：百万円、%)

区 分	2024年度		2025年度	
		前年度比		前年度比
当期末処分剰余金	78,534	109.9	80,631	105.2
社長退任準備金繰入額	66,282	111.9	69,178	105.0
純 剰 余 金	11,252	100.0	11,352	100.9

住友生命保険相互会社

e. 総資産

(単位：百万円、%)

区 分	2024年度末		2025年度末	
		前年度末比		前年度末比
総 資 産	36,722,496	96.1	37,656,023	102.5

f. 基礎利益

(単位：百万円、%)

区 分	2024年度		2025年度	
		前年度比		前年度比
基 礎 利 益	340,547	130.1	350,092	102.8

住友生命保険相互会社

2. 2025 年度決算に基づく社員配当金について

2025 年度決算に基づく社員配当率は以下のとおりです。

a. 個人保険、個人年金保険

- (1) 利差益配当について増配としました。
- (2) その他の配当については据置きとしました。

b. 団体保険

配当率は原則として据置きとしました。

（注）〈組合員社〉団体定期保険年金払特約については、個人保険、個人年金保険に準じて増配としました。

c. 団体年金保険

＜新企業年金保険及び確定給付企業年金保険(02)等＞

配当率は、予定利率 0.75%又は 1.25%(解約控除あり)に対する責任準備金に対して 0.09%としました。

＜拠出型企業年金保険(02)＞

配当率は、予定利率 1.25%に対する責任準備金に対して 0.04%としました。

（注）新単位口別利率設定特約部分の責任準備金は含みません。

住友生命保険相互会社

個人保険、個人年金保険について受取金額を例示しますと、以下のとおりです。

<例 1> 3 年ごと配当付特約積立型保険（健康増進乗率連月特約、生活障害収入保障特約(20 年タイプ)付加契約）

35 歳加入、65 歳払込満了、男性、Ⅱ 応振替利率、月払、(生活) 収入保障年金年額 150 万円

特定重度生活習慣病保険金額 150 万円、総合医療特約 日額 1 万円

入院保障充実特約(09) 給付金額 10 万円

加入年度（経過年数）	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配 当 金]	死亡契約 [保険金+配当金]
3 年ごと配当タイプ			
2020 年度（6 年）	124,692 円	(16,448) 16,454 円	20,328,000 円

(*)保険料は割引率が 15% の場合の金額です。

<例 2> 最低保証利率付 3 年ごと利率変動型積立保険（生活障害収入保障特約(20 年タイプ)付加契約）

35 歳加入、65 歳払込満了、男性、Ⅱ 応振替利率、月払、(生活) 収入保障年金年額 150 万円

特定重度生活習慣病保険金額 150 万円、総合医療特約 日額 1 万円

入院保障充実特約(09) 給付金額 10 万円

加入年度（経過年数）	保険料 (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配 当 金]	死亡契約 [保険金+配当金]
3 年ごと配当タイプ			
2017 年度（9 年）	152,424 円	(56,068) 56,074 円	16,122,000 円

<例 3> 最低保証利率付 3 年ごと利率変動型積立保険（新介護収入保障特約(20 年タイプ)付加契約(*1)）

35 歳加入、65 歳払込満了、男性、Ⅰ 応振替利率、月払、年金年額 240 万円

総合医療特約(*2) 日額 1 万円、入院保障充実特約(09) (*3) 給付金額 10 万円

加入年度（経過年数）	保険料(*4) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配 当 金]	死亡契約 [保険金+配当金]
3 年ごと配当タイプ			
2014 年度（12 年）	175,896 円	(9,353) 9,367 円	18,549,600 円
2011 年度（15 年）	246,288	(1,881) 1,939	22,519,200
2008 年度（18 年）	202,908	(31,934) 32,006	22,519,200

(*1)2011 年度契約は新介護収入保障特約(10 年タイプ)付加契約とします。

(*2)2008 年度契約は災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院治療重点保障特約付加契約とします。

(*3)2008 年度契約は通院特約(04)付加契約とし、日額は 2 千円とします。

(*4)保険料は 45 歳時に災害・疾病関連特約を更新した後の金額です。

(注) 1. 保険料、保険金額は主契約（保険ファンド）部分を除いた金額です。

2. 「死亡契約」欄は、契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。

<例 1>、<例 2>および<例 3>については、年金の現価相当額を示します。

3. 「受取金額」欄の()内の数字は、前年度配当率に基づいて計算した場合を示します。

住友生命保険相互会社

<例4>定期付終身保険 10 倍型(10 年更新型)

25 歳加入、65 歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金 2,000 万円（うち終身部分 200 万円）
災害入院特約(01)、養病医療特約(01) 日額 1 万円、通院特約 日額 3 千円

加入年度（経過年数）	保険料（*） （年換算）	受取金額	
		継続中の契約 〔配 当 金〕	死亡契約 〔保険金－配当金〕
毎年配当タイプ			
1994 年度（32 年）	342,624 円	(20,306)20,718 円	20,000,000 円

（*）保険料は 55 歳時に更新した後の金額です。

<例5>定期付終身保険 10 倍型(10 年更新型)

35 歳加入、65 歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金 2,000 万円（うち終身部分 200 万円）

加入年度（経過年数）	保険料(*1) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金(*2)]	死亡契約 [保険金－配当金]
毎年配当タイプ			
1996年度（30年）	272,664 円	(132,308)133,012 円	20,000,000 円

（*1）保険料は 55 歳時に更新した後の金額です。

（*2）定期保険特約は保険期間満了時につき配当を 2 回分お支払いします。

<例6>定期保険（10 年更新型）

45 歳加入、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金 1,000 万円

総合医療特約 日額 1 万円、入院保障充実特約(09) 給付金額 10 万円

加入年度（経過年数）	保険料 （年換算）	受取金額	
		継続中の契約 〔配 当 金〕	死亡契約 〔保険金＋配当金〕
5 年ごと利益配当タイプ			
2016 年度（10 年）	136,080 円	(79,536) 79,546 円	10,000,000 円

<例7>養老保険

30 歳加入、30 年満期、男性、口座振替料率、月払、保険金 100 万円

加入年度（経過年数）	保険料 （年換算）	受取金額	
		継続中の契約 〔配 当 金〕	満期・死亡契約 〔保険金＋配当金〕
5 年ごと利益配当タイプ			
2016 年度（10 年）	33,360 円	(4,348) 4,487 円	死亡 1,000,000 円
2011 年度（15 年）	31,656	(0) 126	死亡 1,000,000
2006 年度（20 年）	31,656	(0) 137	死亡 1,000,000
2001 年度（25 年）	31,656	(0) 148	死亡 1,000,000
毎年配当タイプ			
1996 年度（30 年）	28,584	— —	満期 1,000,000 1,000,000

（注）1. 「死亡契約」、「満期・死亡契約」欄は、満期又は契約満期当日以後死亡の場合の受取金額を示します。

2. 「受取金額」欄の（ ）内の数字は、前年度配当率に基づいて計算した場合を示します。

住友生命保険相互会社

個人保険、個人年金保険についての配当金の計算は、以下のとおりです。

<3年ごと配当タイプ〔販売名称：プライムフィット・ライブワン・Qバック〕>

2002 年度、2005 年度、2008 年度、2011 年度、2014 年度、2017 年度、2020 年度及び 2023 年度にご契約いただいた 3 年ごと配当保険が、今年度に 3 年ごとの契約応当日を迎えるため、配当対象となります。

配当金は、以下の a、b の合計額です。
ただし、合計額がマイナスとなる場合は 0 円とします。

a. 利差益配当〔増配〕

各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基とした額（定期保険特約等の特約部分）

〔例示〕2002 年度契約、2005 年度契約、2008 年度契約及び 2011 年度契約（予定利率 1.65%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2023 年度	1.60%	1.65%	△0.05%
2024 年度	1.70%		0.05%
2025 年度	1.75%		0.10%

2014 年度契約（予定利率 1.25%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2023 年度	1.60%	1.25%	0.35%
2024 年度	1.70%		0.45%
2025 年度	1.75%		0.50%

2017 年度契約、2020 年度契約及び 2023 年度契約（予定利率 0.65%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2023 年度	1.20%	0.65%	0.55%
2024 年度	1.30%		0.65%
2025 年度	1.35%		0.70%

住友生命保険相互会社

b. 長期継続配当〔据置〕

①契約後経過6年以降（※1）の3年ごとの契約応当日に、その保険料（年換算）（※2）に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

（例示）男性の場合

保険種類			契約時の年齢	
			30歳	50歳
定期保険特約(18)	2018年8月2日以降契約	6年経過時	0.00%	0.00%
定期保険特約	2007年4月2日以降 2018年8月1日以前契約	9年経過時	28.00%	70.00%
		12年経過時	8.00%	20.00%
		15年経過時	12.00%	30.00%
		18年経過時	12.00%	30.00%
新介護収入保障特約	2013年4月2日以降契約 2007年4月2日以降 2013年4月1日以前契約	12年経過時	8.00%	16.00%
		15年経過時	18.00%	30.00%
		18年経過時	18.00%	30.00%
特定疾病保障定期 保険特約 重度慢性疾患保障 保険特約	2007年4月2日以降契約	12年経過時	4.00%	8.00%
		15年経過時	6.00%	12.00%
		18年経過時	6.00%	12.00%
生活障害収入保障特約		6年経過時	11.00%	4.00%
		9年経過時	44.00%	16.00%
特定重度生活習慣病保障特約		6年経過時	12.00%	21.00%
		9年経過時	48.00%	84.00%

②災害・疾病関係特約の一部については、契約後経過6年以降（※1）の3年ごとの契約応当日に、その入院給付日額等に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

（例示）日額1,000円あたり 30歳加入の場合

保険種類			男性	女性
災害入院特約(01) （本人型）	2007年4月2日以降契約	18年経過時	399円	567円
疾病医療特約(01) （本人型）	2007年4月2日以降契約	18年経過時	441円	0円
総合医療特約	2018年8月2日以降契約	6年経過時	1,320円	0円
		9年経過時	1,781円	560円
	2018年8月1日以前契約	12年経過時	938円	196円
		15年経過時	1,302円	735円

（例示）保険料（年換算）（※2）あたり

保険種類			男性	女性
新先進医療・ 患者申出療養特約	2021年4月2日以降契約	6年経過時	0.00%	0.00%
	2018年8月2日以降 2021年4月1日以前契約	6年経過時	266.10%	266.10%
	2018年8月1日以前契約	9年経過時	112.50%	112.50%
		12年経過時	75.00%	75.00%

（※1）更新後の場合を含みません。ただし、更新後の新先進医療・患者申出療養特約は対象とします。

（※2）健康増進率適用特約を付加した保険契約の場合、割引・割増前の保険料（健康増進率適用特約を付加していない場合の保険料）とします。

住友生命保険相互会社

< 5年ごと利差配当タイプ >

1996 年度、2001 年度、2006 年度、2011 年度、2016 年度及び 2021 年度にご契約いただいた 5 年ごと利差配当付保険が、今年度に 5 年ごとの契約応当日を迎えるため、配当対象となります。

配当金は、以下の a、b の合計額です。
ただし、合計額がマイナスとなる場合は 0 円とします。

a. 利差益配当 [増配]

各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額

(例示) 1996 年度契約（予定利率 2.90%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2021 年度	1.15%	2.90%	△1.75%
2022 年度	1.15%		△1.75%
2023 年度	1.15%		△1.75%
2024 年度	1.25%		△1.65%
2025 年度	1.30%		△1.60%

2001 年度契約、2006 年度契約及び 2011 年度契約（予定利率 1.65%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2021 年度	1.60%	1.65%	△0.05%
2022 年度	1.60%		△0.05%
2023 年度	1.60%		△0.05%
2024 年度	1.70%		0.05%
2025 年度	1.75%		0.10%

2016 年度契約（予定利率 1.25%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2021 年度	1.60%	1.25%	0.35%
2022 年度	1.60%		0.35%
2023 年度	1.60%		0.35%
2024 年度	1.70%		0.45%
2025 年度	1.75%		0.50%

2021 年度契約（予定利率 0.65%）の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2021 年度	1.20%	0.65%	0.55%
2022 年度	1.20%		0.55%
2023 年度	1.20%		0.55%
2024 年度	1.30%		0.65%
2025 年度	1.35%		0.70%

住友生命保険相互会社

ただし、下記の契約については、上記にかかわらず以下のとおりとします。

対象	利益配当率	表示
一時払養老保険	0%	予定利率 1.10%の契約…C%
一時払個人年金保険	0%	予定利率 1.10%の契約…C%
1998 年 7 月 2 日以降の一時払終身保険	0%	予定利率 1.40%の契約…C%

6. 長期継続配当〔据置〕

- ①契約後経過 10 年以降(*1)の 5 年ごとの契約応当日に、その保険料（年換算）(*2)に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

（例示）男性の場合

保険種類			契約時の年齢	
			30 歳	50 歳
定期保険（特約）	2018 年 8 月 2 日以降契約	10 年経過時	0.00%	0.00%
	2007 年 4 月 2 日以降	10 年経過時	36.00%	90.00%
	2018 年 8 月 1 日以前契約	15 年経過時	20.00%	50.00%
	2007 年 4 月 1 日以前契約	20 年経過時	57.50%	77.50%
新介護収入保障特約	2013 年 4 月 2 日以降契約	15 年経過時	20.00%	40.00%
	2007 年 4 月 2 日以降	15 年経過時	30.00%	50.00%
	2013 年 4 月 1 日以前契約	20 年経過時	62.50%	67.50%
特定疾病保障定期保険（特約） 重度慢性疾患保障 保険（特約）	2007 年 4 月 2 日以降契約	15 年経過時	10.00%	20.00%
	2007 年 4 月 1 日以前契約	20 年経過時	28.75%	33.75%
生活障害収入保障特約		10 年経過時	55.00%	20.00%
特定重度生活習慣病保障特約		10 年経過時	60.00%	105.00%

- ②災害・疾病関係特約等の一部については、契約後経過 10 年以降(*1)の 5 年ごとの契約応当日に、その入院給付日額等に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

（例示）日額 1,000 円あたり 30 歳加入の場合

保険種類			男性	女性
災害入院特約(01) (本人型)	2007 年 4 月 2 日以降契約	20 年経過時	700 円	840 円
	2007 年 4 月 1 日以前契約	20 年経過時	700 円	840 円
疾病医療特約(01) (本人型)	2007 年 4 月 2 日以降契約	20 年経過時	0 円	0 円
	2007 年 4 月 1 日以前契約	20 年経過時	0 円	0 円
総合医療特約	2018 年 8 月 2 日以降契約	10 年経過時	2,156 円	0 円
	2018 年 8 月 1 日以前契約	10 年経過時	3,703 円	980 円

（例示）保険料（年換算）(*2)あたり

保険種類			男性	女性
新先進医療・ 患者申出療養特約	2021 年 4 月 2 日以降契約	10 年経過時	0.00%	0.00%
	2018 年 8 月 2 日以降	10 年経過時	372.60%	372.60%
	2021 年 4 月 1 日以前契約	10 年経過時	225.0%	225.0%
	2018 年 8 月 1 日以前契約	10 年経過時	225.0%	225.0%

(*1)更新後の場合を含みません。ただし、更新後の新先進医療・患者申出療養特約は対象とします。

(*2)健康増進薬等適用特約を付加した保険契約の場合、割引・割増率の保険料(健康増進薬等適用特約を付加していない場合の保険料)とします。

住友生命保険相互会社

<毎年配当タイプ>

配当金は、以下の a、b、c、d の合計額です。
ただし、合計額がマイナスとなる場合は 0 円とします。

a. 利差益配当【増配】

責任準備金に、予定利率に応じた利差益配当率を乗じた額

対象	利差益配当率	例示
予定利率 1%未満の契約	1.35%－予定利率	予定利率 0.55%の契約… 0.80%
予定利率 1%以上 2%以下の契約	1.75%－予定利率	予定利率 1.50%の契約… 0.25%
予定利率 2%超の契約	1.50%－予定利率	予定利率 5.00%の契約…△3.70%

ただし、下記の契約については、上記にかかわらず以下のとおりとします。

対象	利差益配当率	例示
1995 年 9 月 1 日以降の一時払養老保険	0%	予定利率 1.75%の契約… 0%
1995 年 7 月 2 日以降の一時払個人年金保険	0%	予定利率 1.10%の契約… 0%
1995 年 7 月 2 日以降の一時払終身保険	0%	予定利率 2.10%の契約… 0%

（変動年金の年金開始後・年金繰下げ期間中の利差益配当は 0 円）

b. 死差益配当【据置】

危険保険金に被保険者の年齢、性別、予定死亡表及び配当回数に区別に応じた死差益配当率を乗じた額

（例示）危険保険金額 100 万円あたり 終身保険、男性の場合

契約年度	40 歳	50 歳	60 歳
1995 年 4 月 2 日以降 1990 年 4 月 1 日以前	450 円	1,570 円	4,060 円
1990 年 4 月 2 日以降 1996 年 4 月 1 日以前	390 円	1,400 円	3,220 円

住友生命保険相互会社

c. 災害・疾病特約配当〔据置〕

災害・疾病関係特約が付加されている場合には、被保険者の年齢、性別及び保険種類に応じた額

（例示）月額 1,000 円あたり 40 歳の場合

保険種類		男性	女性
新疾病医療特約(87)（本人型）		580 円	0 円
新災害入院特約(87)（本人型）		300 円	420 円
総合医療特約	2018 年 8 月 2 日以降契約	240 円	0 円
	2018 年 8 月 1 日以前契約	410 円	290 円

（例示）1 件あたり

保険種類		男性	女性
新先進医療・ 患者申出療養特約 (*)	2021 年 4 月 2 日以降契約	0 円	0 円
	2018 年 8 月 2 日以降 2021 年 4 月 1 日以前契約	1,476 円	1,476 円
	2018 年 8 月 1 日以前契約	540 円	540 円

(*) 費差益配当の額を含みます

d. 費差益配当〔据置〕

保険金に費差益配当率を乗じた額（保険料払込中の保険契約）

ただし、配当回数 1 回目においては、これを 0 円とします。

（例示）1990 年 4 月 2 日以降、1993 年 4 月 1 日以前の契約

養老保険及び終身保険の場合…保険金 100 万円あたり 250 円

定期保険特約の場合…保険金 100 万円あたり 200 円

さらに、配当回数 4 回目以降の保険契約においては、以下の上乗せを行います。

保険金額ランクによる上乗せ	保険金額 100 万円あたり
配当回数 5 回目ごと（配当回数 5 回目、10 回目、15 回目…）に 総保険金額が 2,000 万円を超える部分	300 円
総保険金額が 3,000 万円以上 5,000 万円未満の場合	50 円
総保険金額が 5,000 万円以上の場合	100 円

住友生命保険相互会社

3. 2025 年度一般勘定資産の運用状況

a. 2025 年度資産運用状況

(1) 運用環境

2025 年度の日本経済は、賃上げの継続や企業収益の底堅さに支えられ、緩やかな回復基調を維持しました。

- ・国内長期金利は、積極財政への懸念や日銀の継続利上げ観測等を背景に上昇しました。

【30 年国債利回り 2025 年 3 月末 +2.52% → 2026 年 3 月末 -3.71%】

- ・国内株式は、関税による企業業績悪化懸念から一時的に大幅下落したものの、生成 AI 関連を中心とした企業の成長期待、財政拡大・成長戦略への期待等により最高値を更新しました。

【TOPIX 2025 年 3 月末 2,65

8pt → 2026 年 3 月末 3,497pt】

- ・米国金利（10 年国債利回り）は、米国は関税・原油高等による根強いインフレ懸念が残る中で小幅に上昇しました。

【米国 10 年国債利回り 2025 年 3 月末 4.21% → 2026 年 3 月末 4.32%】

- ・外国為替相場は、期初の米関税政策やドル安政策への懸念の高まりから一時 140 円を割る水準まで大幅にドル安が進行したものの、日本の積極財政への懸念や中東情勢から円安推移しました。

【ドル/円 2025 年 3 月末 149.5 円 → 2026 年 3 月末 159.9 円】

(2) 運用方針

契約期間が長期にわたる生命保険契約の負債特性に応じて資産を管理する A L M（資産負債の総合的な管理）の推進を基本方針として、国内の公社債や貸付金等の円金利資産を中心に投資を行うことにより、安定的な収益確保と市場環境悪化時においても確実な保険金等のお支払いの実現を図ります。さらに許容されるリスクの範囲内で株式や外国債券等への投資による収益の向上を目指します。

こうした基本方針のもと、一般勘定資産の基本ポートフォリオを「A L M運用ポートフォリオ」と「バランス運用ポートフォリオ」の 2 つに区分し、それぞれの運用目的に応じて「資産運用収益力向上」と「リスクコントロールの強化」を推進しています。「A L M運用ポートフォリオ」では、保険金等の確実な支払いに資することを目的として、日本国債・国内事業債・国内融資を中心とした運用により保険契約の負債特性に応じた A L Mを推進するとともに、為替リスクをとらない外貨建事業債や不動産・インフラニクイティファンド等への投資により、収益力向上を図っています。「バランス運用ポートフォリオ」では、企業価値の持続的向上を目的として、許容されるリスクの範囲内で市場見通しに応じ、株式や為替リスクをとるオープン外

住友生命保険相互公社

国債券等の流動性の高い資産の運用により収益の上乗せを図っています。また、安定した収益の確保には持続可能な社会の存在が前提となるため、E S G（※1）を含む中長期的な持続可能性を考慮した資産運用（責任投資）にも取り組んでいます。

（※1. E S G投資：環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に対する取組みなどの非財務情報も考慮しつつ、投資先企業等を選別して行う投資）

（3）運用状況

「A L M運用ポートフォリオ」では、円金利上昇により投資魅力が高まった円建てクレジット資産や、収益性の高い外貨建てクレジット資産へ投資を行いました。

「バランス運用ポートフォリオ」では、米関税の不透明感等を踏まえ売却していたリスク性資産について、一部を日本国債等や為替リスクをとらない外国債券へのリバランスを実施しながら、買戻しを実施しました。

各資産の状況は以下のとおりです。

- ・国内債券は、償還が多かったことと、低利回りの既保有債券の売却等によって残高は減少しました。
- ・外国債券は、国債対比で高い利回りを獲得できる為替リスクを排除した海外社債への投資が増加した他、円安によりオープン外債の時価が増加しました。
- ・株式は、米関税の不透明感等を踏まえ売却を行いました。状況を見極めながら買戻しを実施しました。
- ・貸付金は、再生エネルギー関連のプロジェクトファイナンス等への投資を推進しました。
- ・不動産は、保有物件の収益力向上に努めるとともに、環境等に配慮した建築プロジェクトや省エネ改修工事等に取り組みました。

住友生命保険相互会社

b. 資産の構成（一般勘定）

（単位：百万円、％）

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
現預金・コールローン	2,048,398	5.7	1,753,481	4.7
買 入 金 銭 債 権	550,257	1.5	549,312	1.5
金 銭 の 信 託	62,022	0.2	94,102	0.3
有 価 証 券	29,706,486	82.4	31,136,559	84.3
公 社 債	14,022,145	38.9	13,517,397	36.6
株 式	3,215,077	8.9	4,040,557	10.9
外 国 証 券	12,011,504	33.3	13,123,924	35.5
公 社 債	8,744,574	24.3	9,287,667	25.1
株 式 等	3,266,929	9.1	3,836,256	10.4
そ の 他 の 証 券	457,759	1.3	454,679	1.2
貸 付 金	2,069,452	5.7	2,060,390	5.6
保 険 約 款 貸 付	218,059	0.6	210,661	0.6
一 般 貸 付	1,851,393	5.1	1,849,729	5.0
不 動 産	644,133	1.8	635,342	1.7
う ち 投 資 用	480,382	1.3	473,725	1.3
繰 延 税 金 資 産	356,340	1.0	92,781	0.3
そ の 他	595,334	1.7	614,891	1.7
貸 倒 引 当 金	△906	△0.0	△869	△0.0
一 般 勘 定 計	36,031,519	100.0	36,935,992	100.0
う ち 外 貨 建 資 産	10,484,519	29.1	11,533,805	31.2

*注）「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

c. 資産の増減（一般勘定）

（単位：百万円）

区 分	2024年度	2025年度
	金 額	金 額
現預金・コールローン	573,440	△294,917
買 入 金 銭 債 権	70,852	△945
金 銭 の 信 託	37,677	32,080
有 価 証 券	△2,082,582	1,430,072
公 社 債	△398,030	△504,747
株 式	△64,866	825,479
外 国 証 券	△1,548,559	1,112,419
公 社 債	△1,276,303	543,092
株 式 等	△272,256	569,327
そ の 他 の 証 券	△71,125	△3,079
貸 付 金	△95,057	△9,061
保 険 約 款 貸 付	△8,716	△7,398
一 般 貸 付	△86,341	△1,663
不 動 産	565	△8,790
う ち 投 資 用	11,675	△6,657
繰 延 税 金 資 産	148,032	△263,558
そ の 他	△2,635	19,557
貸 倒 引 当 金	△102	37
一 般 勘 定 計	△1,349,809	904,473
う ち 外 貨 建 資 産	△1,596,023	1,049,285

*注）「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

住友生命保険相互会社

d. 資産運用関係収益（一般勘定）

（単位：百万円、％）

区 分	2024年度		2025年度	
		前年度比		前年度比
利息及び配当金等収入	930,690	108.3	945,323	101.6
預貯金利息	16,644	89.4	16,602	99.7
有価証券利息・配当金	823,654	109.2	833,468	101.2
貸付金利息	33,258	102.3	34,219	102.9
不動産賃貸料	37,046	106.0	38,347	103.5
その他利息配当金	20,086	103.4	22,685	112.9
金融の信託運用益	1,391	48.6	3,692	265.3
有価証券売却益	270,230	186.8	334,468	123.8
国債等債券売却益	18,338	90.2	3,180	17.3
株式等売却益	65,358	182.5	290,214	444.0
外国証券売却益	186,533	210.7	41,073	22.0
有価証券償還益	10,607	312.1	9,794	92.3
為替差益	-	-	124,852	-
貸倒引当金戻入額	-	-	24	-
その他運用収益	1,095	150.4	1,908	174.2
合 計	1,214,015	101.2	1,420,063	117.0

e. 資産運用関係費用（一般勘定）

（単位：百万円、％）

区 分	2024年度		2025年度	
		前年度比		前年度比
支払利息	33,785	116.6	46,752	138.4
売買目的有価証券運用損	147	660.3	143	97.7
有価証券売却損	252,111	217.8	429,695	170.4
国債等債券売却損	61,728	960.0	371,986	602.6
株式等売却損	16,930	155.9	11,475	67.8
外国証券売却損	173,452	176.1	46,233	26.7
有価証券評価損	5,971	149.5	25,522	427.4
国債等債券評価損	-	-	22,322	-
株式等評価損	1,406	35.2	3,200	227.5
外国証券評価損	4,564	-	-	-
有価証券償還損	127	2189.7	842	661.3
金融派生商品費用	257,131	88.7	161,747	62.9
為替差損	70,079	-	-	-
貸倒引当金繰入額	117	-	-	-
貸貸用不動産等減価償却費	10,051	103.0	10,465	104.1
その他運用費用	92,159	430.5	79,140	85.9
合 計	721,682	153.6	754,310	104.5

住友生命保険相互会社

f. 資産別運用利回り（一般勘定）

（単位：％）

区 分	2024年度	2025年度
現預金・コールローン	1.51	2.94
買入金銭債権	0.55	0.71
金銭の信託	2.21	2.50
有価証券	1.56	2.15
うち公社債	1.12	△1.12
うち株式	8.84	21.86
うち外国証券	1.19	3.56
公社債	1.15	4.27
株式等	1.27	1.61
貸付金	1.48	2.19
うち一般貸付	1.23	2.04
不動産	2.29	2.48
うち投資用	3.14	3.33
一般勘定計	1.38	1.89
うち海外投融資	1.10	3.39

(注)1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は經常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

2. 当利回りの算出においては、デリバティブによる損益を分子に含めています。

3. 海外投融資とは、外貨建資産と円貨建資産の合計です。

g. 主要資産の平均残高（一般勘定）

（単位：百万円）

区 分	2024年度	2025年度
現預金・コールローン	1,440,824	1,597,799
買入金銭債権	589,842	717,779
金銭の信託	32,049	67,332
有価証券	29,684,653	28,923,577
うち公社債	14,603,582	14,765,204
うち株式	1,652,729	1,469,362
うち外国証券	13,065,327	12,239,078
公社債	9,411,357	8,946,665
株式等	3,653,969	3,292,413
貸付金	2,031,857	2,007,303
うち一般貸付	1,806,622	1,790,186
不動産	646,387	646,485
うち投資用	473,309	482,272
一般勘定計	35,684,626	35,232,706
うち海外投融資	14,327,507	13,419,466

住友生命保険相互会社

h. 有価証券の時価情報（一般勘定）

（１）売買目的有価証券の評価損益

（単位：百万円）

区 分	2024年度末		2025年度末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益
売買目的有価証券	62,022	△933	94,102	△279

（注）本表には、金銭の信託等の売買目的有価証券を含んでいます。

（２）有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外）

（単位：百万円）

区 分	2024年度末					2025年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	1,856,593	1,856,570	2,076	104,174	△101,098	1,999,187	1,826,762	△162,394	61,107	△223,501
責任準備金対応債券	19,940,890	13,416,162	△1,204,698	269,298	△1,477,996	19,929,353	11,428,755	△2,203,597	46,938	△2,250,536
子会社・関連会社株式	43,469	51,961	8,392	8,392	-	43,369	82,729	39,370	39,370	-
その他の有価証券	12,007,747	19,080,871	1,073,123	1,998,442	△923,319	12,027,079	14,396,179	2,369,099	3,109,966	△740,867
公 社 債	2,269,896	1,815,947	△453,939	2,066	△454,905	2,013,725	1,560,969	△452,756	1,037	△454,793
株 式	1,374,169	3,006,904	1,634,734	1,667,132	△32,398	1,366,881	3,636,741	2,269,860	2,693,790	△23,931
外国証券	7,299,451	7,136,896	△132,755	286,993	△399,149	7,936,737	7,767,489	120,761	468,116	△337,354
公 社 債	6,416,442	6,264,297	△151,944	98,734	△257,709	6,945,829	6,525,894	△419,944	218,735	△238,609
株 式 等	1,054,009	1,892,298	86,289	189,858	△141,360	3,090,898	2,231,604	140,708	229,290	△89,694
その他の証券	267,647	306,836	36,088	60,801	△12,612	229,206	272,649	42,443	66,948	△4,506
買入金銭債権	488,892	454,936	△19,955	287	△14,212	489,638	469,904	△20,733	84	△20,718
譲渡性預金	369,000	368,799	△200	-	△200	409,000	408,734	△275	-	△275
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	27,747,981	27,607,875	△140,106	2,362,907	△2,492,413	27,669,949	27,735,426	42,477	9,287,383	△9,214,906
公 社 債	14,474,994	12,956,531	△1,518,462	264,223	△1,772,676	13,870,454	11,490,691	△2,389,762	44,639	△2,434,402
株 式	1,374,943	3,009,747	1,634,903	1,667,342	△32,398	1,367,465	3,637,363	2,269,908	2,693,639	△23,931
外国証券	10,802,413	10,521,904	△280,489	979,993	△660,472	11,441,595	11,272,093	△169,502	661,671	△739,873
公 社 債	8,906,818	8,588,566	△317,952	202,540	△519,092	9,307,611	8,968,381	△349,230	282,989	△632,189
株 式 等	1,090,795	1,933,357	86,562	177,942	△141,360	2,133,683	2,313,711	180,027	278,711	△89,694
その他の証券	267,647	306,836	36,088	60,801	△12,612	229,206	272,649	42,443	66,948	△4,506
買入金銭債権	488,892	454,936	△19,955	287	△14,212	489,638	469,904	△20,733	84	△20,718
譲渡性預金	369,000	368,799	△200	-	△200	409,000	408,734	△275	-	△275
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

（注）1.本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

2.市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区 分	2024年度末	2025年度末
子会社・関連会社株式	1,300,067	1,453,691
その他の有価証券	316,482	376,553
国 内 株 式	21,614	21,156
外 国 株 式	34,558	34,558
そ の 他	260,308	320,837
合 計	1,616,550	1,830,244

住友生命保険相互会社

i. 金銭の信託の時価情報（一般勘定）

区 分	2024年度末					2025年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益	差額		貸借対照表計上額	時価	差損益	差額	
				差益	差損				差益	差損
金 銭 の 信 託	62,022	62,022	-	-	-	94,102	94,102	-	-	-

(注) 時価相当額の算定は、取引金融機関が合理的に算定した価格によっています。

区 分	2024年度末		2025年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
運用目的の金銭の信託	62,022	△933	94,102	△279

・運用目的以外の金銭の信託
2024年度末、2025年度末ともに残高がないため、記載していません。

(ご参考)
金融商品に係る会計基準における「市場価格のない株式等および組合等」についても一定の前提をおいて算定した価額を含めた場合の時価情報は以下のとおりです。

区 分	2024年度末					2025年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差額		帳簿価額	時価	差損益	差額	
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	1,868,593	1,868,879	3,076	104,174	△101,098	1,989,187	1,828,782	△160,394	61,107	△229,501
責任準備金対応債券	19,940,880	12,816,182	△1,324,698	283,290	△1,477,990	19,829,383	11,435,758	△2,303,597	46,938	△2,350,536
子会社・関連会社株式	1,343,628	1,468,783	113,255	113,255	-	1,497,060	1,748,022	248,972	248,972	-
その他の有価証券	12,324,330	13,489,321	1,165,991	2,072,197	△906,206	12,409,692	14,889,827	2,480,994	2,232,142	△248,148
公 社 債	2,288,885	1,815,847	△482,838	2,068	△484,906	2,013,728	1,680,689	△383,058	1,027	△384,085
株 式	1,395,784	3,050,588	1,654,784	1,687,123	△32,339	1,288,088	3,887,888	2,609,800	2,695,780	△23,931
外国証券	7,634,810	7,489,440	△145,370	380,868	△402,038	7,939,438	8,171,092	237,656	680,282	△442,626
公 社 債	6,418,442	6,284,297	△134,144	96,724	△287,769	6,645,829	6,826,884	△19,944	218,728	△238,689
株 式 等	2,099,188	2,209,042	109,874	284,143	△144,267	2,287,608	2,945,207	257,600	381,558	△103,960
その他の証券	317,258	398,827	89,571	81,883	△12,613	278,994	391,338	52,443	58,948	△4,505
買入金銭債権	488,892	484,938	△13,955	287	△14,213	480,838	489,904	△20,633	84	△20,718
譲渡性預金	369,000	368,799	△200	-	△200	409,000	409,724	△276	-	△276
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	29,394,232	29,419,688	46,635	2,541,927	△2,495,301	29,819,194	29,889,187	368,973	2,889,180	△2,520,188
公 社 債	14,474,884	12,985,821	△1,518,482	284,223	△1,772,678	13,870,454	11,480,691	△2,389,762	44,839	△2,434,602
株 式	1,880,292	3,216,188	1,894,903	1,687,142	△32,339	1,470,697	4,040,608	2,609,908	2,695,828	△23,931
外国証券	12,082,874	11,987,834	△95,039	589,320	△693,359	12,888,288	13,043,561	157,289	893,448	△736,154
公 社 債	8,908,818	8,588,888	△317,932	202,040	△529,972	9,207,611	8,988,381	△249,230	282,969	△532,189
株 式 等	2,187,055	2,379,067	222,012	286,279	△144,267	2,878,688	4,085,190	608,523	610,489	△103,960
その他の証券	418,389	487,759	89,371	81,883	△12,613	402,235	484,879	52,443	58,948	△4,505
買入金銭債権	488,892	484,938	△13,955	287	△14,213	480,838	489,904	△20,633	84	△20,718
譲渡性預金	369,000	368,799	△200	-	△200	409,000	409,724	△276	-	△276
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含んでいます。
2. 有価証券の時価情報の差損益と本表の差損益との差額は、2024年度末が 188,732百万円、2025年度末が 328,488百万円となっています。

不動産（土地・借地権）の差損益

区 分	2024年度末	2025年度末
	234,978	258,347
不動産の差損益		

(注) 土地の時価については、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、または公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

住友生命保険相互会社

j. デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用の合算値）（一般勘定）

（１）差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

（単位：百万円）

区 分	2024年度末						2025年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計
ヘッジ会計適用分	△47,668	18,092	-	-	-	△29,576	△103,587	△215,432	-	-	-	△319,019
ヘッジ会計非適用分	-	△12,928	△2,958	-	△4,222	△29,828	-	△48,940	△2,726	-	2,412	△47,161
合 計	△47,668	△12,846	△2,958	-	△4,222	△29,458	△103,587	△264,372	△2,726	-	2,412	△366,181

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

なお時価ヘッジ適用分の差損益は、2024年度末通貨関連 △7,387百万円、2025年度末通貨関連 △56,347百万円となっています。

（２）金利関連

（単位：百万円）

区 分	種 類	2024年度末				2025年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	金利スワップ								
	固定金利受取／変動金利支払	381,200	380,700	△62,806	△62,806	380,700	380,700	△116,300	△116,300
	固定金利支払／変動金利受取	112,140	112,140	15,137	15,137	119,910	119,910	12,712	12,712
	合 計				△47,668				△103,587

(注)差損益欄には、時価を記載しています。

（ご参考）

金利スワップ契約の内容

〔2025年度末〕

（単位：百万円、％）

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
受取固定・支払変動スワップの想定元本額	-	2,000	700	1,000	2,000	275,000	380,700
平均受取固定金利	-	0.71	0.83	1.24	1.40	0.95	0.95
平均支払変動金利	-	1.69	1.51	1.36	1.39	0.87	0.68
支払固定・受取変動スワップの想定元本額	-	47,984	71,946	-	-	-	119,910
平均支払固定金利	-	1.63	2.39	-	-	-	2.17
平均受取変動金利	-	6.09	5.84	-	-	-	5.42

住友生命保険相互会社

(3) 通貨関連

(単位：百万円)

区分	種 類	2024年度末				2023年度末			
		契約取等		時価	差損益	契約取等		時価	差損益
		うち1年額				うち1年額			
店頭	為替予約								
	売建	5,154,922	642,321	△35,899	△35,899	4,677,806	741,494	△324,956	△324,956
	(米ドル)	4,203,666	642,321	△32,278	△32,278	3,160,390	741,494	△256,342	△256,342
	(ユーロ)	738,472	-	△7,926	△7,926	1,160,363	-	△31,700	△31,700
	買建	959,312	126,594	1,749	1,749	625,447	-	29,514	29,514
	(米ドル)	959,307	126,594	1,959	1,959	471,881	-	29,709	29,709
	通貨オプション								
	買建								
	プット	727,500	280,000			292,500	-		
		(7,355)		4,553	△3,512	(3,785)	-	-	△3,785
	(米ドル)	740,000	280,000			280,000	-		
		(5,495)		3,233	△3,208	(2,908)	-	-	△3,908
	(メキシコペソ)	37,500	-			32,500	-		
		(1,693)		1,273	△614	(577)	-	-	△677
	通貨スワップ								
	(米ドル)	40,507	31,484	△15,559	△15,559	31,484	16,181	△15,938	△15,938
		40,507	31,484	△15,559	△15,559	31,484	16,181	△15,938	△15,938
合 計					△33,581				△315,176

(注)1.()内には、オプション料を記載しています。

2. 外貨建当座債権債務等に為替予約又は通貨スワップが付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建当座債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

開示の対象より除いている通貨スワップは、2024年度末が米ドルの契約額 587,142百万円、時価 38,715百万円、

差損益 39,715百万円、2023年度末が米ドルの契約額 1,387,885百万円、時価 52,905百万円、差損益 13,905百万円です。

2. 差損益欄には、為替予約及びスワップ取引については時価を記載し、

オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

住友生命保険相互会社

(4) 株式関連

(単位：百万円)

区分	種 類	2024年度末				2025年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	株価指数オプション 買建	599,998	200,000			200,000	-		
	ブラット	(6,705)		4,107	△2,658	(3,735)		-	△3,735
合 計					△2,658				△3,735

(注)1. ()内には、オプション料を記載しています。

2. 差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

(5) 債券関連

2024年度末、2025年度末ともに残高がないため、記載していません。

(6) その他

(単位：百万円)

区 分		種 類	2024年度末			2025年度末				
			契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超			
店頭	マルチ・アセット指数オプション 売建									
	コール	59,901 (116)	-	20	95	57,949 (91)	-	125	△34	
	買建									
	コール	261,465 (5,903)	-	1,874	△4,328	263,990 (5,434)	-	7,873	2,447	
合 計					△4,328				2,419	

(注)1. ()内には、オプション料を記載しています。

2. 差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

住友生命保険相互会社

4. 貸借対照表

(単位:百万円)

期 別	2024年度末 (2025年3月31日現在)	2025年度末 (2026年3月31日現在)	期 別	2024年度末 (2025年3月31日現在)	2025年度末 (2026年3月31日現在)
科 目	金 額	金 額	科 目	金 額	金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現金及び預貯金	902,105	996,744	保険契約準備金	29,091,434	29,033,003
現 金	10	10	支 払 備 金	139,964	139,411
預 貯 金	902,095	996,734	責 任 準 備 金	28,749,390	28,687,235
コ ー ル ロ ー ン	1,152,304	763,400	社員配当準備金	211,078	216,356
買入金銭債権	550,257	549,312	再 保 険 債	1,872	2,229
金 銭 の 信 託	62,022	94,102	社 債	443,896	628,455
有 価 証 券	30,338,695	31,617,330	そ の 他 負 債	4,475,419	4,374,510
国 債	11,216,635	10,969,265	売 現 先 勘 定	3,725,841	3,254,870
地 方 債	176,435	155,897	繰 入 金	220,000	220,000
社 債	2,516,441	2,579,485	未 払 法 人 税 等	19,744	70,471
株 式	3,356,405	4,222,859	未 払 金	61,651	34,746
外 国 証 券	12,282,344	13,414,900	未 払 費 用	61,732	52,637
その他の有価証券	490,425	475,821	前 受 収 益	819	28,528
貸 付 金	2,069,452	2,060,390	預 り 金	66,415	63,617
保険前貸付	218,059	210,861	預 り 保 証 金	33,963	35,219
一 般 貸 付	1,851,393	1,849,729	金 融 派 生 商 品	163,414	464,121
有形固定資産	655,303	644,901	金融商品等受入担保金	68,559	129,010
土 地	436,602	430,037	リ ー ス 債 権	8,360	6,754
建 物	196,471	202,269	資 産 除 去 債 務	1,795	1,427
リ ー ス 資 産	7,617	6,329	便 受 金	11,239	10,186
建 設 仮 勘 定	10,788	3,035	そ の 他 の 負 債	1,992	2,919
その他の有形固定資産	3,352	3,226	価 格 変 動 準 備 金	930,026	917,290
無形固定資産	45,777	44,853	再評価に係る繰延税金負債	12,738	12,690
ソ フ ト ウ ェ ア	35,829	35,819	負 債 の 部 合 計	34,980,158	34,965,120
その他の無形固定資産	9,947	9,034	(純 資 産 の 部)		
再 保 険 貸	759	1,344	基 金	50,000	50,000
そ の 他 資 産	549,635	529,380	基金償却積立金	639,000	639,000
未 収 金	26,771	29,176	再 評 価 積 立 金	2	2
前 払 費 用	9,576	11,933	剰 余 金	349,875	364,075
未 収 収 益	171,545	153,106	損失積替準備金	6,604	7,004
預 託 金	5,013	4,005	そ の 他 剰 余 金	343,071	357,071
先物取引差入証拠金	67,141	41,192	基金償却準備金	10,000	20,000
金 融 派 生 商 品	77,675	42,541	価 格 変 動 積 立 金	255,000	255,000
金融商品等受入担保金	127,355	154,009	証券及び買付債権担保基金	1,313	1,316
返 払 金	8,143	9,653	別 途 積 立 金	223	223
そ の 他 の 資 産	65,211	53,501	当期未処分剰余金	79,534	60,531
前払年金費用	41,743	52,343	基 金 等 合 計	1,038,878	1,053,078
繰延税金資産	356,340	92,781	その他の有価証券評価差額金	822,943	1,770,301
貸倒引当金	△906	△889	繰延ヘッジ損益	△62,771	△50,286
			土地再評価差額金	△46,740	△43,190
			評価・換算差額等合計	723,431	1,636,594
			純 資 産 の 部 合 計	1,762,310	2,689,902
資 産 の 部 合 計	36,722,496	37,656,023	負債及び純資産の部合計	36,722,496	37,656,023

住友生命保険相互会社

2025 年度 貸借対照表注記

1. 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 21 号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第 110 条第 2 項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券については 3 月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 21 号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
- なお、従前の小区分「時払養老保険契約（一部を除く）」について、対応する責任準備金の残高の減少に伴い、当期より「個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）」に統合しております。小区分の変更による損益への影響はありません。
- 変更後の小区分は次のとおり設定しております。

個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）
 最低保証利率付 3 年ごと利率変動型積立保険等の主契約
 確定期付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
 拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
 確定期拠出年金保険契約及び新単位別利率設定特約
 利率変動型終身保険（一時払）契約
 個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約
 個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約（一部の保険種類を除く）

3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

4. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第 5 号に定める鑑定評価に基づく方法

5. 有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

住友生命保険相互会社

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、26 百万円です。

8. 退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌期から 8 年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	256,519 百万円
勤務費用	9,955 百万円
利息費用	5,594 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	6,432 百万円
退職給付の支払額	△17,954 百万円
期末における退職給付債務	260,548 百万円

住友生命保険相互公社

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	437,544 百万円
期待運用収益	4,058 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	132,201 百万円
事業主からの拠出額	5,690 百万円
退職給付の支払額	△8,982 百万円
期末における年金資産	570,512 百万円

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	260,548 百万円
年金資産	△570,512 百万円
	△309,963 百万円
未認識数理計算上の差異	247,620 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△62,343 百万円
前払年金費用	△62,343 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△62,343 百万円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	9,955 百万円
利息費用	5,594 百万円
期待運用収益	△4,058 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△17,430 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	△5,937 百万円

⑤ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株 式	63%
生命保険一般勘定	20%
投資信託	4%
債 券	4%
その他	9%
合 計	100%

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が 68%含まれています。

⑥ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりです。

割引率	2.181%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	2.3%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、1,412 百万円です。

住友生命保険相互会社

9. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定により算出した額を計上しております。
10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 26 号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
12. 責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。
- 責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次の方式により計算しております。
- (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）
- (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、半準純保険料式
- 収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。
- また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
- 保険業法施行規則第 69 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第 5 項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。当期末の責任準備金残高には、同項の規定に基づいて、次のとおり追加して積み立てた責任準備金が含まれております。
- 2006 年 4 月 1 日以降年金開始した一部の個人年金保険契約について、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）を適用（ただし、2006 年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率として生保標準生命表 2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して積み立てております。
- また、当期より、1996 年 4 月 1 日以前に契約締結した一部の終身保険契約について、予定利率として 2.75%、予定死亡率として生保標準生命表 2018（死亡保険用）を適用して計算したことにより生じた差額を追加して積み立てております。この積立であたっては、追加して積み立てる責任準備金 379,275 百万円と同額の危険準備金を取り崩して充当しているため、責任準備金繰入額、経常利益及び税引前当期純剰余への影響はありません。
- なお、責任準備金の積立においては、関連する法令等に基づき、保険計理人による責任準備金の積立での十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。
13. 個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱いを 2023 年 5 月 8 日以降終了したことにより、平成 10 年大蔵省告示第 234 号（以下「IBNR 告示」という。）第 1 条第 1 項

住友生命保険相互公社

本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR 告示第 1 条第 1 項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。

IBNR 告示第 1 条第 1 項本文に掲げるすべての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR 告示第 1 条第 1 項本文と同様の方法により算出しております。

14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

住友生命保険相互会社

15. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。この他、責任準備金の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。

これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測しております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測しております。

住友生命保険相互公社

市場リスクおよび信用リスクについては、これらを統合した資産運用リスクのバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、リスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当期末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金（譲渡性預金除く）、コールローン及び売現先勘定は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	408,724	408,724	-
うち、その他有価証券	408,724	408,724	-
買入金銭債権	549,312	540,198	△9,114
うち、その他有価証券	459,904	459,904	-
金銭の信託	94,102	94,102	-
有価証券	29,870,197	27,543,575	△2,326,621
売買目的有価証券	680,777	680,777	-
満期保有目的の債券	1,989,157	1,826,762	△162,394
責任準備金対応債券	13,629,353	11,425,755	△2,203,597
子会社株式及び関連会社株式	43,359	82,729	39,370
その他有価証券※1	13,527,550	13,527,550	-
貸付金	2,060,390		
貸倒引当金※2	△620		
	2,059,769	1,861,410	△198,358
社債	626,455	577,966	△48,489
借入金	220,000	211,184	△8,816
デリバティブ取引※3	(421,480)	(421,480)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	(38,252)	(38,252)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(383,228)	(383,228)	-

※1 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

（注1）有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

住友生命保険相互会社

① 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	72,807	73,465	657
	外国証券(公社債)	756,271	816,720	60,449
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	199,371	184,274	△15,096
	外国証券(公社債)	960,707	752,302	△208,405
合計		1,989,157	1,826,762	△162,394

② 責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	3,529,150	3,572,305	43,154
	外国証券(公社債)	185,570	189,355	3,784
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	8,055,399	5,989,977	△2,065,422
	外国証券(公社債)	1,859,232	1,674,118	△185,114
合計		13,629,353	11,425,755	△2,203,597

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③ その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	-	-	-
	買入金銭債権	8,617	8,701	84
	公社債	46,805	47,833	1,027
	株式	1,177,319	3,771,110	2,593,790
	外国証券	4,125,157	4,585,544	460,387
	公社債	2,827,201	3,048,198	220,997
	株式等	1,297,956	1,537,346	239,390
	その他の証券	128,387	185,336	56,948
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	409,000	408,724	△275
	買入金銭債権	471,920	451,202	△20,718
	公社債	1,966,920	1,612,836	△354,083
	株式	89,562	65,631	△23,931
	外国証券	3,509,298	3,171,944	△337,354
	公社債	2,716,356	2,477,686	△238,669
	株式等	792,941	694,257	△98,684
	その他の証券	91,818	87,313	△4,505
合計		12,024,807	14,396,179	2,371,371

住友生命保険相互会社

（注２）市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
市場価格のない株式等 ^{※１}	1,411,670
組合出資金等 ^{※２}	535,468

※１ 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

※２ 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
譲渡性預金	409,000	-	-	-
買入金銭債権	336,055	233	323	233,532
有価証券	561,309	4,715,893	5,093,614	13,186,531
満期保有目的の債券	43,600	170,800	750,503	939,038
貸付判債金付債券	420,592	3,220,613	2,391,838	7,790,699
その他有価証券	97,116	1,324,480	1,951,273	4,456,793
貸付金 ^{※１}	193,753	496,123	449,922	599,929
社債 ^{※１}	-	-	-	474,790
借入金 ^{※１}	-	-	-	120,000

※１ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

（３）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

住友生命保険相互会社

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
譲渡性預金	-	408,724	-	408,724
買入金銭債権	-	335,766	124,137	459,904
金銭の信託	-	-	94,102	94,102
有価証券	6,822,510	5,074,101	1,206,493	13,103,105
売買目的有価証券	549,398	131,379	-	680,777
その他の有価証券	6,273,112	4,942,721	1,206,493	12,422,327
国債	842,066	-	-	842,066
地方債	-	6,571	-	6,571
社債	-	812,031	-	812,031
株式	3,836,536	205	-	3,836,741
外国証券	1,554,867	3,914,752	1,206,493	6,676,112
公社債	1,024,595	3,197,000	1,004,288	5,525,884
株式等	530,271	417,751	202,204	1,150,227
その他の証券	39,642	209,161	-	248,804
デリバティブ取引	347	42,293	-	42,641
通貨関連	-	32,743	-	32,743
金利関連	-	1,678	-	1,678
株式関連	347	-	-	347
その他	-	7,872	-	7,872
資産計	6,822,858	5,860,886	1,424,733	14,108,478
デリバティブ取引	1,544	462,577	-	464,121
通貨関連	-	344,516	-	344,516
金利関連	-	117,935	-	117,935
株式関連	579	-	-	579
その他	964	125	-	1,090
負債計	1,544	462,577	-	464,121

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託は、上表に含めておりません。当該投資信託の貸借対照表計上額は1,105,222百万円です。

住友生命保険相互会社

当該投資信託の期首残高から当期末残高への調整表は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	基準価額を時価とみなす 投資信託
期首残高	803,823
当期の損益又は評価・換算差額等	85,954
損益に計上 ^{※1}	29,470
評価・換算差額等に計上	56,484
購入、売却、償還等の純額	215,443
当期に基準価額を時価とみなす取扱いを適用した額	-
当期に基準価額を時価とみなす取扱いを適用しないこととした額	-
当期末残高	1,105,222
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益	-

※1 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

なお、当期末における解約等に関する制限のうち主なものは、任意解約が認められていないというものであり、その貸借対照表計上額は 779,061 百万円です。

住友生命保険相互会社

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	80,294	80,294
有価証券	8,391,812	4,943,434	-	13,335,247
満期保有目的の債券	76,840	1,749,922	-	1,826,762
国債	76,840	-	-	76,840
社債	-	180,899	-	180,899
外国証券	-	1,569,022	-	1,569,022
公社債	-	1,569,022	-	1,569,022
責任準備金対応債券	8,314,350	3,111,405	-	11,425,755
国債	8,314,350	-	-	8,314,350
地方債	-	104,208	-	104,208
社債	-	1,143,723	-	1,143,723
外国証券	-	1,863,473	-	1,863,473
公社債	-	1,863,473	-	1,863,473
子会社株式及び関連会社株式	622	82,107	-	82,729
貸付金	-	17,321	1,844,089	1,861,410
資産計	8,391,812	4,960,756	1,924,383	15,276,952
社債	-	577,966	-	577,966
借入金	-	211,184	-	211,184
負債計	-	789,150	-	789,150

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

① 買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（情報ベンダー又はブローカーから入手する価格）等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

② 金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

③ 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

住友生命保険相互会社

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類しております。

④ 貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

負債

① 社債

社債については、活発ではない市場の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

② 借入金

借入金については、借入金を裏付として発行される、市場が活発ではない社債の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主にブレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

住友生命保険相互会社

（注2）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

重要な観察できないインプットを推計していないため、重要な観察できないインプットに関する定量的情報に関する記載を省略しております。

② 期首残高から当期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

（単位：百万円）

	買入金銭債権	金銭の信託	有価証券	デリバティブ取引 ^{※3}	合計
期首残高	135,001	62,022	1,356,504	8,670	1,562,199
当期の損益又は 評価・換算差額等	△6,674	1,158	53,366	△10,601	37,250
損益に計上 ^{※1}	0	1,158	86,741	△10,601	77,299
評価・換算差額等 に計上	△6,674	-	△33,374	-	△40,049
購入、売却、発行及び 決済等の純額	△4,189	30,921	△232,448	1,930	△203,785
レベル3の時価への 振替 ^{※2}	-	-	29,069	-	29,069
レベル3の時価からの 振替	-	-	-	-	-
当期末残高	124,137	94,102	1,206,493	-	1,424,733
当期の損益に計上した 額のうち貸借対照表日 において保有する金融 資産及び金融負債の評 価損益	-	-	-	△7,521	△7,521

※1 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 レベル1の時価またはレベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当期首に行っております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

③ 時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

重要な観察できないインプットを推計していないため、重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明を省略しております。

住友生命保険相互会社

16. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は 476,372 百万円、時価は 661,966 百万円です。
なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。
また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務 1,077 百万円を計上しております。
17. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、5,198,768 百万円です。
18. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当期末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は 31 百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
19. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、3,615 百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はあります。危険債権額は、461 百万円です。
上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、12 百万円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。
債権のうち、三月以上延滞債権額はあります。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
債権のうち、貸付条件緩和債権額は、3,153 百万円です。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
20. 有形固定資産の減価償却累計額は、417,474 百万円です。
21. 有形固定資産の圧縮記帳額は、2,826 百万円です。
22. 保険業法第 118 条に規定する特別勘定の資産の額は、912,272 百万円です。なお、負債の額も同額です。
23. 子会社等に対する金銭債権の総額は、194,943 百万円、金銭債務の総額は、6,930 百万円です。
24. グループ通算制度を適用している当社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（2021 年 8 月 12 日 企業会計基準委員会 実務対応報告第 42 号）に基づき、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示を行っております。
25. 繰延税金資産の総額は、858,909 百万円、繰延税金負債の総額は、742,685 百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、23,442 百万円です。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 373,984 百万円及び価格変動準備金 264,904 百万円です。
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 646,919 百万円です。

住友生命保険相互会社

当期における税効果会計適用後の法人税等の負担率は $\Delta 4.6\%$ であり、法定実効税率 27.96% との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額 $\Delta 24.2\%$ 、税率変更による期末繰延税金資産の増額修正 $\Delta 3.2\%$ 、外国子会社配当金益金不算入 $\Delta 2.5\%$ です。

26. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

当期首現在高	211,078 百万円
前期剰余金よりの繰入額	65,282 百万円
当期社員配当金支払額	61,601 百万円
利息による増加等	597 百万円
当期末現在高	215,356 百万円

27. 子会社等の株式等の総額は、1,521,890 百万円です。

28. 担保に提供している資産の額は、有価証券 4,326,767 百万円です。

29. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は、20 百万円、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は、634,061 百万円です。

30. 保険業法施行規則第 30 条第 2 項に規定する金額は、1,680,017 百万円です。

31. 2026 年 6 月 29 日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債 30,000 百万円の期限前償還を行う予定です。

32. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、4,814 百万円です。

33. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債です。

34. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。

住友生命保険相互会社

5. 損益計算書

(単位:百万円)

期 別 科 目	2024年度 〔 自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日 〕	2025年度 〔 自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日 〕
	金 額	金 額
経常収入	3,427,938	3,964,948
保険料収入	2,129,558	2,303,184
再保険料収入	2,121,125	2,290,454
貸付収入	6,320	10,605
運用収入	2,109	2,103
利息収入	1,214,015	1,516,941
配当収入	930,690	945,323
預金利息	16,644	16,602
有価証券利息	823,654	833,468
貸付利息	33,258	34,219
運用利息	37,048	38,347
配当利息	20,088	22,685
有価証券売却益	1,391	3,692
有価証券売却損	270,230	334,468
有価証券評価損	10,607	9,794
有価証券評価益	-	124,852
有価証券評価損	-	24
有価証券評価益	1,095	1,908
有価証券評価損	-	96,877
有価証券評価益	84,365	144,842
有価証券評価損	3,611	3,684
有価証券評価益	20,238	19,780
有価証券評価損	-	553
有価証券評価益	12,698	62,155
有価証券評価損	13,264	20,600
有価証券評価益	34,652	38,099
経常支出	3,330,248	3,900,043
保険料支出	2,113,013	2,667,012
再保険料支出	546,587	540,480
貸付支出	476,832	517,745
運用支出	335,743	343,540
利息支出	827,295	779,655
配当支出	65,277	78,597
有価証券売却損	71,277	397,101
有価証券売却益	5,073	597
有価証券売却損	4,870	-
有価証券売却益	203	597
有価証券売却損	735,142	764,310
有価証券売却益	33,785	46,752
有価証券売却損	147	143
有価証券売却益	252,111	429,695
有価証券売却損	5,971	25,622
有価証券売却益	127	842
有価証券売却損	257,131	161,747
有価証券売却益	70,079	-
有価証券売却損	117	-
有価証券売却益	10,051	10,465
有価証券売却損	92,159	79,140
有価証券売却益	13,460	-
有価証券売却損	348,273	357,098
有価証券売却益	128,744	131,024
有価証券売却損	65,174	60,464
有価証券売却益	28,933	31,415
有価証券売却損	18,787	18,807
有価証券売却益	25,848	30,338
経常利益	97,689	64,905
特別利益	17	16,918
特別損失	17	4,152
経常利益	-	12,765
経常利益	36,939	2,170
経常利益	3,223	805
経常利益	10,784	667
経常利益	22,200	-
経常利益	731	696
税引前利益	60,768	79,653
法人税	41,558	55,818
法人税	△66,858	△59,547
法人税	△25,301	△3,730
法人税	86,065	83,383

住友生命保険相互会社

2025 年度 損益計算書注記

1. 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
2. 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
なお、保険業法第 117 条及び保険業法施行規則第 72 条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
3. 子会社等との取引による収益の総額は、20,646 百万円、費用の総額は、22,721 百万円です。
4. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 3,180 百万円、株式等 290,214 百万円、外国証券 41,073 百万円です。
有価証券売却損の内訳は、国債等債券 371,986 百万円、株式等 11,475 百万円、外国証券 46,233 百万円です。
有価証券評価損の内訳は、国債等債券 22,322 百万円、株式等 3,200 百万円です。
5. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は、3 百万円、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は、431,862 百万円です。
6. 売買目的有価証券運用損の内訳は、利息及び配当金等収入 18 百万円、売却損 162 百万円です。
7. 金銭の信託運用益に含まれる評価損益はありません。
8. 金融派生商品費用には、評価益が 26,001 百万円含まれております。
9. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で 1 つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに 1 つの資産グループとしております。

減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
賃貸不動産等	土地及び建物等	57 百万円
遊休不動産等	土地及び建物等	609 百万円
	計	667 百万円

住友生命保険相互公社

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

住友生命保険相互会社

6. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

区 分	2024年度	2025年度
基礎利益 A	340,547	350,092
キャピタル収益	515,080	594,801
金銭の信託運用益	△933	△279
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	270,230	334,468
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	124,852
その他キャピタル収益	245,782	135,759
キャピタル費用	651,015	806,064
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	147	143
有価証券売却損	252,111	429,695
有価証券評価損	5,971	25,522
金融派生商品費用	257,131	161,747
為替差損	70,079	—
その他キャピタル費用	65,574	188,955
キャピタル損益 B	△135,934	△211,262
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	204,612	138,829
臨時収益	6	384,433
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	384,433
個別貸倒引当金戻入額	6	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	106,930	458,358
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	49,400	—
個別貸倒引当金繰入額	—	20
特定海外債権引当金繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	57,530	458,337
臨時損益 C	△106,924	△73,924
経常利益 A+B+C	97,688	64,905

（参考）その他項目の内訳

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
基礎利益	△177,883	79,771
マーケット・ヴァリュエーション・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額	318	656
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	△20,590	133,519
指数連動に係る保険料積立金変動の影響額	△6,923	1,242
金銭の信託運用損益のうち利息及び配当金等収入に該当する額	2,324	3,971
為替に係るヘッジコストに相当する額	△208,068	△126,508
投資信託の解約損益に相当する額	65,255	53,437
有価証券運用損益のうち為替変動部分に相当する額	△10,479	△8,951
既契約の再保に伴う損益	—	22,504
その他キャピタル収益	245,782	135,759
マーケット・ヴァリュエーション・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額	—	—
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	20,590	—
指数連動に係る保険料積立金変動の影響額	6,923	—
為替に係るヘッジコストに相当する額	208,068	126,508
投資信託の解約損益に相当する額	—	—
有価証券運用損益のうち為替変動部分に相当する額	10,479	8,951
その他キャピタル費用	65,574	188,955
マーケット・ヴァリュエーション・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額	318	656
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	—	133,519
指数連動に係る保険料積立金変動の影響額	—	1,242
為替に係るヘッジコストに相当する額	—	—
投資信託の解約損益に相当する額	65,255	53,437
有価証券運用損益のうち為替変動部分に相当する額	—	—
その他臨時費用	57,530	458,337
個人年金保険の年金開始後契約の一部および終身保険契約の一部についての保険料積立金を追加して積み立てた額	57,530	435,732
既契約の再保に伴う損益	—	22,504

住友生命保険相互会社

7. 基金等変動計算書

2024年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	基金等										基金等 合 計
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	剰余金						剰余金 合計	
				損失填補 準備金	基金償却 準備金	信託資産 積立金	社会及び 契約者福祉 増進基金	別途 積立金	当期末処分 剰余金		
当 期 首 残 高	50,000	639,000	2	8,804	-	255,000	1,344	223	59,512	322,785	1,021,787
当 期 変 動 額											
社員配当準備金の立 積									△58,355	△58,355	△58,355
損失填補準備金の立 積				200					△200	-	-
基金利息の支払									△357	△357	△357
当 期 純 剰 余									86,068	86,068	86,068
基金償却準備金の立 積					10,000				△10,000	-	-
社会及び契約者福祉 増進基金の積立							700		△700	-	-
社会及び契約者福祉 増進基金の取崩							△731		731	-	-
土地再評価差額金の取 崩									△10,264	△10,264	△10,264
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）											
当期変動額合計	-	-	-	200	10,000	-	△31	-	8,921	17,090	17,090
当 期 末 残 高	50,000	639,000	2	8,804	10,000	255,000	1,313	223	76,534	349,875	1,038,878

（単位：百万円）

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	1,048,898	△32,194	△56,600	959,803	1,981,591
当 期 変 動 額					
社員配当準備金の立					△58,355
損失填補準備金の立					-
基金利息の支払					△357
当 期 純 剰 余					86,068
基金償却準備金の立					-
社会及び契約者福祉増進基金の積立					-
社会及び契約者福祉増進基金の取崩					-
土地再評価差額金の取崩					△10,264
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	△225,954	△20,277	9,960	△236,372	△236,372
当 期 変 動 額 合 計	△225,954	△20,277	9,960	△236,372	△219,281
当 期 末 残 高	822,943	△52,771	△46,740	723,431	1,762,310

住友生命保険相互会社

2025年度（自 2025年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	基金等										基金等 合 計
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	剰余金						剰余金 合計	
				損失填補 準備金	その他剰余金						
					基金償却 準備金	信託資産 積立金	社会及び 契約者福祉 増進基金	別途 積立金	当期未処分 剰余金		
当 期 首 残 高	50,000	639,000	2	8,804	10,000	255,000	1,313	223	78,534	349,575	1,038,878
当 期 変 動 額											
社員配当準備金の立									△55,282	△55,282	△55,282
損失填補準備金の立				200					△200	-	-
基金利息の支払									△352	△352	△352
当 期 純 剰 余									83,383	83,383	83,383
基金償却準備金の立					10,000				△10,000	-	-
社会及び契約者福祉増進基金の積立							700		△700	-	-
社会及び契約者福祉増進基金の取崩							△898		898	-	-
土地再評価差額金の取崩									△3,549	△3,549	△3,549
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）											
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	200	10,000	-	3	-	3,998	14,199	14,199
当 期 末 残 高	50,000	639,000	2	7,004	20,000	255,000	1,316	223	80,531	354,075	1,053,078

（単位：百万円）

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	822,943	△52,771	△46,740	723,431	1,762,310
当 期 変 動 額					
社員配当準備金の立					△65,282
損失填補準備金の立					-
基金利息の支払					△352
当 期 純 剰 余					83,383
基金償却準備金の立					-
社会及び契約者福祉増進基金の積立					-
社会及び契約者福祉増進基金の取崩					-
土地再評価差額金の取崩					△3,549
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	947,358	△37,514	3,649	913,392	913,392
当 期 変 動 額 合 計	947,358	△37,514	3,649	913,392	927,692
当 期 末 残 高	1,770,301	△90,286	△43,190	1,636,824	2,689,902

住友生命保険相互会社

8. 剰余金処分案

(単位：百万円)

科 目	2024年度	2025年度
当期末処分剰余金	76,534	80,531
剰余金処分額	76,534	80,531
社員配当準備金	65,282	69,178
繰引純剰余金	11,252	11,352
損失補填準備金	200	300
基金利息	352	352
任意積立金	10,700	10,700
基金償却準備金	10,000	10,000
社会及び契約者福祉増進基金	700	700

9. 保険業法に基づく債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	2024年度末	2025年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
危 険 債 権	665	461
三 月 以 上 延 滞 債 権	-	-
貸 付 条 件 緩 和 債 権	3,399	3,153
小 計	4,065	3,615
(対合計比)	(0.06)	(0.05)
正 常 債 権	6,807,188	7,286,040
合 計	6,811,253	7,289,655

- (注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、突然に計上債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。（注1に掲げる債権を除く。）
3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。（注1及び2に掲げる債権を除く。）
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を区画を目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。（注1から3に掲げる債権を除く。）
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

住友生命保険相互会社

10. 貸倒引当金の状況

(単位：百万円)		
摘 要	2024年度末	2025年度末
(1) 貸倒引当金残高		
(イ) 一般貸倒引当金	665	620
(ロ) 個別貸倒引当金	241	248
(ハ) 特定海外債権引当勘定	-	-
(2) 個別貸倒引当金		
(イ) 繰入額	268	275
(ロ) 取崩額（償却に伴う取崩額を除く）	274	254
(ハ) 純繰入額	△6	20
(3) 特定海外債権引当勘定		
(イ) 対象国数	0 カ国	0 カ国
(ロ) 債権額	-	-
(ハ) 繰入額	-	-
(ニ) 取崩額	-	-
(4) 貸付金償却	-	-

住友生命保険相互会社

11. 2025年度特別勘定の状況

a. 特別勘定資産残高の状況

（単位：百万円）

区 分	2024年度末	2025年度末
	金 額	金 額
個人変額保険	60,199	65,124
変額個人年金保険	33,021	31,116
団体年金保険	753,886	816,031
特 別 勘 定 計	847,107	912,272

b. 個人変額保険（特別勘定）の状況

（1）保有契約高

（単位：件、百万円）

区 分	2024年度末		2025年度末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
個人変額保険（有期型）	3	18	3	22
個人変額保険（終身型）	41,209	218,881	39,596	213,419
合 計	41,211	218,900	39,599	213,441

（2）年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

（単位：百万円、％）

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
現金・コールローン	190	0.3	192	0.3
有 価 証 券	56,627	94.1	60,745	93.3
公 社 債	16,856	28.0	15,662	24.1
株 式	17,253	28.7	19,599	30.1
外 国 証 券	22,517	37.4	25,493	39.1
公 社 債	4,932	8.2	5,367	8.2
株 式	17,584	29.2	20,116	30.9
その他の証券	-	-	-	-
貸 付 金	-	-	-	-
そ の 他	3,381	5.6	4,186	6.4
貸 倒 引 当 金	-	-	-	-
合 計	60,199	100.0	65,124	100.0

（3）個人変額保険特別勘定の運用収支状況

（単位：百万円）

区 分	2024年度	2025年度
	金 額	金 額
利息配当金等収入	1,070	1,128
有価証券売却益	4,929	5,130
有価証券償還益	-	0
有価証券評価益	14,219	20,368
為替差益	64	49
金融衍生商品収益	55	98
その他の収益	6	10
有価証券売却損	1,008	1,182
有価証券償還損	-	0
有価証券評価損	19,548	15,470
為替差損	75	30
金融衍生商品費用	162	62
その他の費用	0	0
収 支 差 額	△447	10,040

（注）2024年度の有価証券評価益 14,219百万円には有価証券派当益 893百万円が、有価証券評価損 19,548百万円には有価証券派当損 17,775百万円がそれぞれ含まれています。
 2025年度の有価証券評価益 20,368百万円には有価証券派当益 1,772百万円が、有価証券評価損 15,470百万円には有価証券派当損 13,323百万円がそれぞれ含まれています。

住友生命保険相互会社

c. 変額個人年金保険（特別勘定）の状況

（１）保有契約高

（単位：件、百万円）

区 分	2024年度末		2025年度末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
変 額 個 人 年 金 保 険	48,033	80,289	37,836	61,746

（２）年度末変額個人年金保険特別勘定資産の内訳

（単位：百万円、％）

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
現預金・コールローン	0	0.0	-	-
有 価 証 券	27,978	84.7	25,893	83.2
公 社 債	-	-	-	-
株 式	-	-	-	-
外 国 証 券	11,488	34.8	11,657	37.5
公 社 債	11,488	34.8	11,657	37.5
株 式	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券	16,490	49.9	14,236	45.8
貸 付 金	-	-	-	-
そ の 他	5,043	15.3	5,222	16.8
貸 倒 引 当 金	-	-	-	-
合 計	33,021	100.0	31,116	100.0

（３）変額個人年金保険特別勘定の運用収支状況

（単位：百万円）

区 分	2024年度	2025年度
	金 額	金 額
利 息 配 当 金 等 収 入	463	1,251
有 価 証 券 売 却 益	2,687	49
有 価 証 券 償 還 益	-	-
有 価 証 券 評 価 益	1,136	2,252
為 替 差 益	18	0
金 融 派 生 商 品 収 益	79	-
そ の 他 の 収 益	9	17
有 価 証 券 売 却 損	1,260	0
有 価 証 券 償 還 損	0	-
有 価 証 券 評 価 損	4,225	968
為 替 差 損	21	0
金 融 派 生 商 品 費 用	100	-
そ の 他 の 費 用	274	159
収 支 差 額	△1,487	2,443

（注）2024年度の有価証券評価益 1,136百万円には有価証券振戻益 578百万円が、有価証券評価損 4,225百万円には有価証券振戻損 4,069百万円がそれぞれ含まれています。
2025年度の有価証券評価益 2,252百万円には有価証券振戻益 155百万円が、有価証券評価損 968百万円には有価証券振戻損 557百万円がそれぞれ含まれています。

住友生命保険相互会社

12. 保険会社及びその子会社等の状況

a. 主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	2024年度	2025年度
経 常 収 益	5,209,036	5,974,185
経 常 利 益	67,637	6,657
親会社に帰属する当期純剰余	47,778	25,848
包 括 利 益	△91,396	1,143,865

項 目	2024年度末	2025年度末
総 資 産	48,861,070	51,577,425

b. 連結範囲及び持分法の適用に関する事項

連結子法人等数 40 社
持分法適用非連結子法人等数 0 社
持分法適用関連法人等数 7 社
期中における重要な関係会社の異動について
「連結財務諸表の作成方針」をご参照ください。

(注) Symetra Financial Corporationは、FAIS Accounting Standards Codification Topic 944
「金融サービス—保険業法」を当連結会計年度の期首より適用しております。
詳細は、「2025年度 連結貸借対照表注記 16.1」をご参照ください。

c. 保険業法に基づく債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	2024年度末	2025年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	655	451
三月以上延滞債権	221	1,929
貸付条件緩和債権	3,399	3,153
小計	4,296	5,544
(対合計比)	(0.05)	(0.06)
正常債権	8,301,557	8,963,086
合計	8,305,844	8,968,631

- (注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。（注3に掲げる債権を除く。）
3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。（注1及び2に掲げる債権を除く。）
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支拂を回すことを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。（注1から3に掲げる債権を除く。）
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

住友生命保険相互会社

d. 連結貸借対照表

（単位：百万円）

期 別 科 目	2024年度末 (2024年3月31日現在)	2025年度末 (2025年3月31日現在)	期 別 科 目	2024年度末 (2024年3月31日現在)	2025年度末 (2025年3月31日現在)
	金 額	金 額		金 額	金 額
（資 産 の 部）			（負 債 の 部）		
現 金 及 び 預 貯 金	1,326,363	1,463,735	保 険 契 約 準 備 金	39,468,291	40,809,543
コ ー ル ロ ー ン	1,162,304	763,400	支 払 債 金	234,773	273,312
買 入 金 銭 債 権	550,257	549,312	責 任 準 備 金 等	39,022,438	40,350,574
金 銭 の 信 託	62,022	94,102	社 員 配 当 準 備 金	211,078	215,356
有 価 証 券	36,197,797	40,951,784	再 保 險 債	73,682	67,638
貸 付 金	3,559,146	3,733,551	社 債	550,123	650,410
有 形 固 定 資 産	607,974	654,049	そ の 他 負 債	6,188,424	6,140,566
土 地	436,965	436,039	売 現 先 取 定	3,725,541	3,254,370
建 物	197,710	203,424	そ の 他 の 負 債	2,460,782	2,885,996
リ ー ス 資 産	13,321	9,427	退職給付に係る負債	2,731	2,462
建 設 仮 勘 定	10,911	3,655	役員退職慰労引当金	1	2
その他の有形固定資産	9,285	7,469	価 格 変 動 準 備 金	931,700	919,433
無 形 固 定 資 産	617,302	676,799	繰 延 税 金 負 債	21,246	21,695
ソ フ ト ウ ェ ア	56,301	64,193	再評価に係る繰延税金負債	12,738	12,660
の れ ん	335,193	325,194	負 債 の 部 合 計	47,246,536	48,654,732
その他の無形固定資産	225,907	297,411	（純資産の部）		
代 理 店 貸	145	253	基 金	50,000	50,000
再 保 險 貸	51,250	77,027	基 金 償 却 積 立 金	639,000	639,000
そ の 他 資 産	2,062,225	2,184,915	再 評 価 積 立 金	2	2
退職給付に係る資産	162,682	313,455	退 勤 割 合 金	213,424	170,089
繰 延 税 金 資 産	436,961	121,097	基 金 等 合 計	902,427	859,092
貸 倒 引 当 金	△5,663	△6,965	その他有価証券評価差額金	561,899	1,601,161
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△55,509	△97,561
			土 地 再 評 価 差 額 金	△45,740	△43,190
			為 替 換 算 調 整 勘 定	141,501	161,760
			退職給付に係る調整累計額	99,680	177,766
			在外子会社等に係る保険契約	21,692	14,244
			準 備 金 評 価 差 額 金	712,424	1,834,220
			その他の包括利益累計額合計	△619	△619
			非 支 配 株 主 持 分	1,014,231	2,692,993
			純 資 産 の 部 合 計	48,661,070	51,577,425
資 産 の 部 合 計	48,661,070	51,577,425	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	48,661,070	51,577,425

住友生命保険相互会社

e. 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(連結損益計算書)

(単位：百万円)

期 別 科 目	2024年度 〔 自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日 〕	2025年度 〔 自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日 〕
	金 額	金 額
経 常 収 益	5,209,038	5,974,185
保 険 料 等 収 入	3,401,839	3,780,325
資 産 運 用 収 益	1,709,574	2,099,209
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	1,274,628	1,330,234
金 銭 の 信 託 運 用 益	1,391	3,692
売 買 的 有 価 証 券 運 用 益	129,391	165,895
有 価 証 券 売 却 益	273,733	340,250
有 価 証 券 償 還 益	10,799	10,302
為 替 差 益	-	128,231
そ の 他 運 用 収 益	19,629	23,923
特 別 勘 定 資 産 運 用 益	-	96,877
そ の 他 経 常 収 益	97,822	114,849
経 常 費 用	5,141,399	5,987,527
保 険 金 等 支 払 金	2,579,855	3,205,309
保 険 費	845,772	898,173
給 付 金	477,382	518,304
解 約 返 戻 金	576,426	633,782
そ の 他 返 戻 金 等	870,868	787,081
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	209,434	568,967
支 払 備 金 繰 入 額	940,779	1,155,255
責 任 準 備 金 繰 入 額	10,493	32,323
社 員 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額	930,082	1,122,335
資 産 運 用 費 用	203	597
支 払 利 息	773,541	706,762
有 価 証 券 売 却 損	71,186	90,203
有 価 証 券 評 価 損	280,581	436,007
有 価 証 券 償 還 損	8,345	26,485
金 融 深 生 産 品 費 用	701	1,225
為 替 差 損	227,255	24,161
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	69,867	-
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	801	525
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	10,051	10,465
そ の 他 運 用 費 用	111,490	119,683
特 別 勘 定 資 産 運 用 損 費	13,480	-
事 業 費	854,280	695,679
そ の 他 経 常 費 用	192,952	201,518
経 常 利 益	67,637	6,657
特 別 利 益	17	16,419
固 定 資 産 等 処 分 益	17	4,153
価 格 変 動 準 備 金 戻 入 額	-	12,265
特 別 損 失	39,777	2,339
固 定 資 産 等 処 分 損	4,808	954
減 損 損 失	10,839	685
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	23,600	-
社 会 及 び 契 約 者 福 祉 増 進 助 成 金	731	695
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	27,877	20,737
法 人 税 及 び 住 民 税 等	68,387	62,471
法 人 税 等 調 整 額	△88,003	△87,437
法 人 税 等 合 計	△19,616	△4,968
当 期 純 利 益	47,493	25,704
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 又 は 非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失 (△)	△284	△144
親 会 社 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	47,778	25,848

住友生命保険相互会社

(連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

期 別 科 目	2024年度 〔 自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日 〕	2025年度 〔 自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日 〕
	金 額	金 額
当 期 純 利 益	47,493	25,704
そ の 他 の 包 括 利 益	△138,890	1,118,181
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△264,643	1,059,928
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△29,249	△31,951
土 地 再 評 価 差 額 金	△404	-
為 替 換 算 調 整 勘 定	98,908	22,869
退 職 給 付 に 係 る 調 整 額	42,493	78,106
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	8,988	△5,697
持分法適用会社に対する持分相当額	4,955	△5,193
包 括 利 益	△91,396	1,143,885
親 会 社 に 係 る 包 括 利 益	△91,030	1,144,095
非 支 配 株 主 に 係 る 包 括 利 益	△365	△229

住友生命保険相互会社

f. 連結キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科 目	2024年度 〔 自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日 〕	2025年度 〔 自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日 〕
	金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益（△は損失）	27,877	20,737
貸倒用不動産等減価償却費	10,051	10,466
減価償却費	47,664	50,142
減損損失	10,839	688
のれん償却額	30,706	31,809
支払債金の増減額（△は減少）	2,285	26,901
責任準備金の増減額（△は減少）	909,315	1,304,174
社員配当準備金積立利息繰入額	203	597
貸倒引当金の増減額（△は減少）	673	1,426
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△13,533	△20,950
価格変動準備金の増減額（△は減少）	23,600	△12,266
利息及び配当金等収入	△1,274,628	△1,330,234
有価証券関係損益（△は益）	△93,117	△90,437
支払利息	71,186	90,203
為替差損益（△は益）	70,723	△124,346
有形固定資産関係損益（△は益）	592	△3,387
神分法による投資損益（△は益）	△3,180	△1,252
代理店貸の増減額（△は増加）	△19	△108
再保険貸の増減額（△は増加）	△18,501	△25,794
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	35,846	△35,278
再保険借の増減額（△は減少）	△6,896	△6,221
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	△156,799	△20,156
その他	272,961	28,744
小 計	△52,148	△103,552
利息及び配当金等の受取額	1,339,209	1,365,699
利息の支払額	△72,163	△86,593
社員配当金の支払額	△61,018	△61,601
その他	△731	△696
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△29,940	△56,847
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,123,207	1,056,409
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額（△は増加）	△187,624	△66,094
買入金銭債権の取得による支出	△3,614,957	△2,995,953
買入金銭債権の売却・償還による収入	3,539,990	2,990,714
金銭の信託の増加による支出	△39,957	△32,835
金銭の信託の減少による収入	3,368	4,076
有価証券の取得による支出	△10,135,479	△11,233,032
有価証券の売却・償還による収入	11,265,618	10,403,514
貸付による支出	△576,877	△611,404
貸付金の回収による収入	489,420	423,435
その他	△1,939,730	△195,080
資 産 運 用 活 動 計 （営業活動及び資産運用活動計）	△1,196,227	△1,311,659
有形固定資産の取得による支出	△29,897	△25,507
有形固定資産の売却による収入	148	18,488
事業の取得による支出	-	△12,810
その他	△12,393	△23,207
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,238,369	△1,354,696
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	106,056	16,928
借入金の返済による支出	△60,011	△21,236
社債の発行による収入	39,545	298,556
社債の償還による支出	△39,545	-
基金利息の支払額	△357	△352
その他	64,855	69,760
財務活動によるキャッシュ・フロー	119,543	363,655
現金及び現金同等物に係る換算差額	31,421	6,983
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	35,801	72,352
現金及び現金同等物期首残高	419,835	455,636
現金及び現金同等物期末残高	455,636	527,989

住友生命保険相互会社

g. 連結基金等変動計算書

2024年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	基金等				
	基金	基金償却 積立金	再評価 増立金	連結剰余金	基金等合計
当 期 首 残 高	50,000	639,090	2	229,119	918,122
外国子会社の連結基金 (AFS2219-12、AFS2222-24) に基づく取崩の取崩額				5,504	5,504
外国子会社の連結基金 (AFS2219-12、AFS2222-24) を反映した当期変動額	50,000	639,090	2	234,624	923,626
当 期 変 動 額					
社員配当準備金の立				△58,355	△58,355
基金利息の支払				△357	△357
親会社に帰属する 当 期 純 利 余				47,775	47,775
土地再評価増額金の取				△10,264	△10,264
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△21,199	△21,199
当 期 末 残 高	50,000	639,090	2	213,424	922,427

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額							非支配株主 持分	純資産合計
	その他の包括利益累計 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	信用子会社等に 係る信用移転準備金 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	854,280	△36,369	△58,600	38,740	87,188	-	867,227	△507	1,784,843
外国子会社の連結基金 (AFS2219-12、AFS2222-24) に基づく取崩の取崩額	△39,963					12,704	△26,259		△29,755
外国子会社の連結基金 (AFS2219-12、AFS2222-24) を反映した当期変動額	825,296	△36,369	△58,600	38,740	87,188	12,704	840,968	△507	1,764,087
当 期 変 動 額									
社員配当準備金の立									△58,356
基金利息の支払									△357
親会社に帰属する 当 期 純 利 余									47,775
土地再評価増額金の取									△10,264
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）	△253,397	△29,249	9,860	102,750	42,492	8,988	△128,544	△112	△128,656
当 期 変 動 額 合 計	△253,397	△29,249	9,860	102,750	42,492	8,988	△128,544	△112	△149,856
当 期 末 残 高	601,899	△65,609	△48,740	141,601	99,680	21,692	712,424	△619	1,614,231

住友生命保険相互公社

2025年度（自 2025年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	基金等				
	基金	基金償却 積立金	再評価 増立金	連結剰余金	基金等合計
当 期 首 残 高	50,000	639,090	2	213,424	902,427
当 期 変 動 額					
社員配当準備金の 立				△65,282	△65,282
基金利息の支払				△352	△352
親会社に帰属する 当 期 純 利 益				25,848	25,848
土地再評価益剰余金の 取				△3,549	△3,549
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△43,336	△43,336
当 期 末 残 高	50,000	639,090	2	170,089	869,092

（単位：百万円）

	その他の包括利益異動額							非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価益剰余金	繰越ヘッジ 損益	土地再評価 益剰余金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整異動額	海外子会社等に 係る為替換算調整勘定 評価益剰余金	その他の 包括利益 異動額合計		
当 期 首 残 高	561,899	△65,609	△46,740	141,501	99,690	21,692	712,424	△619	1,614,231
当 期 変 動 額									
社員配当準備金の 立									△65,282
基金利息の支払									△352
親会社に帰属する 当 期 純 利 益									25,848
土地再評価益剰余金の 取									△3,549
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）	1,059,282	△31,951	3,549	20,278	78,105	△7,447	1,121,796	△0	1,321,796
当 期 変 動 額 合 計	1,059,282	△31,951	3,549	20,278	78,105	△7,447	1,121,796	△0	1,078,461
当 期 末 残 高	1,621,161	△97,561	△43,190	161,779	177,795	14,244	1,834,220	△619	2,692,693

住友生命保険相互会社

連結財務諸表の作成方針

記載項目	
(1) 連結の範囲に関する事項	連結子会社及び子法人等数 40社 主な連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、アイアル少額短期保険株式会社、Symetra Financial Corporation、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.です。 なお、新規に設立された Symetra Financial Corporationの子会社1社および子法人等1社を、当連結会計年度に連結の範囲に含めております。 主な非連結の子会社及び子法人等は、SUMISEI-SBI 投資事業有限責任組合です。 非連結の子会社及び子法人等については、総資産、売上高、当期損益及び（利益）剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。
(2) 持分法の適用に関する事項	持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数 0社 持分法適用関連法人等数 7社 主な持分法適用関連法人等は、Baoviet Holdings、PT ENI Life Insuranceです。 株式会社エージェント・インシュアランス・グループが持株会社化したことに伴い、当連結会計年度より、同社を持分法適用関連法人等から除き、株式会社エージェントIGホールディングスを持分法適用関連法人等としております。 持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等（SUMISEI-SBI 投資事業有限責任組合他）については、連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。
(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項	連結子会社及び子法人等のうち、海外の子会社及び子法人等の決算日は12月31日です。作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
(4) のれんの償却に関する事項	のれん及び持分法適用関連法人等に係るのれん相当額については、20年以内のその効果の及ぶ期間で、定額法により償却しております。 ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。

住友生命保険相互会社

2023 年度 連結貸借対照表注記

1. 当社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 21 号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第 110 条第 2 項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券については 3 月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 当社は、保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 21 号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、従前の小区分「一時払養老保険契約（一部を除く）」について、対応する責任準備金の残高の減少に伴い、当連結会計年度より「個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）」に統合しております。小区分の変更による損益への影響はありません。

変更後の小区分は次のとおり設定しております。

個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）
 最低保証利率付 3 年ごと利率変動型積立保険等の主契約
 確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
 拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
 確定拠出年金保険契約及び新単位別利率設定特約
 利率変動型終身保険（一時払）契約
 個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約
 個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約（一部の保険種類を除く）

3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

4. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第 5 号に定める鑑定評価に基づく方法

住友生命保険相互公社

5. 当社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 当社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、26 百万円です。

連結子会社及び子法人等については、主として当社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。

8. 退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、主として次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数値計算上の差異の処理年数	翌連結会計年度から 8 年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、一部の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

一部の連結子会社及び子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、一部の海外の連結子会社及び子法人等は、確定拠出制度を設けております。

住友生命保険相互公社

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	265,206 百万円
勤務費用	10,394 百万円
利息費用	5,703 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	4,887 百万円
退職給付の支払額	△18,273 百万円
その他	101 百万円
期末における退職給付債務	268,020 百万円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	445,357 百万円
期待運用収益	4,203 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	132,606 百万円
事業主からの拠出額	5,944 百万円
退職給付の支払額	△9,155 百万円
その他	38 百万円
期末における年金資産	578,995 百万円

③ 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	265,538 百万円
年金資産	△578,995 百万円
	△313,456 百万円
非積立型制度の退職給付債務	2,482 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△310,974 百万円
退職給付に係る負債	2,482 百万円
退職給付に係る資産	△313,456 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△310,974 百万円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	10,394 百万円
利息費用	5,703 百万円
期待運用収益	△4,203 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△17,844 百万円
その他	63 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	△5,886 百万円

⑤ その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

数理計算上の差異	109,874 百万円
合計	109,874 百万円

その他の包括利益累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	250,657 百万円
合計	250,657 百万円

住友生命保険相互公社

⑥ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株 式	63%
生命保険一般勘定	20%
投資信託	4%
債 券	4%
その他	9%
合 計	100%

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が 67%含まれています。

⑦ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧ 数値計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数値計算上の計算基礎は、主として次のとおりです。

割引率	2.181%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	2.3%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、6,267 百万円です。

9. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定により算出した額を計上しております。

10. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第 26 号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

12. 当社の責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次の方式により計算しております。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。

住友生命保険相互公社

また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

保険業法施行規則第 69 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第 5 項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。当期末の責任準備金残高には、同項の規定に基づいて、次のとおり追加して積み立てた責任準備金が含まれております。

2006 年 4 月 1 日以降年金開始した一部の個人年金保険契約について、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）を適用（ただし、2006 年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率として生保標準生命表 2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して積み立てております。

また、当連結会計年度より、1996 年 4 月 1 日以前に契約締結した一部の終身保険契約について、予定利率として 2.75%、予定死亡率として生保標準生命表 2018（死亡保険用）を適用して計算したことにより生じた差額を追加して積み立てております。この積み立てにあたっては、追加して積み立てる責任準備金 379,275 百万円と同額の危険準備金を取り崩して充当しているため、責任準備金繰入額、経常利益及び税引前当期純剰余への影響はありません。

なお、責任準備金の積み立てにおいては、関連する法令等に基づき、保険計理人による責任準備金の積み立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。

海外の連結子会社及び子法人等の責任準備金は、米国会計基準または国際財務報告基準に基づき算出した額を計上しております。

13. 当社の個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱いを 2023 年 5 月 8 日以降終了したことにより、平成 10 年大蔵省告示第 234 号（以下「IBNR 告示」という。）第 1 条第 1 項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR 告示第 1 条第 1 項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。

IBNR 告示第 1 条第 1 項本文に掲げるすべての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR 告示第 1 条第 1 項本文と同様の方法により算出しております。

14. 当社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
15. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第 31 号）に基づいて識別した会計上の見積りは、次のとおりです。

(1) のれんの評価

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているのれんには、当社による米国子会社の買収に伴い発生したのれん 20,851 百万円及びシンガポール子会社の買収に伴い発生したのれん 296,239 百万円が含まれております。

米国子会社の買収に伴うのれんは、米国子会社の連結貸借対照表に計上され、米国会計基準 FASB Accounting Standards Codification Topic 350「無形資産 のれん及びその他」の非公開会社の特例に基づき、定額法による償却の実施及び減損損失の判定を行っております。

住友生命保険相互公社

減損損失の判定は、減損の兆候となる事象・環境の変化の有無について、全社単位での判定を行い、のれんを含む報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が50%を超えると定性的に判断した場合に、定量的な減損の検討を行います。当社は、米国子会社での判定の結果を踏まえ、日本の会計基準に基づき減損損失の認識の判断を行っております。

減損の兆候判定及び定性評価にあたっては、マクロ経済や米国の生命保険業界の動向、米国子会社の業績及び将来の利益計画の悪化の有無、その他の関連する固有の事象と状況を総合的に評価しています。また、定量的な減損の検討における公正価値の算定においては、将来の経済環境予測を踏まえた保険料収入、保険金給付率等を反映した将来キャッシュ・フロー、割引率及び長期成長率などの主要な仮定を設定します。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、減損の兆候となる事象の発生や環境の変化が生じた場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

なお、当連結会計年度においては、減損の兆候はないと判断しており、減損損失は計上しておりません。

シンガポール子会社の買収に伴うのれんは、当社の連結貸借対照表に計上され、当社が日本の会計基準に基づき、定額法による償却の実施及び減損損失の判定を行っております。

減損損失の判定は、減損の兆候となる事象・環境の変化が認められる場合に、減損損失の認識の判定及び損失額の測定を行います。

減損の兆候判定にあたっては、シンガポール子会社を取り巻く経営環境や業績及び将来の利益計画の悪化の有無、のれんを含む資産グループの公正価値の著しい下落の有無、その他の関連する固有の事象と状況を総合的に評価しています。

のれんに減損の兆候が認められる場合は、のれんを含む資産グループから将来生じるキャッシュ・フローを見積り、その総額と帳簿価額を比較することによって減損の認識要否を判定します。減損損失の認識が必要となった場合は、のれんを含む資産グループの回収可能価額を算出のうえ、帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失として計上します。回収可能価額の算定においては、将来の経済環境予測や新契約の獲得見込みを踏まえた保険料収入、保険金給付率等の保険数理計算上の仮定を反映した事業収支予測、割引率などの主要な仮定を設定します。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、減損の兆候となる事象の発生や環境の変化が生じた場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

なお、当連結会計年度においては、減損の兆候はないと判断しており、減損損失は計上しておりません。

(2) 保有契約価値及び繰延新契約費の償却

当連結会計年度の連結貸借対照表において計上されている無形固定資産には、米国子会社の買収に伴う保有契約価値 15,214 百万円が、その他資産には、米国子会社の繰延新契約費 335,405 百万円がそれぞれ含まれております。

保有契約価値は、米国子会社の買収時点で保有している保険契約に関して、保険契約から得られる将来利益を見積現在価値として計算し、米国子会社の連結貸借対照表に計上したものであります。また、繰延新契約費は、米国子会社の買収後の保険契約の獲得に係る費用のうち、一定の条件を満たすものを米国子会社の連結貸借対照表上、資産として認識したものであります。

保有契約価値及び繰延新契約費は、保険契約の効果が及ぶと見積もられる期間にわたって償却しております。保険契約の効果が及ぶと見積もられる期間の算定においては、継続率、死亡率などの主要な仮定を設定しています。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、翌連結会計年度において保有契約価値及び繰延新契約費の減価相当額が損失計上される可能性があります。

住友生命保険相互公社

16. Symetra Financial Corporationは、FASB Accounting Standards Codification Topic 944「金融サービス—保険契約」を当連結会計年度の期首より適用しております。これにより、将来保険給付に係る負債の会計処理、市場リスクを伴う給付の公正価値測定、繰延新契約費の償却方法等を変更しております。また当該会計基準の適用に関連し、一部契約の再分類を実施しております。当該会計基準の適用等による影響は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は前連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。
- この結果、遡及適用前と比べて、前連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,785百万円減少しております。また、前連結会計年度末の無形固定資産は5,454百万円減少、その他資産は6,198百万円減少、保険契約準備金は46,610百万円減少、再保険借は53,531百万円増加、利益剰余金は4,093百万円増加、その他有価証券評価差額金は41,093百万円減少、在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額は21,692百万円増加しております。

住友生命保険相互会社

17. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の内金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。その他、責任準備金の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相違変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から後立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測しております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測しております。

住友生命保険相互公社

市場リスクおよび信用リスクについては、これらを統合した資産運用リスクのバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、リスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金（譲渡性預金除く）、コールローン及び売現先勘定は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	408,724	408,724	—
うち、その他有価証券	408,724	408,724	—
買入金銭債権	549,312	540,198	△9,114
うち、その他有価証券	459,904	459,904	—
金銭の信託	94,102	94,102	—
有価証券	40,162,114	37,781,204	△2,380,909
売買目的有価証券	3,486,929	3,486,929	—
満期保有目的の債券	2,122,956	1,928,606	△194,350
責任準備金対応債券	13,760,514	11,533,834	△2,226,680
子会社株式及び関連会社株式	42,608	82,729	40,121
その他有価証券※1	20,749,104	20,749,104	—
貸付金	3,733,551		
貸倒引当金※2	△5,615		
	3,727,936	3,494,688	△233,247
社債	850,410	804,796	△45,614
デリバティブ取引※3	(149,674)	(149,674)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	237,932	237,932	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(387,607)	(387,607)	—

※1 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

（注1）有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

住友生命保険相互会社

① 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	公社債	83,234	83,933	699
	外国証券(公社債)	756,271	816,720	60,449
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	公社債	322,743	275,649	△47,093
	外国証券(公社債)	960,707	752,302	△208,405
合計		2,122,956	1,928,606	△194,350

② 責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	公社債	3,529,150	3,572,305	43,154
	外国証券(公社債)	185,570	189,355	3,784
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	公社債	8,186,560	6,098,055	△2,088,505
	外国証券(公社債)	1,859,232	1,674,118	△185,114
合計		13,760,514	11,533,834	△2,226,680

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③ その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	取得原価又は 償却原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えるもの	譲渡性預金	-	-	-
	買入金銭債権	8,617	8,701	84
	公社債	132,769	135,776	3,006
	株式	1,177,320	3,771,116	2,593,795
	外国証券	8,012,314	8,536,580	524,265
	公社債	6,714,358	6,999,233	284,875
	株式等	1,297,956	1,537,346	239,390
	その他の証券	128,387	185,336	56,948
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えないもの	譲渡性預金	409,000	408,724	△275
	買入金銭債権	471,920	451,202	△20,718
	公社債	2,034,826	1,675,960	△358,865
	株式	89,562	65,631	△23,931
	外国証券	6,885,792	6,291,390	△594,402
	公社債	6,092,851	5,597,132	△495,718
	株式等	792,941	694,257	△98,684
	その他の証券	91,818	87,313	△4,505
合計		19,442,330	21,617,733	2,175,402

住友生命保険相互会社

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等 ^{※1}	143,472
組合出資金等 ^{※2}	646,197

※1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

※2 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
譲渡性預金	409,000	-	-	-
買入金銭債権	336,055	233	323	233,532
有価証券	1,038,121	6,827,890	6,886,717	16,535,876
満期保有目的の債券	43,829	177,012	793,334	1,032,404
責任資産金対応債券	420,592	3,220,613	2,393,838	7,942,699
その他の有価証券	573,699	3,430,264	3,699,544	7,560,772
貸付金 [※]	230,212	1,048,894	809,977	1,295,731
社債 [※]	66,979	-	39,140	596,218

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

（3）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

住友生命保険相互会社

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
譲渡性預金	-	408,724	-	408,724
買入金銭債権	-	335,766	124,137	459,904
金銭の信託	-	-	94,102	94,102
有価証券	8,633,302	13,091,391	1,406,119	23,130,812
売買目的有価証券	2,335,410	973,678	177,841	3,486,929
その他の有価証券	6,297,891	12,117,713	1,228,277	19,643,882
国債	866,839	-	-	866,839
地方債	-	6,751	-	6,751
社債	-	938,146	-	938,146
株式	3,836,542	205	-	3,836,747
外国証券	1,554,867	10,963,448	1,228,277	13,746,593
公社債	1,024,595	10,545,697	1,026,073	12,596,366
株式等	530,271	417,751	202,204	1,150,227
その他の証券	39,642	209,161	-	248,804
貸付金	-	-	110,351	110,351
デリバティブ取引	365	382,026	10,605	392,997
通貨関連	-	41,647	-	41,647
金利関連	-	25,343	-	25,343
株式関連	363	307,156	10,605	318,125
その他	2	7,877	-	7,880
資産計	8,633,667	14,217,908	1,745,316	24,596,892
社債	-	41,423	-	41,423
デリバティブ取引	1,609	540,872	189	542,671
通貨関連	-	365,529	-	365,529
金利関連	-	137,483	-	137,483
株式関連	634	27,719	189	28,542
その他	975	10,140	-	11,116
負債計	1,609	582,296	189	584,095

住友生命保険相互会社

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021 年 6 月 17 日 企業会計基準適用指針第 31 号）第 24-3 項及び第 24-9 項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託は、上表に含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は 1,105,222 百万円です。

当該投資信託の期首残高から当連結会計期間末残高への調整表は以下のとおりです。

(単位：百万円)	
	基準価額を時価とみなす 投資信託
期首残高	803,823
当連結会計期間の損益又はその他の包括 利益	85,954
損益に計上 ^{※1}	29,470
その他の包括利益に計上 ^{※2}	56,484
購入、売却、償還等の純額	215,443
当連結会計期間に基準価額を時価とみな す取扱いを適用した額	—
当連結会計期間に基準価額を時価とみな す取扱いを適用しないこととした額	—
当連結会計期間末残高	1,105,222
当連結会計期間の損益に計上した額のう ち連結貸借対照表日において保有する投 資信託の評価損益	—

※1 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

なお、当連結会計期間末における解約等に関する制限のうち主なものは、任意解約が認められていないというものであり、その連結貸借対照表計上額は 779,061 百万円です。

住友生命保険相互会社

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
買入金銭債権	-	-	80,294	80,294
有価証券	8,442,284	5,102,885	-	13,545,170
満期保有目的の債券	127,312	1,801,294	-	1,928,606
国債	127,312	-	-	127,312
地方債	-	10,969	-	10,969
社債	-	221,301	-	221,301
外国証券	-	1,569,022	-	1,569,022
公社債	-	1,569,022	-	1,569,022
責任準備金対応債券	8,314,350	3,219,483	-	11,533,834
国債	8,314,350	-	-	8,314,350
地方債	-	109,455	-	109,455
社債	-	1,246,554	-	1,246,554
外国証券	-	1,863,473	-	1,863,473
公社債	-	1,863,473	-	1,863,473
子会社株式及び関連会社株式	622	82,107	-	82,729
貸付金	-	17,321	3,367,016	3,384,337
資産計	8,442,284	5,120,266	3,447,310	17,009,861
社債	-	763,372	-	763,372
負債計	-	763,372	-	763,372

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

① 買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（情報ベンダー又はブローカーから入手する価格）等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

② 金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

③ 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

住友生命保険相互会社

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類しております。

④ 貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

負債

① 社債

社債については、活発ではない市場の相場価格または観察可能なインプットを用いて算定した価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主にプリン・ペニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

（注2）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報^{※1}

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
貸付金	割引現在価値法	割引率	6.15%～7.15%

※1 レベル3の時価となるもので、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているものは記載しておりません。

住友生命保険相互会社

② 期首残高から当連結会計期間末残高への調整表、当連結会計期間の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭 債権	金銭の信託	有価証券	貸付金	デリバティブ 取引 ^{※5}	合計
期首残高	135,001	62,022	1,580,302	123,668	15,675	1,916,670
当連結会計期間の損益 又はその他の包括利益 損益に計上 ^{※1}	△6,674	1,158	51,378	4,647	△13,687	37,022
その他の包括利益に計上 ^{※2}	0	1,158	85,923	4,647	△13,687	78,042
購入、売却、発行及び 決済等の純額	△6,674	—	△34,345	—	—	△41,019
レベル3の時価への振替 ^{※3}	△4,189	30,921	△188,918	△17,964	8,428	△171,723
レベル3の時価からの振替 ^{※4}	—	—	42,602	—	—	42,602
当連結会計期間末残高	—	—	△79,445	—	—	△79,445
当連結会計期間の損益に計上 した額のうち連結貸借対照表 日において保有する金融資産 及び金融負債の評価損益	124,137	94,102	1,406,119	110,351	10,416	1,745,127
	—	—	△1,917	△8,515	△9,724	△20,157

※1 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

※3 レベル1の時価またはレベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当連結会計年度の期首に行っております。

※4 レベル3の時価からレベル1の時価またはレベル2の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当連結会計年度の期首に行っております。

※5 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

③ 時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率は、キャッシュ・フローの不確実性と金融商品の流動性を反映して割引率を調整するものであります。一般に、割引率の著しい上昇（下落）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

住友生命保険相互会社

18. 東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は 476,591 百万円、時価は 662,186 百万円です。
なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。
また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務 1,077 百万円をその他の負債に計上しております。
19. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、5,544 百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は、461 百万円です。
上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、12 百万円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。
債権のうち、三月以上延滞債権額は、1,929 百万円です。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
債権のうち、貸付条件緩和債権額は、3,153 百万円です。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
20. 有形固定資産の減価償却累計額は、438,790 百万円です。
21. 当社の有形固定資産の圧縮記録額は、2,826 百万円です。
22. 保険業法第 118 条に規定する特別勘定の資産の額は、912,372 百万円です。なお、負債の額も同額です。
23. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|------------------|-------------|
| 当期首現在高 | 211,078 百万円 |
| 前連結会計年度剰余金よりの繰入額 | 65,282 百万円 |
| 当連結会計年度社員配当金支払額 | 61,601 百万円 |
| 利息による増加等 | 597 百万円 |
| 当連結会計年度末現在高 | 215,356 百万円 |
24. 非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の株式等の総額は、217,891 百万円です。
25. 担保に提供している資産の額は、有価証券 4,369,205 百万円、貸付金 1,039,969 百万円、現金及び預貯金 2,464 百万円です。

住友生命保険相互公社

26. 取得による企業結合に関する事項は次のとおりです。

当社の連結子会社である Symetra Life Insurance Company は、2025 年 10 月 1 日を開始日とする再保険契約により、Health Care Service Corporation の子会社である Dearborn Life Insurance Company から、同社の団体生命・就業不能保険の既契約ブロックを受再しております。

本取引は、米国会計基準 FASB Accounting Standards Codification Topic 805「企業結合」に基づき、事業の取得として認識しております。

(1) 企業結合の概要

① 相手先企業の名称及びその事業の内容

相手先企業の名称 Dearborn Life Insurance Company

取得した事業の内容 団体生命・就業不能保険事業

② 企業結合を行った主な理由

今後の成長が見込まれる米国の団体生命・就業不能保険分野における市場プレゼンス向上や収益性・事業効率の向上等を目的としております。

(2) 連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

2025 年 10 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日

(3) 取得した事業の取得原価およびその内訳

既契約ブロックの取得対価	664 百万米ドル
取得原価	664 百万米ドル

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 1 百万米ドル

(5) 取得原価の配分に関する事項

① 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産の部合計 664 百万米ドル

（うち無形固定資産 618 百万米ドル）

負債の部合計 582 百万米ドル

（うち保険契約準備金 526 百万米ドル）

② 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

1. 発生したのれん 53 百万米ドル

2. 発生原因

買収価格算定時に見込んだ将来利益を反映させた投資額が、企業結合時に受け入れた資産及び引き受けた負債の純額を上回ったためであります。

3. 償却期間

10 年間の均等償却

27. 2026 年 6 月 29 日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債 30,000 百万円の期限前償還を行う予定です。

28. Singapore Life Holdings Pte. Ltd. は、2026 年 2 月 2 日に、外貨建借入金 550 百万シンガポールドルの新規借入を行いました。また、2026 年 2 月 24 日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された外貨建劣後特約付社債 550 百万シンガポールドルの期限前償還を行いました。

29. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、5,198,768 百万円です。

30. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利

住友生命保険相互公社

を有し、当連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は 31 百万円であり、担保に差し入れているものはありません。

31. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、32,819 百万円です。
32. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外債建劣後特約付社債が 693,434 百万円含まれています。
33. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 220,000 百万円含まれています。
34. その他資産及びその他負債には、米子子会社の修正共同保険式再保険に係る資産及び負債がそれぞれ 683,962 百万円、620,422 百万円含まれています。
35. 国内の連結子会社及び子法人等における修正共同保険式再保険のうち現金授受を行わない取引では、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。
36. グループ通算制度を適用している当社及び一部の国内連結子会社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（2021 年 8 月 12 日 企業会計基準委員会 実務対応報告第 42 号）に基づき、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示を行っております。
37. 繰延税金資産の総額は、1,080,413 百万円、繰延税金負債の総額は、945,680 百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、34,431 百万円です。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 527,230 百万円及び価格変動準備金 265,481 百万円です。
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 645,835 百万円です。
当連結会計年度における税効果会計適用後の法人税等の負担率は △23.9%であり、法定実効税率 27.96%との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額 △93.2%、のれん償却額 39.6%です。

住友生命保険相互公社

(2025 年度連結損益計算書注記)

1. 当社の保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
2. International Financial Reporting Standards IFRS17「Insurance Contracts」を適用している Singapore Life Holdings Pte. Ltd. の IFRS17 の保険収益は、収入の金額に組み替えの上、保険料等収入に含めて計上しております。
3. 当社の保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
なお、保険業法第 117 条及び保険業法施行規則第 72 条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
4. 当社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で 1 つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに 1 つの資産グループとしております。

減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
賃貸不動産等	土地及び建物等	57 百万円
遊休不動産等	土地及び建物等	609 百万円
	計	667 百万円

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを 5.0%で割り引いて算定しております。

住友生命保険相互公社

(2025 年度連結包括利益計算書注記)

1. その他の包括利益の内訳項目ごとの組替調整額、法人税等及び税効果の金額は、次のとおりです。

その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	1,358,389 百万円
組替調整額	112,892 百万円
法人税等及び税効果調整前	1,471,181 百万円
法人税等及び税効果額	△411,183 百万円
その他有価証券評価差額金	1,059,998 百万円
繰延ヘッジ損益：	
当期発生額	△54,220 百万円
組替調整額	6,511 百万円
法人税等及び税効果調整前	△47,708 百万円
法人税等及び税効果額	15,757 百万円
繰延ヘッジ損益	△31,951 百万円
為替換算調整勘定：	
当期発生額	22,869 百万円
組替調整額	—
法人税等及び税効果調整前	22,869 百万円
法人税等及び税効果額	—
為替換算調整勘定	22,869 百万円
退職給付に係る調整額：	
当期発生額	127,718 百万円
組替調整額	△17,844 百万円
法人税等及び税効果調整前	109,874 百万円
法人税等及び税効果額	△31,769 百万円
退職給付に係る調整額	78,105 百万円
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金：	
当期発生額	△7,093 百万円
組替調整額	△118 百万円
法人税等及び税効果調整前	△7,212 百万円
法人税等及び税効果額	1,514 百万円
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	△5,697 百万円
持分法適用会社に対する持分相当額：	
当期発生額	△5,091 百万円
組替調整額	△71 百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	△5,163 百万円
その他の包括利益合計	
	1,118,161 百万円

住友生命保険相互会社

2025 年度 連結キャッシュ・フロー計算書注記

1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、現金及び預貯金（当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金を除く）及び海外の連結子会社及び子法人等の短期有価証券です。

2. 資金（現金及び現金同等物）の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりです。

現金及び預貯金	1,463,735 百万円
当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金	<u>△935,746 百万円</u>
資金（現金及び現金同等物）	<u>527,989 百万円</u>

3. 投資活動によるキャッシュ・フローのその他は、主に短期資金活動による純増減額及び金融派生商品の決済による収支（純額）です。

4. 財務活動によるキャッシュ・フローのその他は、主に米国子会社における財務活動によるキャッシュ・フローの資金調達契約の実行及び返済です。

住友生命保険相互会社

h. セグメント情報

2024年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）及び2025年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）において、当社及び連結子会社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント情報及び関連情報の記載を省略しています。

住友生命保険相互会社

2026 年 5 月 26 日

住友生命保険相互会社

2025 年度決算 補足資料

1. 一般勘定

a. 有価証券関係

（１）有価証券残存期間別残高及びその合計額	・・・	1 頁
（２）業種別株式保有の状況	・・・	2 頁

b. 貸付金関係

（１）貸付金明細表	・・・	3 頁
（２）国内企業向け貸付金企業規模別内訳	・・・	3 頁
（３）貸付金残存期間別残高	・・・	4 頁
（４）貸付金業種別内訳	・・・	5 頁
（５）貸付金担保別内訳	・・・	6 頁

c. 海外投融資の状況

（１）資産別明細	・・・	7 頁
（２）海外投融資の地域別構成	・・・	8 頁
（３）外貨建資産の通貨別構成	・・・	8 頁

2. 個人変額保険・変額個人年金保険 特別勘定

a. 売買目的有価証券の評価損益	・・・	9 頁
b. 金銭の信託の時価情報	・・・	9 頁
c. デリバティブ取引の時価情報	・・・	10 頁

3. 会社計

a. 資産の構成	・・・	12 頁
b. 有価証券の時価情報	・・・	13 頁
c. 金銭の信託の時価情報	・・・	14 頁
d. デリバティブ取引の時価情報	・・・	15 頁

1. 一般勘定

a. 有価証券関係

(1) 有価証券残存期間別残高及びその合計額

<2024年度末>

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
有 価 証 券	658,112	1,346,281	2,633,255	2,703,300	3,374,742	12,464,946	6,525,847	29,706,486
国 債	152,843	796,469	1,615,124	1,824,071	1,188,485	5,517,679	-	11,094,674
地 方 債	-	-	2,606	12,738	9,910	143,635	-	168,891
社 債	90,698	203,996	172,235	92,165	160,101	1,592,326	447,056	2,758,580
株 式							3,215,077	3,215,077
外 国 証 券	413,860	344,928	842,103	747,414	1,983,859	5,198,259	2,481,078	12,011,504
公 社 債	413,860	329,351	779,356	719,874	1,809,208	4,663,853	29,069	8,744,574
株 式 等	0	15,577	62,747	27,539	174,651	534,405	2,452,008	3,266,929
その他の証券	710	886	1,184	25,910	32,385	13,046	382,635	457,759
買入金銭債権	319,935	-	-	-	-	135,001	-	454,936
譲渡性預金	358,799	-	-	-	-	-	-	358,799
その他の	-	-	-	-	-	42,987	19,034	62,022
合 計	1,336,848	1,346,281	2,633,255	2,703,300	3,374,742	12,642,935	6,544,882	30,582,246

<2025年度末>

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
有 価 証 券	578,621	1,605,828	3,202,583	2,458,376	2,914,061	12,784,916	7,592,171	31,196,559
国 債	360,089	757,578	2,185,814	1,654,490	343,955	5,549,140	-	10,851,068
地 方 債	-	-	11,621	7,487	16,743	112,301	-	148,153
社 債	81,790	192,905	210,565	60,512	239,403	1,295,069	437,929	2,518,176
株 式							4,040,557	4,040,557
外 国 証 券	136,548	654,492	774,470	721,006	2,260,858	5,803,888	2,772,659	13,123,924
公 社 債	126,558	637,625	718,675	614,654	2,041,248	5,116,890	32,014	9,287,667
株 式 等	9,990	16,866	55,794	106,351	219,610	686,998	2,740,644	3,836,256
その他の証券	192	852	20,111	14,880	53,100	24,515	341,026	454,679
買入金銭債権	335,766	-	-	-	-	124,137	-	459,904
譲渡性預金	408,724	-	-	-	-	-	-	408,724
その他の	-	-	3,482	-	5,806	59,973	24,839	94,102
合 計	1,323,112	1,605,828	3,206,065	2,458,376	2,919,868	12,969,027	7,617,011	32,099,290

(注)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

住友生命保険相互会社

(2) 業種別株式保有の状況

(単位:百万円、%)

区 分		2024年度末		2025年度末	
		金 額	占率	金 額	占率
水 産 ・ 農 林 業		373	0.0	483	0.0
鉱 業		148	0.0	1,262	0.0
建 設 業		115,462	3.6	141,746	3.5
製 造 業	食 料 品	100,799	3.1	99,163	2.5
	織 綃 製 品	11,760	0.4	11,014	0.3
	パ ル プ ・ 紙	6,771	0.2	10,209	0.3
	化 学	179,318	5.6	202,405	5.0
	医 薬 品	242,196	7.5	324,923	8.0
	石 油 ・ 石 炭 製 品	10,518	0.3	16,944	0.4
	ゴ ム 製 品	20,432	0.6	17,602	0.4
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	43,483	1.4	66,183	1.6
	鉄 鋼	31,158	1.0	27,592	0.7
	非 鉄 金 属	86,368	2.7	224,671	5.6
	金 属 製 品	13,808	0.4	13,674	0.3
	機 械	202,976	6.3	229,491	5.7
	電 気 機 器	440,171	13.7	588,844	14.6
	輸 送 用 機 器	110,077	3.4	93,246	2.3
	精 密 機 器	20,352	0.6	27,804	0.7
	そ の 他 製 品	67,382	2.1	60,244	1.5
電 気 ・ ガ ス 業		43,743	1.4	73,953	1.8
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	161,041	5.0	191,665	4.7
	海 運 業	24,415	0.8	22,837	0.6
	空 運 業	3,253	0.1	3,306	0.1
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業	14,403	0.4	21,566	0.5
	情 報 ・ 通 信 業	105,040	3.3	77,044	1.9
商 業	卸 売 業	300,227	9.3	471,665	11.7
	小 売 業	46,757	1.5	52,698	1.3
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	362,197	11.3	514,278	12.7
	証 券 ・ 商 品 先 物 取 引 業	19,308	0.6	21,746	0.5
	保 険 業	275,745	8.6	273,834	6.8
	そ の 他 金 融 業	35,994	1.1	32,408	0.8
不 動 産 業		55,410	1.7	71,548	1.8
サ ー ビ ス 業		63,978	2.0	54,493	1.3
合 計		3,215,077	100.0	4,040,557	100.0

(注)業種区分は、「証券コード協議会」の「業種区分項目」に準拠しています。

住友生命保険相互会社

b. 貸付金関係

(1) 貸付金明細表

(単位：百万円)		
区 分	2024年度末	2025年度末
保 険 約 款 貸 付	218,059	210,661
契 約 者 貸 付	200,033	193,466
保 険 料 振 替 貸 付	18,025	17,195
一 般 貸 付	1,851,393	1,849,729
(うち非居住者貸付)	(153,105)	(165,575)
企 業 貸 付	1,844,584	1,815,051
(うち国内企業向け)	(1,691,479)	(1,649,476)
国・国際機関・政府関係機関貸付	334	392
公共団体・公企業貸付	5,353	33,380
住 宅 ロ ー ン	1,117	901
消 費 者 ロ ー ン	3	4
そ の 他	-	-
合 計	2,069,452	2,060,390

(2) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

(単位：件、百万円、%)					
区 分		2024年度末		2025年度末	
			占率		占率
大 企 業	貸付先数	162	72.0	153	71.8
	金 額	1,484,689	87.8	1,451,769	88.0
中 堅 企 業	貸付先数	-	-	-	-
	金 額	-	-	-	-
中 小 企 業	貸付先数	63	28.0	60	28.2
	金 額	206,790	12.2	197,706	12.0
国内企業向け 貸 付 計	貸付先数	225	100.0	213	100.0
	金 額	1,691,479	100.0	1,649,476	100.0

(注)1. 規模の区分は業種により以下のとおり定義しています。

業 種	①②の②、③、④を 除く企業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
大 企 業	常用人 300人以上 かつ	資本金 10億円以上	常用人 50人以上 かつ	資本金 10億円以上	常用人 100人以上 かつ	資本金 10億円以上	常用人 100人以上 かつ	資本金 10億円以上
中 堅 企 業		資本金3億円超 10億円未満		資本金5千万円超 10億円未満		資本金5千万円超 10億円未満		資本金1億円超 10億円未満
中 小 企 業	資本金3億円以下または 常用人300人以下		資本金5千万円以下または 常用人50人以下		資本金5千万円以下または 常用人100人以下		資本金1億円以下または 常用人100人以下	

2. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の重複者数をいい、貸付件数ではありません。
3. 従業員数及び資本金額は、資料作成時点で当社が把握しているものによります。
4. サービス業は、「物品貸貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療・福祉」、及び「その他のサービス」で構成されます。
5. 規模の区分は、日本銀行の「貸出先別貸出金（業種別、設備資金新規貸出）」の規模区分に準拠しています。

住友生命保険相互会社

(3) 貸付金残存期間別残高

<2024年度末>

(単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
変 動 金 利	62,951	56,191	13,678	74,900	6,224	100,628	80,000	394,574
固 定 金 利	118,772	221,511	138,176	161,956	272,932	543,468	-	1,456,818
一般貸付計	181,723	277,703	151,855	236,856	279,157	644,097	80,000	1,851,393

<2025年度末>

(単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
変 動 金 利	65,754	64,139	76,526	8,139	7,165	95,065	110,000	426,789
固 定 金 利	111,969	174,684	155,259	214,552	209,088	557,385	-	1,422,939
一般貸付計	177,723	238,824	231,785	222,691	216,253	652,450	110,000	1,849,729

住友生命保険相互会社

(4) 貸付金業種別内訳

区 分		2024年度末		2025年度末	
		金 額	占率	金 額	占率
製 造 業		148,957	8.0	135,123	7.3
	食 料	8,575	0.6	7,398	0.4
	織 物	900	0.0	800	0.0
	木 材 ・ 木 製 品	100	0.0	100	0.0
	パ ル プ ・ 紙	18,350	1.0	19,540	1.1
	印 刷	-	-	-	-
	化 学	25,538	1.4	22,811	1.2
	石 油 ・ 石 炭	26,800	1.4	16,800	0.9
	薬 業 ・ 土 石	11,007	0.6	11,268	0.6
	鉄 鋼	11,100	0.6	10,900	0.6
	非 鉄 金 属	5,050	0.3	5,150	0.3
	金 属 製 品	-	-	-	-
	はん用・生産用・業務用機械	13,888	0.7	13,758	0.7
	電 気 機 械	11,835	0.6	11,253	0.6
	輸 送 用 機 械	14,785	0.8	14,745	0.8
	そ の 他 の 製 造 業	1,000	0.1	800	0.0
国 内 向 け	農 業 ・ 林 業	-	-	-	-
	漁 業	-	-	-	-
	鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業	-	-	-	-
	建 設	11,944	0.6	20,256	1.1
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	283,470	15.3	290,299	15.7
	情 報 通 信 業	22,500	1.2	8,750	0.4
	運 輸 業 ・ 郵 便 業	174,117	9.4	175,006	9.5
	卸 売 業	332,800	18.0	339,800	18.4
	小 売 業	5,045	0.3	4,701	0.3
	金 融 業 ・ 保 険 業	424,599	22.9	427,804	23.1
	不 動 産 業	188,387	10.2	195,039	10.5
	物 品 賃 貸 業	97,342	5.3	80,455	4.4
	学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サービス 業	-	-	-	-
	宿 泊 業	-	-	-	-
	飲 食 業	-	-	-	-
	生 活 関 連 サービス 業 ・ 娯 楽 業	-	-	-	-
	教 育 ・ 学 習 支 援 業	-	-	-	-
	医 療 ・ 福 祉	-	-	-	-
	そ の 他 の サ ー ビ ス	8,000	0.4	8,000	0.4
	地 方 公 共 団 体	-	-	-	-
	個 人（住 宅 ・ 消 費 ・ 納 税 資 金 等）	1,121	0.1	905	0.0
合 計		1,698,288	91.7	1,684,154	91.0
海 外 向 け	政 府	-	-	-	-
	金 融 機 関	163,105	8.3	180,875	8.7
	商 工 業 等	-	-	4,700	0.3
合 計		163,105	8.3	185,575	9.0
一 般 貸 付 計		1,861,393	100.0	1,869,729	100.0

(注)区内向けの区分は、日本銀行の「貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)」の業種分類に準拠しています。

住友生命保険相互会社

(5) 貸付金担保別内訳

(単位:百万円、%)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
担 保 貸 付	6,645	0.4	3,346	0.2
有 価 証 券 担 保 貸 付	-	-	-	-
不動産・動産・財団担保貸付	6,645	0.4	3,346	0.2
指名債権担保貸付	-	-	-	-
保 証 貸 付	9,695	0.5	9,305	0.5
信 用 貸 付	1,833,930	99.1	1,836,171	99.3
そ の 他	1,121	0.1	905	0.0
一 般 貸 付 計	1,851,393	100.0	1,849,729	100.0
うち劣後特約付貸付	208,300	11.3	233,300	12.6

住友生命保険相互会社

c. 海外投融資の状況

(1) 資産別明細

ア. 外貨建資産

(単位: 百万円、%)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
公 社 債	6,757,018	50.6	7,248,843	50.2
株 式 等	3,130,136	23.4	3,644,289	25.2
現 預 金・その他	597,364	4.5	640,672	4.4
外 貨 建 資 産 計	10,484,519	78.5	11,533,805	79.8

イ. 円貨額が確定した外貨建資産

(単位: 百万円、%)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
貸 付 金	199,346	1.5	162,975	1.1
公 社 債	-	-	349,561	2.4
現 預 金・その他	3,207	0.0	2,126	0.0
円 貨 額 が 確 定 し た 外 貨 建 資 産 計	202,554	1.5	514,663	3.6

ウ. 円貨建資産

(単位: 百万円、%)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
公 社 債	2,239,912	16.8	1,913,024	13.2
株 式 等	307,178	2.3	369,278	2.6
そ の 他	129,326	1.0	114,758	0.8
円 貨 建 資 産 計	2,676,417	20.0	2,397,061	16.6

エ. 合計

(単位: 百万円、%)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
海 外 投 融 資	13,363,490	100.0	14,445,530	100.0

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の質借対照表価額としているものです。

住友生命保険相互会社

(2) 海外投融資の地域別構成

(単位:百万円,%)

区 分	2024年度末				2025年度末			
	外国証券	公社債	株式等	非居住者貸付	外国証券	公社債	株式等	非居住者貸付
北 米	金額 5,175,391 占率 43.1	4,292,338 49.1	882,472 27.0	153,105 100.0	5,952,994 45.4	4,076,122 50.3	1,276,872 53.3	165,675 100.0
ヨーロッパ	金額 2,409,353 占率 20.1	2,114,755 24.2	293,601 9.0	-	2,857,136 21.8	2,407,094 25.9	450,041 12.0	-
オセアニア	金額 547,829 占率 4.6	547,829 6.3	-	-	728,809 5.6	728,809 7.8	-	-
ア ジ ア	金額 593,170 占率 4.9	37,718 0.4	545,452 19.7	-	594,806 4.5	41,126 0.4	553,680 14.4	-
中 南 米	金額 3,110,091 占率 25.9	1,594,687 17.9	1,515,404 47.3	-	2,677,663 20.4	1,131,931 12.2	1,545,732 40.3	-
中 東	金額 - 占率 -	-	-	-	-	-	-	-
アフリカ	金額 - 占率 -	-	-	-	-	-	-	-
国際機関	金額 189,758 占率 1.6	189,758 2.1	-	-	302,513 2.3	302,513 3.3	-	-
合 計	金額 12,011,594 占率 100.0	9,744,574 100.0	3,266,929 100.0	153,105 100.0	13,123,924 100.0	9,287,687 100.0	3,836,236 100.0	165,675 100.0

(注)本表は発行会社の国籍に基づき作成されています。

(3) 外貨建資産の通貨別構成

(単位:百万円,%)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
米 ド ル	8,322,887	79.4	8,532,722	74.0
ユ ー ロ	786,198	7.5	1,376,247	11.9
豪 ド ル	643,440	6.1	842,502	7.3
シンガポールドル	462,679	4.4	455,127	4.0
メキシコペソ	59,705	0.6	161,369	1.4
中 国 元	53,869	0.5	60,174	0.5
ベトナムドン	42,799	0.4	42,801	0.4
ニュージーランドドル	90,807	0.9	25,783	0.2
インドネシアルピア	15,724	0.1	15,723	0.1
英 ポ ン ド	4,702	0.0	9,228	0.1
そ の 他	1,703	0.0	2,126	0.0
合 計	10,484,519	100.0	11,533,805	100.0

住友生命保険相互会社

2. 個人変額保険・変額個人年金保険 特別勘定

a. 売買目的有価証券の評価損益

(1) 個人変額保険

(単位：百万円)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益
売買目的有価証券	56,627	11,550	60,745	16,448

(2) 変額個人年金保険

(単位：百万円)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益
売買目的有価証券	27,978	402	25,893	1,686

b. 金銭の信託の時価情報

個人変額保険、変額個人年金保険ともに残高がないため、記載していません。

住友生命保険相互会社

c. デリバティブ取引の時価情報

(1) 個人変額保険

(株式関連)

(単位：百万円)

区分	種 類	2024年度末			2025年度末		
		契約額等	うち1年経	時価	契約額等	うち1年経	時価
取引所	株価指数先物	-	-	-	-	-	-
	売却	-	-	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-	-	-
合 計		-	-	-	-	-	-

(通貨関連)

(単位：百万円)

区分	種 類	2024年度末			2025年度末		
		契約額等	うち1年経	時価	契約額等	うち1年経	時価
店頭	為替予約	-	-	-	-	-	-
	売却	14	-	0	0	-	-
	(買 F/A)	-	-	-	-	-	-
	(売 F/A)	-	-	-	-	-	-
	買建	14	-	0	0	-	-
	(買 F/A)	15	-	△0	△0	-	-
	(売 F/A)	15	-	△0	△0	-	-
	(買 F/A)	-	-	-	-	-	-
合 計		-	-	0	-	-	-

(注) 外貨建金銭債権債務等に為替予約が付されていることにより、決算時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

住友生命保険相互会社

(2) 変額個人年金保険

(株式関連)					(単位：百万円)					
区分	種 類	2024年度末			2025年度末					
		契約額等		時価	差損益	契約額等			時価	差損益
		うち1年超				うち1年超				
取引所	株価指数先物									
	売建	-	-	-	-	-	-	-	-	
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計										

(通貨関連)				(単位：百万円)					
区 分	種 類	2024年度末			2025年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店 頭	為替予約								
	売建	-	-	-	-	-	-	-	-
	(米ドル)	-	-	-	-	-	-	-	-
	(ユーロ)	-	-	-	-	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-
	(米ドル)	-	-	-	-	-	-	-	-
	(ユーロ)	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計									

(注)外貨建金融債権債務等に為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金融債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

住友生命保険相互会社

3. 会社計

a. 資産の構成（会社計）

(1) 資産の構成

（単位：百万円、％）

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
現預金・コールローン	2,054,412	5.6	1,760,144	4.7
買入金銭債権	550,257	1.5	549,312	1.5
金銭の信託	62,022	0.2	94,102	0.2
有価証券	30,338,695	82.6	31,817,336	84.5
公 社 債	14,209,517	38.7	13,704,654	36.4
株 式	3,356,408	9.1	4,222,859	11.2
外 国 証 券	12,282,344	33.4	13,414,000	35.6
公 社 債	8,836,300	24.1	9,373,906	24.9
株 式 等	3,446,043	9.4	4,040,093	10.7
その他の証券	490,425	1.3	475,821	1.3
貸付金	2,069,452	5.6	2,060,390	5.5
保険約款貸付	218,059	0.6	210,661	0.6
一般貸付	1,851,393	5.0	1,849,729	4.9
不動産	644,133	1.8	635,342	1.7
うち投資用	480,382	1.3	473,725	1.3
繰延税金資産	356,340	1.0	92,781	0.2
その他の他	648,088	1.8	647,481	1.7
貸倒引当金	△906	△0.0	△869	△0.0
会 社 計	36,722,496	100.0	37,656,023	100.0
うち外貨建資産	10,783,355	29.4	11,840,967	31.4

（注）「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

(2) 資産の増減

（単位：百万円）

区 分	2024年度	2025年度
	金 額	金 額
現預金・コールローン	479,455	△294,268
買入金銭債権	70,852	△945
金銭の信託	37,677	32,080
有価証券	△2,132,690	1,478,640
公 社 債	△409,696	△504,863
株 式	△92,981	866,451
外 国 証 券	△1,576,498	1,131,655
公 社 債	△1,273,824	537,605
株 式 等	△302,674	594,049
その他の証券	△53,513	△14,603
貸付金	△95,057	△9,061
保険約款貸付	△8,716	△7,398
一般貸付	△86,341	△1,663
不動産	565	△8,790
うち投資用	11,675	△6,657
繰延税金資産	148,032	△263,558
その他の他	12,762	△507
貸倒引当金	△102	37
会 社 計	△1,478,504	933,526
うち外貨建資産	△1,612,193	1,057,612

（注）「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

住友生命保険相互会社

b. 有価証券の時価情報（会社計）

(1) 売買目的有価証券の評価損益

（単位：百万円）

区 分	2024年度末		2023年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	694,231	△56,122	774,880	47,063

(注) 本表には、金融の信託等の売買目的有価証券を含んでいます。

(2) 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外）

（単位：百万円）

区 分	2024年度末					2023年度末				
	帳簿価額	時価	評価益	評価損	評価損	帳簿価額	時価	評価益	評価損	評価損
短期保有目的の債券	1,659,693	1,856,870	3,076	104,174	△101,098	1,989,187	1,828,762	△162,394	81,107	△223,901
責任準備金対応債券	13,640,980	12,816,183	△1,324,696	393,388	△1,417,998	13,629,383	11,428,785	△2,203,597	46,928	△2,250,536
子会社・関連会社株式	43,459	51,681	8,292	8,292	-	43,359	82,729	39,370	39,370	-
その他の有価証券	12,007,747	13,080,871	1,073,123	1,988,643	△913,318	12,027,079	14,396,179	2,369,099	3,158,966	△745,687
公 社 債	2,268,686	1,815,847	△452,838	2,066	△454,904	2,053,728	1,680,669	△383,058	1,027	△384,083
株 式	1,274,189	3,006,904	1,634,784	1,687,123	△32,338	1,286,981	3,896,741	2,609,759	2,583,790	△23,931
外 国 証 券	7,269,431	7,136,696	△132,735	288,393	△399,149	7,636,727	7,787,489	150,761	458,115	△307,354
公 社 債	5,415,443	5,254,397	△161,044	95,734	△257,788	5,645,829	5,525,894	△119,944	218,725	△338,669
株 式 等	1,854,009	1,882,298	28,288	199,865	△141,380	2,090,898	2,231,604	140,706	229,290	△98,584
その他の証券	287,547	306,600	38,088	90,801	△12,812	220,206	272,949	52,443	56,948	△4,505
買入金融資産	468,892	454,938	△13,953	287	△14,213	480,538	489,904	△20,633	94	△20,718
譲渡性預金	359,000	358,799	△200	-	△200	409,000	408,724	△276	-	△276
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	27,747,681	27,607,875	△140,106	2,262,207	△2,492,413	27,686,949	27,731,428	42,477	3,287,263	△3,214,956
公 社 債	14,474,964	12,906,521	△1,318,452	264,223	△1,772,675	13,870,454	11,480,691	△2,389,762	44,829	△2,434,602
株 式	1,274,843	3,009,747	1,634,903	1,687,242	△32,338	1,287,455	3,897,263	2,609,808	2,583,826	△23,931
外 国 証 券	10,802,413	10,521,924	△280,489	279,393	△560,472	11,441,295	11,272,092	△169,202	561,871	△730,872
公 社 債	8,906,618	8,588,666	△317,953	202,540	△619,092	9,307,611	8,968,381	△349,230	282,989	△632,189
株 式 等	1,898,798	1,930,267	38,562	177,942	△141,380	2,139,883	2,213,711	180,027	278,711	△98,684
その他の証券	287,547	306,600	38,088	90,801	△12,812	220,206	272,949	52,443	56,948	△4,505
買入金融資産	468,892	454,938	△13,953	287	△14,213	480,538	489,904	△20,633	94	△20,718
譲渡性預金	359,000	358,799	△200	-	△200	409,000	408,724	△276	-	△276
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

2. 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区 分	2024年度末	2023年度末
子会社・関連会社株式	1,300,067	1,453,691
その他の有価証券	316,482	376,553
内 国 株 式	21,614	21,156
外 国 株 式	34,558	34,558
そ の 他	260,308	320,837
合 計	1,616,550	1,830,244

住友生命保険相互会社

c. 金銭の信託の時価情報（会社計）

区 分	2024年度末					2025年度末				
	貸借対照表計上額	時価	増減益	繰延		貸借対照表計上額	時価	増減益	繰延	
				繰上	繰下				繰上	繰下
金 銭 の 信 託	62,022	62,022	-	-	-	94,102	94,102	-	-	-

(注)時価相当額の算定は、取引金融機関が合理的に算定した価格によっています。

・ 運用目的の金銭の信託

区 分	2024年度末		2025年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
運 用 目 的 の 金 銭 の 信 託	62,022	△933	94,102	△279

・ 運用目的以外の金銭の信託

2024年度末、2025年度末ともに残高がないため、記載していません。

d. デリバティブ取引の時価情報（会社計）

【定性的情報】

(1) 取引の内容

当社では、資産運用方針および運用する資金特性に応じて、以下のデリバティブ取引を活用しています。

	取引所取引	店頭取引
金利派生商品		金利スワップ、金利スワップション
為替派生商品	—	為替予約、通貨スワップ、通貨オプション
株式派生商品	株価指数先物、株価指数オプション	個別株オプション、株価指数オプション、 株価指数先渡
債券派生商品	債券先物、債券先物オプション	債券現物オプション
その他	—	マルチ・アセット指数オプション

(2) 取組方針

当社では、主に保有する資産または負債の価値が変動するリスクを回避する目的で、デリバティブ取引を活用しています。

また、運用する資金特性にそぐわないデリバティブ取引（例えば、原資産の価格変動に対する当該取引時価の変動率が大きいレバレッジの高い取引等）は行わないこととしています。

(3) 利用目的

当社では、外貨建資産に係る為替リスク等の回避を目的としたヘッジ取引、もしくはリスクを一定範囲内に限定したデリバティブ取引を行っています。

なお、ヘッジ会計の適用要件を満たすヘッジ取引については、ヘッジ会計を適用しています。

(4) リスクの内容

当社が利用しているデリバティブ取引には、現物資産と同様に、市場リスクと信用リスクがあります。

ア. 市場リスク

金利、株価、為替等の市場の変動およびキャッシュフローの変動によって保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。

イ. 信用リスク

与信先の信用状態の変化により保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。（デリバティブ取引の取引相手先のデフォルト（債務不履行）により、保有するポジションから期待する経済効果を得られないリスクを含みます。）

(5) リスク管理体制

ア. リスク管理の基本方針

保有する資産または負債に対して効果的にデリバティブ取引が活用されているか、また、投資案件ごとに設定した運用方針、運用ルール、報告体制が遵守されているか等を定期的に確認することで、リスクの顕在化を未然に防止することをリスク管理の基本としています。

住友生命保険相互会社

イ、リスク管理部署

収益部門から独立した資産運用リスク管理部署が、デリバティブ取引のリスク状況を株式、債券等原資産と合わせて管理しています。

ウ、リスク管理規定

「資産運用リスク管理方針」および「資産運用リスク管理規程」において、デリバティブ取引についての利用目的、取組対象、およびリスク管理体制等を規定しています。また、資産運用部門の細則等において、各部それぞれの役割に応じた具体的な取組みを規定しています。

エ、リスク管理

ヘッジ取引を行う場合は、ヘッジ対象である原資産とヘッジ手段としてのデリバティブ取引を合わせてリスクを定量的に把握・分析・管理しています。

ヘッジ取引に該当しない取引を行う場合は、取引限度額、許容リスク量を設定するとともにロス・カット・ルールを策定し、ポジション状況、リスク状況および損益状況を管理しています。

(6) 定量的情報に関する補足説明

ア、デリバティブ取引に関わる信用リスクの状況

債権債務の関係が法的に相殺可能である契約については、取引相手先が当社に対して有する与信額を考慮したネットベースのカレント・エクスポージャー方式で信用リスク相当額を算出しています。

(単位：億円)

	契約金額・想定元本額		信用リスク相当額	
	2025年3月末	2026年3月末	2025年3月末	2026年3月末
金利スワップ				
金利スワップション(買建)	1,121	1,199	163	133
為替予約	62,896	52,239	1,591	1,146
通貨スワップ				
通貨オプション(買建)	14,350	14,119	1,584	2,496
株式オプション(買建)				
株価指数先渡	5,999	2,000	441	120
マルチ・アセット指数オプション(買建)	2,514	3,219	264	400
合 計			2,161	2,326

(注1) 契約金額・想定元本額は、取引を執行する際の計算基礎として位置付けられているものであり、リスク量を表す指標ではありません。

(注2) 取引種別別の信用リスク相当額は、取引相手先が当社に対して有する与信額を考慮しないクロスベースのカレント・エクスポージャー方式で算出しており、合計(ネットベースのカレント・エクスポージャー方式にて算出)とは一致しません。

イ、差損益に関する補足説明

ヘッジ取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を明確にした上で取り組んでおり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の損益を単独で認識するのではなく、ヘッジ対象としての資産・負債の損益と台算して認識する必要があります。

したがって、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体として管理することで、為替変動リスク、金利変動リスク等が減殺されている効果を確認しています。

住友生命保険相互会社

【定量的情報】

(1) 差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）（会社計）

(単位：百万円)

区 分	2024年度末						2025年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計
ヘッジ会計適用分	△47,068	18,932	-	-	-	△28,136	△103,597	△216,432	-	-	-	△219,029
ヘッジ会計非適用分	-	△33,188	△3,912	△270	△4,232	△41,621	-	△48,223	△3,966	△984	△413	△48,743
合 計	△47,068	△14,883	△3,912	△270	△4,232	△13,485	△103,597	△168,255	△3,966	△984	△413	△167,762

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

なお時価ヘッジ適用分の差損益は、2024年度末満貨開源 △7,357百万円、2025年度末満貨開源 △259,347百万円となっています。

(2) 金利関連（会社計）

（ヘッジ会計が適用されていないもの）

2024年度末、2025年度末ともに残高がないため、記載していません。

（ヘッジ会計が適用されているもの）

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ対象	2024年度末			2025年度末		
			契約額等		時価	契約額等		時価
			うち1年以内			うち1年以内		
繰延ヘッジ	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	貸付金	5,000	5,000	△145	5,000	5,000	△343
	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	保険負債	375,000	375,000	△62,836	375,000	375,000	△115,913
特別処理	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	貸付金	700	700	△24	700	700	△42
	固定金利支払／変動金利受取		112,140	112,140	15,137	119,910	119,910	12,712
合 計					△47,668			△103,597

住友生命保険相互会社

(3) 通貨関連（会社計）

（ヘッジ会計が適用されていないもの）

（単位：百万円）

区分	種 別	2024年度末				2025年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店頭	為替予約								
	売建	1,280,382	118,997	△29,762	△29,762	899,258	-	△68,963	△68,963
	(米ドル)	1,109,847	118,997	△30,344	△30,344	874,748	-	△63,360	△63,360
	買建	991,146	125,999	1,752	1,752	535,959	-	29,476	29,476
	(米ドル)	884,161	125,999	1,962	1,962	477,911	-	29,773	29,773
	通貨オプション								
	買建								
	プット	797,600	260,000			292,500	-		
	(米ドル)	(7,385)		4,583	△2,822	(3,786)		-	△3,786
	(メキシコペソ)	760,000	260,000			280,000	-		
店頭	通貨スワップ								
	(米ドル)	5,198	5,198	△2,353	△2,353	5,156	5,156	△2,950	△2,950
		5,198	5,198	△2,353	△2,353	5,156	5,156	△2,950	△2,950
	合 計				△32,185				△65,223

(注)1. ()内には、オプション料を記載しています。

2. 差損益欄には、為替予約については時価を記載し、

オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

（ヘッジ会計が適用されているもの）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	種 別	主なヘッジ対象	2024年度末			2025年度末		
			契約額等		時価	契約額等		時価
				うち1年超			うち1年超	
時価ヘッジ	為替予約							
	売建		4,017,144	523,723	△7,387	2,878,690	741,484	△256,347
	(米ドル)	外貨融資	2,165,243	523,723	△1,957	2,551,414	741,484	△192,405
繰延ヘッジ	通貨スワップ							
	(米ドル)	外貨融資	35,351	26,328	△13,235	26,328	11,025	△12,987
			35,351	26,328	△13,235	26,328	11,025	△12,987
振当処理	通貨スワップ							
	(米ドル)	外貨融資	199,346	162,975	△16,727	512,537	512,537	△115,642
			199,346	162,975	△16,727	512,537	512,537	△115,642
振当処理	通貨スワップ							
	(米ドル)	外貨融資	297,695	297,695	96,442	575,455	575,455	169,545
			297,695	297,695	96,442	575,455	575,455	169,545
合 計					19,692			△215,432

住友生命保険相互会社

(4) 株式関連（会社計）

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位：百万円)

区分	種 類	2024年度末				2025年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
取引所	株価指数先物								
	売建	7,062	-	△24	△24	9,423	-	347	347
	買建	100,365	-	△1,528	△1,528	27,295	-	△679	△679
店頭	株価指数オプション								
	買建	599,993	200,000			200,000	-		
	プット	(6,763)		4,107	△2,656	(3,735)		-	△3,735
合 計					△2,912				△3,999

(注)1. ()内には、オプション料を記載しています。
 2. 差損益欄には、先物取引については時価を記載し、
 オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

2024年度末、2025年度末ともに残高がないため、記載していません。

(5) 債券関連（会社計）

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位：百万円)

区分	種 類	2024年度末				2025年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
取引所	債券先物								
	買建	26,965	-	△270	△270	55,217	-	△954	△954
合 計					△270				△954

(注)差損益欄には、時価を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

2024年度末、2025年度末ともに残高がないため、記載していません。

(6) その他（会社計）

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位：百万円)

区分	種 類	2024年度末				2025年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店頭	マルチ・アセット指数オプション								
	売建	69,801	-			87,943	-		
	コール	(116)		20	96	(91)		126	△34
	買建	261,465	-			263,290	-		
	コール	(5,903)		1,274	△4,629	(5,434)		7,672	2,447
合 計					△4,533				2,413

(注)1. ()内には、オプション料を記載しています。
 2. 差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

2024年度末、2025年度末ともに残高がないため、記載していません。

住友生命保険相互会社

あなたの未来を強くする



NEWS RELEASE

2026 年 8 月 7 日

住友生命保険相互会社

2026 年度第 1 四半期報告

住友生命保険相互会社（取締役 代表執行役社長 高田 幸徳）の 2026 年度第 1 四半期（4 月 1 日～6 月 30 日）の業績をお知らせします。

<目 次>

1. 主要業績	1 頁
2. 資産運用の実績（一般勘定）	3 頁
3. 四半期貸借対照表	6 頁
4. 四半期損益計算書	7 頁
5. 経常利益等の明細（基礎利益）	9 頁
6. 特別勘定の状況	10 頁
7. 保険会社及びその子会社等の状況	11 頁

以 上



1. 主要業績

a. 年換算保険料

(1) 保有契約

（単位：億円、％）

区 分	2025年度末	2026年度 第1四半期会計期間末	
			前年度末比
個 人 保 険	14,705	14,746	100.3
個 人 年 金 保 険	7,592	7,534	99.2
合 計	22,297	22,281	99.9
うち生前給付保障＋医療保障等	5,663	5,665	100.0
うち生前給付保障	1,925	1,923	99.9
うち医療保障	3,678	3,682	100.1

(2) 新契約＋転換純増

（単位：億円、％）

区 分	2025年度 第1四半期累計期間	2026年度 第1四半期累計期間	
			前年同期比
個 人 保 険	165	259	156.6
個 人 年 金 保 険	38	37	97.1
合 計	204	297	145.3
うち生前給付保障＋医療保障等	75	62	83.1
うち生前給付保障	24	18	77.4
うち医療保障	50	43	85.8

(ご参考) 解約＋失効

（単位：億円、％）

区 分	2025年度 第1四半期累計期間	2026年度 第1四半期累計期間	
			前年同期比
個 人 保 険 ＋ 個 人 年 金 保 険	159	182	114.3

- (注)1. 年換算保険料は、1区あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額等）を計上しています。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、喪失不能・介護給付、認知症給付、特定疾病給付、重症慢性疾患給付、特定重症生活習慣病給付及び保険料の払込みと免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

住友生命保険相互会社

b. 保有契約高及び新契約高

(1) 保有契約高

(単位：千件、億円、%)

区 分	2025年度末		2026年度 第1四半期累計期間末			
	件 数	金 額	件 数	前年度末比	金 額	前年度末比
個 人 保 険	7,878	444,984	7,897	100.2	442,381	99.4
個人年金保険	2,883	133,273	2,852	98.9	131,748	98.9
個人保険＋ 個人年金保険	10,762	578,258	10,749	99.9	574,129	99.3
団 体 保 険	-	325,036	-	-	325,574	100.2
団体年金保険	-	27,795	-	-	28,254	101.6

(注)1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時ににおける年金原簿と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

3. 団体3大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の保有契約高には計上しておりません。

団体3大疾病保障保険の保有契約の3大疾病保険金額は、2025年度末 4,555億円、2026年度第1四半期累計期間末 4,350億円です。

(2) 新契約高

(単位：千件、億円、%)

区 分	2025年度 第1四半期累計期間				2026年度 第1四半期累計期間					
	件 数	金 額	新契約	転換による純増加	件 数	前年同期比	金 額	前年同期比	新契約	転換による純増加
個 人 保 険	180	1,656	3,316	△1,660	203	113.0	3,627	219.0	4,682	△1,054
個人年金保険	14	574	591	△16	12	90.9	573	99.8	588	△14
個人保険＋ 個人年金保険	194	2,231	3,908	△1,677	215	111.4	4,201	188.3	5,270	△1,069
団 体 保 険	-	78	78	-	-	-	153	196.6	153	-
団体年金保険	-	0	0	-	-	-	1	10835.9	1	-

(注)1. 件数は、新契約に転換後契約及び保障一括見直し後契約を加えた数値です。

2. 転換による純増加には、保障一括見直しによる純増加の金額を含んでいます。

3. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は、年金支払開始期における年金原簿です。

4. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。

5. 団体3大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の新契約高には計上しておりません。

団体3大疾病保障保険の新契約の3大疾病保障金額は、2025年度第1四半期累計期間 70億円、2026年度第1四半期累計期間 125億円です。

c. 基礎利益

(単位：億円、%)

区 分	2025年度 第1四半期累計期間	2026年度 第1四半期累計期間	前年同期比
	603	1,007	167.1
基 礎 利 益			

住友生命保険相互会社

2. 資産運用の実績（一般勘定）

a. 資産の構成

（単位：百万円、％）

区 分	2025年度末		2026年度 第1四半期会計期間末	
	金 額	占率	金 額	占率
現預金・コールローン	1,753,481	4.7	1,694,957	4.5
買入金銭債権	549,312	1.5	637,678	1.7
金銭の信託	94,102	0.3	101,058	0.3
有価証券	31,136,559	84.3	32,171,051	84.8
公 社 債	13,517,397	36.6	13,510,896	35.6
株 式	4,040,557	10.9	4,540,197	12.0
外 国 証 券	13,123,924	35.5	13,615,570	35.9
公 社 債	9,287,667	25.1	9,391,878	24.8
株 式 等	3,836,256	10.4	4,223,692	11.1
その他の証券	454,679	1.2	504,386	1.3
貸付金	2,060,390	5.6	2,036,685	5.4
保険約款貸付	210,661	0.6	207,691	0.5
一般貸付	1,849,729	5.0	1,828,994	4.8
不動産	635,342	1.7	630,503	1.7
うち投資用	473,725	1.3	469,904	1.2
繰延税金資産	92,781	0.3	—	—
その他の	614,891	1.7	651,730	1.7
貸倒引当金	△869	△0.0	△788	△0.0
一般勘定計	36,935,992	100.0	37,922,877	100.0
うち外貨建資産	11,533,805	31.2	12,050,595	31.8

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を会計した金額を計上しています。

住友生命保険相互会社

b. 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外）

(単位：百万円)

区 分	2025年度末					2026年度 第1四半期会計期間末				
	帳簿価額	時価	差額益	差額		帳簿価額	時価	差額益	差額	
				増益	減損				増益	減損
満期保有目的の債券	1,989,187	1,626,782	△162,394	61,127	△223,521	2,062,929	1,639,046	△223,883	47,624	△266,007
責任準備金対応債券	18,629,363	11,429,736	△2,299,587	48,998	△2,348,585	19,693,738	11,343,367	△2,348,850	43,618	△2,392,468
子会社・関連会社株式	43,359	63,729	20,370	20,370	-	43,359	66,093	22,734	22,734	-
その他の有価証券	12,027,079	14,396,179	2,369,099	3,109,986	△740,887	12,445,022	15,374,224	2,929,191	3,620,478	△691,284
公 社 債	2,019,725	1,660,689	△359,036	1,627	△360,663	1,939,518	1,804,729	△134,789	1,081	△136,470
株 式	1,268,681	3,638,741	2,369,859	2,699,790	△329,931	1,385,108	4,836,387	2,966,278	2,994,080	△17,771
外国証券	7,638,727	7,757,499	120,781	489,115	△337,334	7,855,916	8,148,046	292,629	871,290	△208,760
公 社 債	6,646,629	6,629,896	△16,964	218,728	△235,692	6,699,149	6,640,392	31,243	249,148	△217,904
株 式 等	2,092,098	2,328,603	145,708	239,386	△93,678	2,276,868	2,808,283	232,388	232,243	△10,866
その他の証券	220,109	272,649	52,443	89,945	△4,406	237,918	328,363	88,435	72,305	△14,869
買入金銭債権	469,638	469,936	△29,633	94	△29,718	572,480	549,520	△22,959	48	△22,989
譲渡性預金	409,000	409,734	△275	-	△275	499,000	498,378	△622	-	△622
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	27,689,949	27,731,428	42,477	3,287,383	△3,214,906	28,239,110	28,624,101	387,991	3,721,763	△3,343,761
公 社 債	18,878,484	11,440,691	△2,389,782	44,839	△2,434,621	19,835,761	11,307,292	△2,528,470	38,873	△2,566,944
株 式	1,287,455	2,697,283	2,699,908	2,699,939	△23,931	1,385,682	4,337,121	2,966,438	2,994,210	△17,771
外国証券	11,441,295	11,272,692	△169,202	681,871	△789,873	11,780,287	11,895,239	△165,048	645,815	△789,883
公 社 債	9,805,611	6,669,381	△349,230	282,939	△632,169	9,382,636	6,621,625	△339,009	300,988	△640,007
株 式 等	2,133,683	2,313,711	180,027	278,711	△95,684	2,419,651	2,673,613	253,960	244,816	△90,856
その他の証券	220,109	272,649	52,443	89,945	△4,406	237,918	328,363	88,435	72,305	△14,869
買入金銭債権	469,638	469,936	△29,633	94	△29,718	572,480	549,520	△22,959	48	△22,989
譲渡性預金	409,000	409,734	△275	-	△275	499,000	498,378	△622	-	△622
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを当んでいます。

2. 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2025年度末	2026年度 第1四半期会計期間末
子会社・関連会社株式	1,453,691	1,453,644
その他の有価証券	376,553	370,203
国内株式	21,156	21,150
外国株式	34,558	34,558
その他の	320,837	314,493
合 計	1,830,244	1,823,848

住友生命保険相互会社

c. 金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

区 分	2025年度末					2026年度第1四半期会計期間末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益	純益	差損	四半期貸借対照表計上額	時価	差損益	純益	差損
金 銭 の 信 託	94,102	94,102	-	-	-	101,058	101,058	-	-	-

(注) 時価相当額の算定は、取引金融機関が合理的に算定した価格によっています。

・運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	2025年度末		2026年度第1四半期会計期間末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	四半期貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
運 用 目 的 の 金 銭 の 信 託	94,102	△279	101,058	△156

・運用目的以外の金銭の信託

2025年度末、2026年度第1四半期会計期間末ともに残高がないため、記載していません。

住友生命保険相互会社

3. 四半期貸借対照表

			(単位:百万円)		
期 別 科 目	2025年度末 要約貸借対照表 (2025年3月31日現在)	2025年度 第1四半期会計期間末 (2025年6月30日現在)	期 別 科 目	2025年度末 要約貸借対照表 (2025年3月31日現在)	2025年度 第1四半期会計期間末 (2025年6月30日現在)
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現金及び預貯金	990,744	1,043,478	保険契約準備金	29,033,003	29,157,990
コールローン	783,400	868,600	支払調金	139,411	125,201
買入金融債権	649,312	637,878	責任準備金	28,687,235	28,772,341
金融の信託	94,102	101,058	社員配当準備金	215,350	200,047
有価証券	31,817,336	32,908,226	再保険借	2,229	3,531
（うち国債）	(10,969,285)	(10,989,143)	社 債	626,455	698,455
（うち地方債）	(155,897)	(135,206)	その他の負債	4,374,510	4,880,916
（うち社債）	(2,679,468)	(2,804,184)	売現先割定	3,254,870	3,735,801
（うち株式）	(4,222,859)	(4,740,495)	未払法人税等	70,471	10,438
（うち外国証券）	(13,414,000)	(13,945,533)	リース債務	6,754	6,329
貸付金	2,060,390	2,036,666	資産除去債務	1,427	1,427
保険約款貸付	210,661	207,691	その他の負債	1,040,987	1,106,921
一般貸付	1,849,729	1,828,994	価格変動準備金	917,280	997,580
有形固定資産	844,901	839,870	繰延税金負債	-	46,914
無形固定資産	44,853	44,267	再評価に係る繰延税金負債	12,500	12,623
再保険貸	1,344	5,509	負債の部合計	34,956,120	35,674,992
その他の資産	529,380	545,839	(純資産の部)		
前払年金費用	62,343	71,023	基 金	50,000	50,000
繰延税金資産	92,781	-	基金償却積立金	639,000	639,000
貸倒引当金	△869	△788	再評価積立金	2	2
			剰余金	354,075	313,555
			損失填補準備金	7,304	7,304
			その他の剰余金	367,071	306,250
			基金償却準備金	20,000	30,000
			価格変動積立金	255,000	255,000
			社会及び関係者福祉増進基金	1,316	2,016
			別途積立金	223	223
			四半期末処分剰余金	80,531	19,010
			基金等合計	1,063,078	1,002,557
			その他の価額再評価益額金	1,770,301	2,177,941
			繰延ヘッジ損益	△90,266	△96,169
			土地再評価益額金	△43,190	△43,281
			評価・換算差額等合計	1,635,824	2,036,489
			純資産の部合計	2,698,902	3,036,047
資産の部合計	37,660,023	38,714,039	負債及び純資産の部合計	37,655,023	38,714,039

(注) * 2025年度末要約貸借対照表の四半期末処分剰余金は、当期未処分剰余金を示しております。

住友生命保険相互会社

4. 四半期損益計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	2025年度 第1四半期累計期間 〔2025年4月1日から 2025年6月30日まで〕	2026年度 第1四半期累計期間 〔2026年4月1日から 2026年6月30日まで〕
		金 額	金 額
経 常 収 益		828,955	1,059,257
保 険 料 等 収 入		471,779	583,886
（うち保険料）		(469,363)	(576,174)
資 産 運 用 収 益		334,160	446,399
（うち利息及び配当金等収入）		(201,362)	(238,364)
（うち金銭の信託運用益）		(-)	(1,026)
（うち有価証券売却益）		(112,331)	(117,386)
（うち特別勘定資産運用益）		(17,081)	(60,793)
そ の 他 経 常 収 益		23,015	28,971
経 常 費 用		823,829	963,499
保 険 金 等 支 払 金		528,149	609,370
（うち保険金）		(141,978)	(133,012)
（うち年金）		(123,778)	(155,749)
（うち給付金）		(90,145)	(86,802)
（うち解約返戻金）		(146,057)	(202,613)
（うちその他返戻金）		(13,650)	(16,923)
責 任 準 備 金 等 繰 入 額		19,759	85,201
責 任 準 備 金 繰 入 額		19,610	84,905
社 員 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額		148	295
資 産 運 用 費 用		160,931	149,903
（うち支払利息）		(9,939)	(13,906)
（うち金銭の信託運用損）		(104)	(-)
（うち売買目的有価証券運用損）		(-)	(78)
（うち有価証券売却損）		(20,678)	(95,393)
（うち有価証券評価損）		(12,905)	(7,422)
（うち金融派生商品費用）		(48,304)	(24,711)
事 業 費		85,300	90,300
そ の 他 経 常 費 用		29,688	28,724
経 常 利 益		5,126	95,757
特 別 利 益		7,828	568
固 定 資 産 等 処 分 益		60	568
価 格 変 動 準 備 金 戻 入 額		7,767	-
特 別 損 失		98	80,475
固 定 資 産 等 処 分 損		28	110
減 損		6	18
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額		-	80,300
社 会 及 び 契 約 者 福 祉 増 進 助 成 金		63	46
税 引 前 四 半 期 純 利 余		12,855	15,850
法 人 税 及 び 住 民 税		43,034	22,895
法 人 税 等 調 整 額		△48,026	△25,965
法 人 税 等 合 計		△4,991	△3,069
四 半 期 純 利 余		17,847	18,919

住友生命保険相互会社

注記事項

(四半期貸借対照表関係)

2026 年度第 1 四半期会計期間末											
1. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、6 月末日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。 2. 個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱いを 2023 年 5 月 8 日以降終了したことにより、平成 10 年大蔵省告示第 234 号（以下「IBNR 告示」という。）第 1 条第 1 項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR 告示第 1 条第 1 項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。 IBNR 告示第 1 条第 1 項本文に掲げるすべての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR 告示第 1 条第 1 項本文と同様の方法により算出しております。 3. 四半期貸借対照表については、前年度の剰余金処分案が 2026 年 7 月 2 日の総代会にて承認されることを前提としております。 4. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の四半期貸借対照表価額は、5,666,116 百万円です。 5. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。 <table> <tr> <td>当期首現在高</td><td>215,356 百万円</td></tr> <tr> <td>前年度剰余金よりの繰入予定額</td><td>69,178 百万円</td></tr> <tr> <td>当第 1 四半期累計期間社員配当金支払額</td><td>24,183 百万円</td></tr> <tr> <td>利息による増加等</td><td>295 百万円</td></tr> <tr> <td>当第 1 四半期会計期間末現在高</td><td>260,647 百万円</td></tr> </table> 6. 「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（2024 年 3 月 22 日 企業会計基準委員会 実務対応報告第 46 号）第 7 項を適用し、グローバル・ミニマム課税制度に対する法人税等を計上しておりません。		当期首現在高	215,356 百万円	前年度剰余金よりの繰入予定額	69,178 百万円	当第 1 四半期累計期間社員配当金支払額	24,183 百万円	利息による増加等	295 百万円	当第 1 四半期会計期間末現在高	260,647 百万円
当期首現在高	215,356 百万円										
前年度剰余金よりの繰入予定額	69,178 百万円										
当第 1 四半期累計期間社員配当金支払額	24,183 百万円										
利息による増加等	295 百万円										
当第 1 四半期会計期間末現在高	260,647 百万円										

住友生命保険相互会社

5. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

区 分	2025年度 第1四半期累計期間	2026年度 第1四半期累計期間
基礎利益 A	60,324	100,793
キャピタル収益	207,386	175,192
金銭の信託運用益	—	△156
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	112,331	117,386
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	16,377
その他キャピタル収益	95,054	41,584
キャピタル費用	142,056	160,309
金銭の信託運用損	908	—
売買目的有価証券運用損	—	78
有価証券売却損	20,678	95,393
有価証券評価損	12,906	7,422
金融派生商品費用	48,304	24,711
為替差損	58,725	—
その他キャピタル費用	534	32,702
キャピタル損益 B	65,329	14,882
キャピタル損益含み基礎利益 A + B	125,654	115,675
臨時収益	—	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	120,528	19,918
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	105,800	4,400
個別貸倒引当金繰入額	14	5
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	14,714	15,512
臨時損益 C	△120,528	△19,918
経常利益 A + B + C	5,126	95,757

（参考）その他項目の内訳

	2025年度 第1四半期累計期間	2026年度 第1四半期累計期間
基礎利益	△93,715	△7,897
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額	△44	△288
外貨建円換算に係る市場為替レート変動の影響額	△55,517	31,883
指数変動に係る保険料積立金変動の影響額	△893	1,019
金銭の信託運用損益のうち利息及び配当金等収入に相当する額	804	1,183
為替に係るヘッジロストに相当する額	△38,548	△25,593
投資信託の解約損益に相当する額	534	△4,028
有価証券償還損益のうち為替変動部分に相当する額	△2,081	△11,874
その他キャピタル収益	95,054	41,584
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額	44	288
外貨建円換算に係る市場為替レート変動の影響額	55,517	—
指数変動に係る保険料積立金変動の影響額	893	—
為替に係るヘッジロストに相当する額	38,548	25,593
投資信託の解約損益に相当する額	—	4,028
有価証券償還損益のうち為替変動部分に相当する額	2,081	11,874
その他キャピタル費用	534	32,702
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額	—	—
外貨建円換算に係る市場為替レート変動の影響額	—	31,883
指数変動に係る保険料積立金変動の影響額	—	1,019
為替に係るヘッジロストに相当する額	—	—
投資信託の解約損益に相当する額	534	—
有価証券償還損益のうち為替変動部分に相当する額	—	—
その他臨時費用	14,714	15,512
個人年金保険の年金額引当金引当額の一部および資産再評価額の一部についての保険料積立金を追加して積み立てた額	14,714	15,512

住友生命保険相互会社

6. 特別勘定の状況

a. 特別勘定資産残高の状況

(単位：百万円)

区 分	2025年度末	2026年度 第1四半期会計期間末
	金 額	金 額
個 人 変 額 保 険	65,124	70,504
変 額 個 人 年 金 保 険	31,116	30,450
団 体 年 金 保 険	816,031	860,459
特 別 勘 定 計	912,272	961,413

b. 保有契約高

(1) 個人変額保険（特別勘定）の状況

(単位：件、百万円)

区 分	2025年度末		2026年度 第1四半期会計期間末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
個人変額保険(有期型)	3	22	2	10
個人変額保険(終身型)	39,596	213,419	39,150	211,694
合 計	39,599	213,441	39,152	211,704

(2) 変額個人年金保険（特別勘定）の状況

(単位：件、百万円)

区 分	2025年度末		2026年度 第1四半期会計期間末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
変 額 個 人 年 金 保 険	37,836	61,746	33,941	58,512

住友生命保険相互会社

7. 保険会社及びその子会社等の状況

ア. 主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	2025年度 第1四半期連結累計期間	2026年度 第1四半期連結累計期間
経 常 収 益	1,236,892	1,612,830
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△24,605	92,161
親会社に帰属する四半期純剰余又は 親会社に帰属する四半期純損失(△)	△9,400	12,433
四 半 期 包 括 利 益	10,524	364,280

項 目	2025年度末	2026年度 第1四半期連結会計期間末
総 資 産	51,577,425	53,230,556

イ. 連結範囲及び持分法の適用に関する事項

連結子法人等数	38社
持分法適用非連結子法人等数	0社
持分法適用関連法人等数	7社

(注) Symetra Financial Corporationは、FASB Accounting Standards Codification Topic 944「金融サービス－保険契約」(ASU2018-12、ASU2022-05)を前連結会計年度の期首より適用しております。当該会計基準の適用等による影響は適及処理され、前第1四半期連結累計期間については、適及処理後の四半期連結財務諸表となっております。
この結果、適及処理前と比べて、前第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書において、経常損失および税金等調整前四半期純損失は、それぞれ9,272百万円増加しております。

住友生命保険相互会社

c. 四半期連結貸借対照表

			(単位：百万円)		
期 別 科 目	2023年度末 要約連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)	2023年度 第1四半期連結会計期間末 (2023年6月30日現在)	期 別 科 目	2023年度末 要約連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)	2023年度 第1四半期連結会計期間末 (2023年6月30日現在)
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現金及び預貯金	1,463,735	1,441,360	保険契約準備金	40,869,543	41,528,882
コールローン	763,400	658,500	支払勘当金	273,312	343,001
買入金銭債権	549,312	637,678	責任準備金	40,380,874	40,927,233
金融の借入	94,102	101,058	社員配当準備金	215,356	260,647
有価証券	40,951,784	42,475,237	再保険借	67,638	69,532
貸付金	3,733,661	3,830,623	社 債	850,410	755,073
有形固定資産	654,049	654,038	その他の負債	5,140,865	6,742,455
無形固定資産	676,799	673,111	退職給付に係る負債	2,483	2,513
代理店貸	253	800	役員退職慰労引当金	2	2
再保険貸	77,027	83,212	償却資産準備金	919,433	999,744
その他の資産	2,184,918	2,257,941	繰延税金負債	21,695	132,285
退職給付に係る資産	313,456	314,141	再評価に係る繰延税金負債	12,660	12,623
繰延税金資産	121,997	109,099	負債の部合計	48,884,732	50,243,114
貸倒引当金	△6,963	△6,448	(純資産の部)		
			基 金	50,000	50,000
			基金償却積立金	639,000	639,000
			再評価積立金	2	2
			連結剰余金	170,089	113,662
			基金等合計	859,092	802,665
			その他の有価証券評価差額金	1,621,161	1,958,240
			繰延ヘッジ損益	△97,661	△107,259
			土地再評価差額金	△43,190	△43,281
			為替換算調整勘定	161,780	186,076
			退職給付に係る調整累計額	177,786	171,910
			在外子会社等に係る保険契約 準備金評価差額金	14,244	20,341
			その他の包括利益累計額合計	1,834,220	2,186,027
			非支配株主持分	△619	△672
			純資産の部合計	2,692,593	2,987,441
資産の部合計	51,577,425	53,230,556	負債及び純資産の部合計	51,577,425	53,230,556

住友生命保険相互公社

d. 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(単位：百万円)

科 目	期 別	
	2025年度 第1四半期連結累計期間 〔 2025年4月 1日から 2025年6月30日まで 〕	2026年度 第1四半期連結累計期間 〔 2026年4月 1日から 2026年6月30日まで 〕
	金 額	金 額
経 常 収 益	1,236,892	1,612,830
保 険 料 等 収 入	780,641	1,013,662
資 産 運 用 収 益	428,916	555,942
（うち利息及び配当金等収入）	(276,917)	(337,306)
（うち金銭の信託運用益）	(-)	(1,026)
（うち売買目的有価証券運用益）	(12,259)	(-)
（うち有価証券売却益）	(113,512)	(118,917)
（うち特別勘定資産運用益）	(17,081)	(60,793)
その他の経常収益	27,334	43,225
経 常 費 用	1,261,498	1,520,669
保 険 金 等 支 払 金	651,464	787,987
（うち保険金）	(164,290)	(190,203)
（うち年金）	(123,903)	(155,883)
（うち給付金）	(155,870)	(178,411)
（うち解約返戻金）	(153,633)	(204,509)
責任準備金等繰入額	187,742	259,645
支払備金繰入額	864	-
責任準備金繰入額	186,728	259,349
社員配当金積立利息繰入額	148	295
資 産 運 用 費 用	210,806	236,760
（うち支払利息）	(18,376)	(25,602)
（うち金銭の信託運用損）	(104)	(-)
（うち売買目的有価証券運用損）	(-)	(16,498)
（うち有価証券売却損）	(21,868)	(96,464)
（うち有価証券評価損）	(13,340)	(7,819)
事 業 費	164,595	186,478
その他の経常費用	46,889	49,796
経常利益又は経常損失（△）	△24,606	92,161
特 別 利 益	7,919	568
固定資産等処分益	60	568
価格変動準備金戻入額	7,758	-
特 別 損 失	106	80,494
固定資産等処分損失	28	118
減損損失	13	18
価格変動準備金繰入額	-	80,311
社会及び契約者福祉増進助成金	63	46
税金等調整前四半期純剰余又は税金等調整前四半期純損失（△）	△16,892	12,234
法人税及び住民税等	43,647	25,325
法人税等調整額	△51,107	△25,409
法人税等合計	△7,459	△173
四半期純剰余又は四半期純損失（△）	△9,432	12,408
非支配株主に帰属する四半期純剰余又は非支配株主に帰属する四半期純損失（△）	△31	△24
親会社に帰属する四半期純剰余又は親会社に帰属する四半期純損失（△）	△9,400	12,433

住友生命保険相互会社

(四半期連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	期 別	
	2025年度 第1四半期連結累計期間 〔 2025年4月 1日から 2025年6月30日まで 〕	2026年度 第1四半期連結累計期間 〔 2026年4月 1日から 2026年6月30日まで 〕
	金 額	金 額
四半期純剰余又は四半期純損失（△）	△9,432	12,409
その他の包括利益	19,966	351,871
その他の有価証券評価差額金	84,700	339,871
繰延ヘッジ損益	4,485	△9,698
為替換算調整勘定	△56,598	23,472
退職給付に係る調整額	△3,170	△5,871
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	△3,072	4,880
持分法適用会社に対する持分相当額	△6,391	△783
四半期包括利益	10,524	364,280
親会社に係る四半期包括利益	10,526	364,331
非支配株主に係る四半期包括利益	△2	△51

住友生命保険相互会社

（四半期連結財務諸表の作成方針）

2026 年度第 1 四半期連結累計期間
1. 連結の範囲に関する事項
(1) 連結の範囲の変更
Singapore Life Holdings Pte. Ltd. が売却した同社の子会社 2 社について、当第 1 四半期連結累計期間より連結の範囲から除いております。
(2) 変更後の連結子会社及び子法人等数 38 社

住友生命保険相互会社

注記事項

(四半期連結貸借対照表関係)

2026 年度第 1 四半期連結会計期間末											
1. 当社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、6 月末日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。 2. 当社の個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱いを 2023 年 5 月 8 日以降終了したことにより、平成 10 年大蔵省告示第 234 号（以下「IBNR 告示」という。）第 1 条第 1 項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR 告示第 1 条第 1 項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。 IBNR 告示第 1 条第 1 項本文に掲げるすべての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR 告示第 1 条第 1 項本文と同様の方法により算出しております。 3. 四半期連結貸借対照表については、前年度の剰余金処分案が 2026 年 7 月 2 日の総代会にて承認されることを前提としております。 4. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の四半期連結貸借対照表価額は、5,666,116 百万円です。 5. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。 <table> <tr> <td>当期首現在高</td><td>215,356 百万円</td></tr> <tr> <td>前連結会計年度剰余金よりの繰入予定額</td><td>69,178 百万円</td></tr> <tr> <td>当第 1 四半期連結累計期間社員配当金支払額</td><td>24,183 百万円</td></tr> <tr> <td>利息による増加等</td><td>295 百万円</td></tr> <tr> <td>当第 1 四半期連結会計期間末現在高</td><td>260,647 百万円</td></tr> </table> 6. その他資産及びその他負債には、米国子会社の修正共同保険式再保険に係る資産及び負債がそれぞれ 678,987 百万円、619,734 百万円含まれています。 7. 「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（2024 年 3 月 22 日 企業会計基準委員会 実務対応報告第 46 号）第 7 項を適用し、グローバル・ミニマム課税制度に対する法人税等を計上しておりません。		当期首現在高	215,356 百万円	前連結会計年度剰余金よりの繰入予定額	69,178 百万円	当第 1 四半期連結累計期間社員配当金支払額	24,183 百万円	利息による増加等	295 百万円	当第 1 四半期連結会計期間末現在高	260,647 百万円
当期首現在高	215,356 百万円										
前連結会計年度剰余金よりの繰入予定額	69,178 百万円										
当第 1 四半期連結累計期間社員配当金支払額	24,183 百万円										
利息による増加等	295 百万円										
当第 1 四半期連結会計期間末現在高	260,647 百万円										

住友生命保険相互会社

注記事項

(四半期連結損益計算書関係)

2026 年度第 1 四半期連結累計期間
1. 当第 1 四半期連結累計期間に係る減価償却費（賃貸用不動産等減価償却費を含む）は 16,521 百万円、のれんの償却額は、8,251 百万円です。
2. International Financial Reporting Standards IFRS17「Insurance Contracts」を適用している Singapore Life Holdings Pte. Ltd. の IFRS17 の保険収益は、収入の金額に組み替えの上、保険料等収入に含めて計上しております。

住友生命保険相互会社

c. セグメント情報

2026年度第1四半期連結累計期間（2026年4月1日から 2026年6月30日まで）において、当社及び連結子会社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しています。

住友生命保険相互会社

独立監査人の中間監査報告書

2026年9月16日

住友生命2023基金流動化株式会社
代表取締役 関口 陽平 様

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

中山 卓弥

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住友生命2023基金流動化株式会社の2026年1月1日から2026年12月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、住友生命2023基金流動化株式会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断に

より、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (1) 上記の中間監査報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
 - (2) XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。